

履修の手引

法 学 部

法律学科

※「電子ブックの使い方」はこちらを参照すること。
※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、
記載内容が変更される場合がある。
その場合、記載内容を修正するとともに、
Campus Square for Web等で周知するので、必ず確認すること。

法学部 履修登録等に関する日程一覧

■ 学年暦

	日程等	行事
前 期	4月2日(土)	入学式
	4月8日(金)	前期開講
	5月3日(火)【憲法記念日】	授業実施
	5月4日(水)【みどりの日】	授業実施
	5月5日(木)【こどもの日】	授業実施
	6月24日(金) ※5時限のみ休講	全学総会
	7月18日(月)【海の日】	授業実施
	7月22日(金)	前期授業終了
	7月23日(土)～7月30日(土)	学期末定期試験期間
	8月1日(月)～9月20日(火)	夏季休業
後 期	9月21日(水)	後期開講
	9月23日(金)【秋分の日】	授業実施
	10月10日(月)【スポーツの日】	授業実施
	10月21日(金)～10月23日(日) ※21日(金)、22日(土)は休講	四大学運動競技大会
	10月29日(土)	振替授業実施(月曜日の授業を行う)
	11月1日(火)	文化祭準備(休講)
	11月2日(水)～11月3日(木)	文化祭(休講)
	11月4日(金)	文化祭後片付け(休講)
	11月5日(土)	振替授業実施(金曜日の授業を行う)
	11月23日(水)【勤労感謝の日】	授業実施
	11月26日(土)	振替授業実施(木曜日の授業を行う)
	12月3日(土)	振替授業実施(火曜日の授業を行う)
	12月17日(土)	振替授業実施(金曜日の授業を行う)
	12月25日(日)～2023年1月6日(金)	冬季休業
	1月7日(土)	授業開始
	1月18日(水)	後期授業終了
	1月19日(木)～1月31日(火)	学年末定期試験期間
2月6日(月)～3月14日(火)	春季休業	
3月23日(木)	学位記授与式(卒業式)	

■ 卒業論文

行事	日程等
卒業論文提出期間 ※提出場所：教務部	12月1日(木)～12月21日(水) 16:30

■ 履 修

行 事		日 程 等
予備申請期間		4月2日(土) 9:00～4月5日(火) 13:00 ※予備申請期間中は何度でも申請内容を変更可能。
予備申請結果発表(自動登録)日時		4月5日(火) 18:00(予定)
履修登録期間 (予備申請科目は定員に余裕がある授業科目のみ登録可能)	3・4年次	4月6日(水) 8:30～4月16日(土) 13:00
	1・2年次	4月6日(水) 8:30～4月18日(月) 13:00
全学共通教育科目 受講者数調整	履修エントリー期限	4月14日(木) 18:00締切
	受講者数調整のための履修登録停止期間 (受講者数調整のための抽選処理期間)	4月14日(木) 18:00～4月15日(金) 8:30
法学部基礎部門外国語科目独語および仏語の特別履修		
選択必修科目を代替する(入学時の習熟度により初級より上のレベルの科目を履修したい)場合 〈対象:1年次生〉 申請期限		(基礎教育主任(2022年度は太田教授)に予め相談の上) 4月18日(月) 13:00
1年次と異なる外国語の履修を希望する場合 〈対象:2～4年次生〉 申請期限		4月16日(土) 13:00
後期に履修登録を行う授業科目の予備申請期間		9月13日(火) 9:00～9月16日(金) 13:00
後期に履修登録を行う授業科目の予備申請結果発表		9月16日(金) 18:00(予定)
後期に履修登録を行う授業科目のうち定員に余裕がある授業科目の履修登録期間		9月20日(火) 8:30～9月28日(水) 13:00
他学部聴講申請書提出期間	前 期	4月6日(水) 8:30～4月18日(月) 13:00
	後 期	9月20日(火) 8:30～9月28日(水) 13:00
成城大学大学院法学研究科への進学を希望する成城大学法学部在学のための科目等履修生制度出願期間		
出願期間		4月1日(金)～4月9日(土) 13:00
面接日		4月12日(火) 12:20
受講手続期限		5月20日(金)

■ 教職課程

行 事	日 程 等
教職課程ガイダンス(1年次)	日程等はCampus Square for Webにて周知する
教職課程登録説明会(1年次)	2023年3月開催予定
教育実習校開拓ガイダンス(2年次)	12月頃開催予定
教育実習事前ガイダンス(3年次)	11月頃開催予定
教育実習直前ガイダンス(4年次)	4月8日(金) 18:00～
介護等体験登録説明会	10月頃開催予定
介護等体験事前ガイダンス	4月11日(月) 18:00～
介護等体験直前ガイダンス	7月頃開催予定

法学部 2022年度休講科目一覧

■ 基礎部門

授業科目	区分	授業科目	区分
図書館活用法	基礎部門 教養科目	Oceanian Studies A・B	基礎部門 教養科目
総合講座Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ		Asian Studies B	
特別講座Ⅰ		Japan Studies ⅠA・ⅠB・ⅡA・ⅦB	
成城学Ⅰ・Ⅴ		政治経済論入門Ⅰ・Ⅱ	
メディア論入門a・b		短期学外演習	
現代社会論Ⅴa・Ⅴb・Ⅷa・Ⅷb		海外短期語学研修(英語・夏季) 【カナダ】・【アイルランド】・【マレーシア (2021年度以降入学者)】	基礎部門 外国語科目 特別外国語
政治学入門a・b		海外短期語学研修(中国語・夏季)	
情報社会論入門a・b		海外短期語学研修(英語・就業体験準備) 【2020年度以前入学者】	
社会構造論Ⅰa・Ⅰb・Ⅱa・Ⅲb・Ⅳa・Ⅳb・Ⅴa・Ⅴb		海外短期研修(マレーシア・就業体験研修) 【2020年度以前入学者】	基礎部門 キャリアデザイン科目
思想・人間論Ⅰa・Ⅰb・Ⅲa・Ⅲb		成城インターンシップ(成城グローバル インターンシップ・プログラム) 【2017~2020年度入学者】	
文学入門a・b		数理科学応用a・b	基礎部門 データサイエンス科目
音楽入門a・b		機械学習応用	2022年度以降入学者 基礎部門 データサイエンス科目
表現文化論Ⅰa・Ⅰb・Ⅴa・Ⅴb		データサイエンス・ワークフロー・プログラム	
歴史文化論Ⅳa・Ⅳb・Ⅴa・Ⅴb		データサイエンス特殊講義Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	
歴史文化論演習a・b		スポーツ・スタディーズⅣ	基礎部門 スポーツ・ウェルネス教育科目
文化人類学入門a・b		身体表現・スタディーズⅠ	
地域空間論Ⅱa・Ⅱb		オルタナティブスポーツ(A)・(B)	
物理の世界a・b		アクアエクササイズ(A)・(B)	
科学史a・b		フィットネス(A)・(B)	
自然科学Ⅳa・Ⅳb		サイクル・スポーツ(C)	
数理・自然科学演習a・b			
心身論Ⅴa・Ⅴb			
Academic Skills ⅥA・ⅥB			
European Studies A			
North American Studies B			

■ 専門部門

授業科目	区分	授業科目	区分
民法特講	専門部門 自由選択科目	国際人権法	専門部門 自由選択科目
消費者法Ⅰ		外国法Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ	
不動産法		平和研究	
商取引法		地方自治論Ⅰ・Ⅱ	
刑法Ⅲ(各論2) 【2018年度以前入学者】		応用経済学特別講義C	
刑法特講【2018年度以前入学者】		特殊講義Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ	

■ 教職関連部門

授業科目
経済地理学Ⅰ・Ⅱ 【2017・2018年度入学者】

オフィスアワー

オフィスアワーとは、教員が週のある曜日・時間を決めて研究室に在室し、学生はその時間帯に自由に教員を訪ね、質問・相談できる制度である。なお、2022年度に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響が長引いた場合、「研究室」でオフィスアワーを実施することが困難となる状況も想定される。そのような場合には、大学および法学部のウェブサイトやCampus Square for Web等をつうじて、教員への質問・相談方法について改めて周知する。

教 員 名	曜日・時間	場 所
足立 友子	木曜日 12:15~13:00	足立 友子 研究室
池田 雅則	火曜日 12:15~12:55	池田 雅則 研究室
指宿 信	月曜日 13:00~14:30	指宿 信 研究室
打越 綾子	火曜日 12:15~12:45	打越 綾子 研究室
浦山 聖子	水曜日 10:40~11:30	浦山 聖子 研究室
太田 晋	月曜日 15:00~16:00	太田 晋 研究室
奥村 公輔	木曜日 13:00~14:00	奥村 公輔 研究室
亀岡 倫史	木曜日 12:20~13:00	亀岡 倫史 研究室
川 淳一	火曜日 14:40~16:10	川 淳一 研究室
川崎 恭治	金曜日 12:20~12:50	川崎 恭治 研究室
川端 倅司	金曜日 12:15~13:00	川端 倅司 研究室
桑原 康行	木曜日 12:00~12:40	桑原 康行 研究室
佐藤 量介	金曜日 12:15~12:50	佐藤 量介 研究室
鋤本 豊博	水曜日 11:00~12:00	鋤本 豊博 研究室
田嶋 信雄	火曜日 12:20~12:50	田嶋 信雄 研究室
佃 陽子	金曜日 13:00~14:00	佃 陽子 研究室
永井 典克	月曜日 14:40~16:10	永井 典克 研究室
西土彰一郎	火曜日 12:15~12:50	西土彰一郎 研究室
日名 淳裕	水曜日 13:00~14:00	日名 淳裕 研究室
福田 宏	木曜日 13:00~14:30	福田 宏 研究室
町村 泰貴	月曜日 15:00~16:00	町村 泰貴 研究室
松田 浩	木曜日 14:40~15:40	松田 浩 研究室
村上 裕章	木曜日 14:40~16:10	村上 裕章 研究室
森永 淑子	水曜日 11:00~11:45	森永 淑子 研究室
山田 剛志	月曜日 13:30~14:30	山田 剛志 研究室
山本 輝之	火曜日 12:15~13:00	山本 輝之 研究室
山本 弘明	火曜日 12:15~13:00	山本 弘明 研究室

* 研究室でのオフィスアワーは当面実施いたしません。教員との面談方法につきましては、下記のリンク先を参照してください。

※4月1日追記

2022年度法学部オフィスアワーについての変更のお知らせ

目次

授業に関すること

- I 単位制度と履修 8
- II 授 業 9
- III 科目番号（科目ナンバリング） 10
- IV 履修登録 13
- V 特別な履修登録手続きを必要とする授業科目 14
- VI 試 験・レポ ー ト 20
- VII 成 績 22
- VIII GPA制度 23
- IX 卒業論文 24
- X 他学部聴講制度 25
- XI 成城大学大学院法学研究科への進学を希望する成城大学法学部在学学生のための科目等履修生制度 25
- XII 転学部 27
- XIII 秋卒業制度 27
- XIV 卒業延期制度 28

人材育成の目的と3つの方針 29

カリキュラムの基本方針 30

法学部履修規定

- I 授業科目の区分について 34
- II 授業科目履修上の注意 34
- III 履修方法一般について 35
- IV 分野別履修方法 38

全学共通教育科目

- I 全学共通教育の理念 62
- II 全学共通教育科目における各種プログラム認定・修了要件 65

教職課程

[2019年度以降入学者用]

- I 教職課程 68
- II 教職課程科目の履修 70
- III 教職課程の説明会・ガイダンス 76
- IV 教育職員免許状の申請等 77

[2018年度以前入学者用]

- I 教職課程 80
- II 教職課程科目の履修 82
- III 教職課程の説明会・ガイダンス 86
- IV 教育職員免許状の申請等 87

学則・その他

- 成城大学学則 90
- 成城大学学位規則 104
- 成城学園配置図・大学校舎案内 109

授業に関すること

I	単位制度と履修	8
II	授 業	9
III	科目番号（科目ナンバリング）	10
IV	履修登録	13
V	特別な履修登録手続きを必要とする授業科目	14
VI	試験・レポート	20
VII	成 績	22
VIII	GPA制度	23
IX	卒業論文	24
X	他学部聴講制度	25
XI	成城大学大学院法学研究科への進学を希望する 成城大学法学部在学学生のための科目等履修生制度	25
XII	転学部	27
XIII	秋卒業制度	27
XIV	卒業延期制度	28

I 単位制度と履修

A 単位制度

1 単位制度

本学における学修は単位制度によって行われる。単位制度とは、所定の授業科目を履修することによって、4年以上の在学期間中に卒業に必要な総単位数を修得する制度である。

2 単位数

- ① 学年の学修期間は定期試験等の日を含めて35週であるが、これを2期に分ける（大学学則第11条・第13条参照）。授業科目は1か年35週または半期をもって完結する。
- ② 授業の単位は、45時間の学修（教室における授業時間と予習・復習等の教室外における学修時間とを含む）を必要とする内容をもって1単位とすることを標準とする。
- ③ 単位数はそれぞれの科目によって異なり、授業科目による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して計算される。

授業科目	授業期間	回数	単位数	説明
講義科目・演習科目（ゼミナール）	半期	1回	2	週1回、半期の科目を2単位とする。
		2回	4	週2回、半期の科目を4単位とする。
	通年	1回	4	週1回、通年の科目を4単位とする。
外国語科目	半期	1回	1	週1回、半期の科目を1単位とする。
		2回	2	週2回、半期の科目を2単位とする。
		4回	4	週4回、半期の科目を4単位とする。
		6回	6	週6回、半期の科目を6単位とする。
		8回	8	週8回、半期の科目を8単位とする。
	通年	1回	2	週1回、通年の科目を2単位とする。
		2回	4	週2回、通年の科目を4単位とする。
スポーツ・ウェルネス実技科目	半期	1回	1	週1回、半期の科目を1単位とする。
	集中	—	1	週1回、半期に相応する授業時間数によって編成される科目を1単位とする。
卒業論文	—	—	4	「卒業論文」を4単位とする。

3 卒業要件単位数

卒業に必要な単位数（卒業要件単位数）は、【履修規定Ⅲ履修方法一般についてA開設科目および卒業要件単位数】を参照のこと。

4 余剰単位

卒業要件単位数を超えて修得した単位は余剰単位とも称される。なお、その単位・成績も付与され、Campus Square for Webの個人成績参照および成績証明書に記載される。

B 履修

1 年次配当

授業科目には配当年次が指定されている。在学年次よりも上の年次に配当されている授業科目は原則として履修することができない。

2 再履修

単位が修得できなかった授業科目を再び履修することを再履修と呼ぶ。必修科目が不合格となった場合は、必ず再履修しなければならない。

3 反復履修の禁止

すでに単位を修得した授業科目を再び履修することを反復履修と呼ぶ。反復履修は、特に認められた場合を除いて禁止されている。

4 重複履修の禁止

同一年度に同一名称の授業科目を複数履修することを重複履修と呼ぶ。重複履修は、特に認められた場合を除いて禁止されている。なお、科目の名称にはシラバスおよび授業時間割表に記載されている副題（〈 〉で囲まれている部分）は含まれない。

※授業科目名称の例

- ・「プロジェクト演習〈企業提案〉」と「プロジェクト演習〈企業との協働〉」は同一名称の科目として扱う。
- ・「英語リスニング&スピーキング（初級）a」と「英語リスニング&スピーキング（中級）a」は別の名称の科目として扱う。

5 成績評価の前提条件

当該授業科目について、出席すべき時間数の3分の1以上欠席した者は、当該授業科目修了の認定を受けることができない（大学学則第23条第1項）。

Ⅱ 授 業

A 学期と授業期間

本学の授業は1年を前期・後期の2学期に分けて行われ、授業期間は下記の3つに分かれる。

通 年	1年間
半 期	半年間（前期または後期）
集 中	夏季、冬季、春季休業中等の一定期間

B 時限と授業時間

1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限※
9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50	18:00～19:30

※6時限は補講時間帯（通常授業は行われない）。

なお、土曜日は通常授業は行われない（一部、資格科目等を除く）。

C 休 講

大学行事が行われたり、各授業科目担当者にやむを得ない事情が発生した場合に、授業を休講することがある。

D 補 講

休日、休講、日程等の都合により、授業の進行が予定より遅れた際に、臨時の授業を行うことがある。これを補講という。

補講は、原則として月～金曜日の6時限に行う。

E 教室変更

都合により、授業の教室を変更する場合がある。

履修中の授業科目情報（休講・補講・教室変更等）は、Campus Square for Web（キャンパススクエアフォーウェブ）で確認ができ、メールアドレスを登録しておくこと、その情報が自動配信される。なお、電話での問い合わせは受け付けていない。

※ Campus Square for Webでは、教員から届出があり次第、随時情報を更新している。

急病等事前に告知ができないときは、授業当日の掲載になる場合がある。

【Campus Square for Web】

Campus Square for Webは、学生生活に必要な情報等をインターネットから閲覧・登録できるシステムで、大学ホームページよりアクセスできる。「ユーザ名・パスワード」を忘れてしまった場合などは、メディアネットワークセンター・教務部のいずれかの窓口まで申し出ること。

大学ホームページ

PC・スマートフォン：<https://www.seijo.ac.jp>

Campus Square for Web

PC・スマートフォン：<https://cs.seijo.ac.jp/campusweb/>

mobile：<https://cs.seijo.ac.jp/campusmobile/>

Ⅲ

科目番号（科目ナンバリング）

概要

科目番号は、各授業科目に対して、体系的に編成された教育課程（カリキュラム）におけるその位置付け（学修の段階等も含む。）を表すために、各桁に示す分類に基づく数字又は英字を当てて用いることにより付されている。（これを「科目ナンバリング」という。）
この科目番号によって、当該授業科目がどのようなレベルの、どのような領域のものであるかがわかるようになっており、学習計画を検討する一助としても活用することができる。なお、科目番号は、シラバスや学事システムにおいて表示される。

【例】 法学部 法律学科における「憲法 I (人権)」

J L A - B 1 0 - 1 - V 3 2 3

① 教育課程 ② 部門・区分・領域 ③ 配当年次 ④ 科目分類 ⑤ 分野識別番号

法学部法律学科のカリキュラムにおいて「専門部門 - 必修科目」に位置づけられ、1年次配当科目で憲法の分野に該当する講義科目であることを意味している。他の部門・区分・領域等については以下分類表を参照のこと。

① 教育課程

J L A	法学部法律学科
-------	---------

② 部門・区分・領域

部門		区分		領域			
A	基礎部門	1	教養科目	1	法学部開設科目		
				2	全学共通教育科目		
				3	全学共通教育科目 国際交流科目		
				4	他学部開設科目		
		2	外国語科目	1	英語		
				2	独語または仏語		
				3	特別外国語		
				3	キャリアデザイン科目	0	—
				4	データサイエンス科目	0	—
		3	スポーツ・ウエルネス教育科目	5	0	—	
1	必修科目			0	—		
2	選択必修科目			0	—		
B	専門部門	3	自由選択科目	0	—		
				0	—		
C	教職関連部門	0	—	0	—		

* 区分・領域の分類が存在しない科目群については、0を便宜上付け加えている。

③ 配当年次

1	1年次から履修できる科目
2	2年次から履修できる科目
3	3年次から履修できる科目
4	4年次から履修できる科目

④ 科目分類

A~F	全学共通教育科目
L	外国語科目
S	演習科目
V	講義科目

⑤ 分野識別番号

全学共通教育科目はこの通りではない。全学共通教育科目の番号体系（p.12）を参照のこと。

部門	分野識別番号
基礎部門	800 言語
	830 英語
	840 独語
	850 仏語
	900 文学
	999 演習
専門部門	310 政治学・行政学・国際政治学
	321 法学・基礎法
	322 法制史・外国法
	323 憲法・行政法
	324 民法・民事法
	325 商法・会社法・経済法
	326 刑法・刑事法
	327 司法・手続法
	328 その他の法分野
	329 国際法・国際私法
	330 経済学
999 演習	
他学部開設科目および 教職関連部門	130 哲学
	140 心理学
	150 倫理学
	160 宗教学
	200 歴史学
	290 地理学・地誌学
	330 経済学
	360 社会学
	410 数学
	780 スポーツ

全学共通教育科目の番号体系

(④科目分類に対応)		(⑤分野識別番号に対応)					下4桁		
科目群		分野		系列		基幹／展開			
A	リテラシー科目群	1	WRD	0	-	0	-	A100	
		2	外国語科目					A200	
		3	外国語科目 (ディプロム・コース)					A300	
		4	IT科目					A400	
B	教養科目群	1	総合科目	0	-	0	-	B100	
		2	成城学					B200	
		3	系列科目	1	現代社会論系列	1	基幹	B311	
					2	展開	B312		
				2	社会構造論系列	1	基幹	B321	
					2	展開	B322		
				3	思想・人間論系列	1	基幹	B331	
					2	展開	B332		
				4	表現文化論系列	1	基幹	B341	
					2	展開	B342		
		5	歴史文化論系列	1	基幹	B351			
			2	展開	B352				
		6	地域空間論系列	1	基幹	B361			
2	展開		B362						
7	数理・自然科学系列	1	基幹	B371					
	2	展開	B372						
8	心身論系列	1	基幹	B381					
	2	展開	B382						
C	キャリアデザイン科目群	0	-	0	-	0	-	C000	
D	国際交流科目群	1	留学対策科目	0	-	0	-	D100	
		2	英語等による地域研究科目					D200	
		3	英語等による日本事情関係科目					D300	
		4	英語等による特定のテーマを扱った科目					D400	
		5	海外短期語学研修					D500	
		6	受け入れ留学生科目					D600	
		7	留学準備演習					D700	
E	データサイエンス科目群	1	リテラシー科目	0	-	0	-	E100	
		2	応用基礎科目					E200	
		3	アドバンスド科目					E300	
		4	選択科目					E400	
F	スポーツ・ウエルネス教育科目	1	スポーツ・ウエルネス講義・演習科目	0	-	0	-	F110	
			2					ウエルネス文化	F120
			3					身体表現文化	F130
		2	スポーツ・ウエルネス実技科目	0	-	0	-	F200	

授業に関するしごと

IV

履修登録

1 履修登録とは

履修登録は、自分が履修しようとする授業科目を登録する手続きである。この手続きがなされていなければ授業科目の履修はできず、また単位も授与されない。

原則として4月に、前期・通年科目とあわせて後期科目についても登録する必要があるが、一部、特定の方法・期間にしか登録できない授業科目もあるため、1年間の履修計画を立てた上で、所定の時期に適切に履修登録を行う必要がある。(p.17 [C](#)その他の手続きを必要とする授業科目)

2 履修登録

履修登録はWeb上で行う。Campus Square for Webを利用した履修登録の方法の詳細については、履修登録マニュアル(大学ホームページ、または、Campus Square for Webよりダウンロード可)を参照すること。

3 登録期間

巻頭の『法学部 履修登録等に関する日程一覧』を参照すること。

4 登録時の注意点

- ① 履修の手引、シラバス等をよく読み、履修する授業科目を決定した後に履修登録をすること。
- ② 教務部で事前登録を行う授業科目があり、これらの授業科目は原則として取り消すことができない。
- ③ 登録の締切日時を厳守すること。登録締切後は、授業科目の追加や、登録した授業科目の訂正・取り消しを行うことはできない。なお、履修方法上の誤り等により教務部から訂正を指示する場合があるが、この場合はその指示に従うこと。
- ④ 病気等、やむを得ない理由により締切日時までに登録を完了できない場合は、事前に教務部に相談し、手続きに関する指示を受けること。

【前期開講1週目の授業について】

- 必修科目、クラス指定の授業科目、予備申請で受講が決定した授業科目については、1週目の授業から出席すること。
- 選択科目は、原則として1週目の授業では、授業概要の説明が行われる。いろいろな授業に出席し、本年度履修する授業科目を計画的に選択すること。この期間中は、授業途中に教室の出入りをしても構わない。

5 履修登録の注意点

- ① 履修登録のできない授業科目
 - 在学年次よりも上の年次に担当された授業科目
 - クラス指定の科目で自分のクラス以外の授業科目
 - **すでに単位を修得した授業科目**(例外もあるので、詳細は【[履修規定](#)】を参照のこと)
 - 履修するための前提条件(所定科目の履修・修得等)を満たしていない科目
- ② 特別な履修登録手続きを必要とする授業科目
履修登録の前に特別な履修登録手続きを必要とする授業科目がある。詳細については、【[授業に関すること](#) [IV](#) 特別な履修登録手続きを必要とする授業科目】を参照すること。
- ③ 履修科目登録上限単位数
履修登録することのできる単位数には上限が定められているので、上限の単位数を超えないよう十分留意して登録すること。詳細については【[履修規定](#) [III](#) 履修方法一般について [B](#) 各年次における履修単位制限】を参照すること。
- ④ 本年度履修登録する授業科目がない場合
4年次生で本年度履修登録する授業科目がない場合でも、必ずCampus Square for Webの履修状況メニューにある「登録・自己判定」ボタンをクリックすること。

V

特別な履修登録手続きを必要とする授業科目

A

予備申請を必要とする授業科目

1 予備申請

授業の性質や使用する機材の台数の関係上、受講者数に定員を設ける授業科目がある。これらについては、履修登録の前にWeb上での予備申請が必要である。
予備申請の要領は以下のとおりだが、申請方法の詳細については、履修登録マニュアル（大学ホームページ、または、Campus Square for Webよりダウンロード可）を参照すること。予備申請期間中は、申請した授業科目を何度でも変更・削除することができる。

2 予備申請期間・申請結果の発表

申請期間および発表日時は巻頭の『法学部 履修登録等に関する日程一覧』を参照すること。予備申請を行った授業科目で、抽選により履修が許可されたものは、自動的に履修登録が行われ、不許可となったものは、自動的に削除される。申請結果については、Campus Square for Webの履修状況メニューで確認すること。

3 予備申請を必要とする授業科目 予備申請を必要とする授業科目は、以下のとおりである。

分野・区分	授 業 科 目		
基礎部門 外国語科目	英語Ⅱ(実践)	英語研究(英米事情)	
	英語Ⅲ(コミュニケーション)	英語研究(時事英語)	
	英語研究(英米文学講読)	英語研究(英語表現)	
	英語研究(英米文化研究)	英語Ⅰ(総合)〈再履修〉	
基礎部門 教養科目 【全学共通教育科目】	WRD	表現文化論演習a・b	
	コンピュータ・リテラシーA1、A2、B～E	歴史文化論演習a・b	
	図書館活用法	地域空間論演習a・b	
	現代社会論演習a・b	生命科学の世界a・b	
	社会構造論演習a・b	数理・自然科学演習a・b	
	思想・人間論演習a・b	心身論演習a・b	
基礎部門 特別外国語	英語リスニング&スピーキング(初級)a・b	仏語選択(中級)a・b	
	英語リスニング&スピーキング(中級)a・b	仏語選択(上級)a・b	
	英語リスニング&スピーキング(上級)a・b	スペイン語選択(初級)a・b	
	英語リーディング&ライティング(初級)a・b	中国語選択(初級)Ⅰa・b	
	英語リーディング&ライティング(中級)a・b	中国語選択(初級)Ⅱa・b	
	英語リーディング&ライティング(上級)a・b	中国語選択(中級)a・b	
	英会話選択a・b	中国語選択(上級)a・b	
	英文多読a・b	韓国語会話選択a・b	
	独会話選択a・b	韓国語選択(初級)a・b	
	独語選択(初級)Ⅰa・b	ディプロム・コース中級(独語)a・b	
	独語選択(初級)Ⅱa・b	ディプロム・コース上級(独語)a・b	
	独語選択(中級)a・b	ディプロム・コース中級(仏語)a・b	
	独語選択(上級)a・b	ディプロム・コース上級(仏語)a・b	
	仏会話選択a・b	ディプロム・コース中級(スペイン語)a・b	
仏語選択(初級)Ⅰa・b	ディプロム・コース中級(韓国語)a・b		
基礎部門 キャリアデザイン科目	キャリア形成Ⅰ～Ⅳ	時事英語Ⅰ・Ⅱ	
	プロジェクト演習		
基礎部門 データサイエンス科目	データサイエンス概論	機械学習基礎	
	データサイエンス基礎	データサイエンス・アドバンスド・プログラム	
	データアナリティクス基礎	データアナリティクス応用	
基礎部門 スポーツ・ウエルネス教育科目	スポーツ・スタディーズⅠ～Ⅳ	身体表現・スタディーズⅠ～Ⅳ	
	ウエルネス・スタディーズⅠ～Ⅳ	スポーツ・ウエルネス実技科目	
専門部門 必修科目	基本書演習※	基礎演習A・B	
	【再履修者のみ】	憲法Ⅰ(人権)	憲法Ⅱ(統治機構)
		民法Ⅰ(総則)	民法Ⅱ(物権)
		民法Ⅳ(債権各論)	刑法Ⅱ(各論Ⅰ)【2018年度以前入学者】
		刑法Ⅰ(総論)【2018年度以前入学者】	刑法Ⅱ(各論)【2019年度以降入学者】
		刑法Ⅰ(概論及び犯罪成立要件)【2019年度以降入学者】	
専門部門 選択必修科目	民法Ⅲ(債権総論)		
	民法Ⅴ(親族・相続)		
専門部門 自由選択科目	憲法特講	法曹特講(刑事法)	
	法曹特講(公法)	刑事法特講	
	法曹特講(民事法)	特殊講義Ⅵ	
	民法特講		

注) 本年度休講科目は「法学部 2022年度休講科目一覧」を参照すること。

※「基本書演習」の申請は、後期に行う。p.17の2を参照すること。

4 申請上の注意

- ①「WRD」は科目の性質上、申請者数が受講者定員を上回った場合、受講者の決定については、1年次生を優先する。
- ②「コンピュータ・リテラシーA1」と「コンピュータ・リテラシーA2」はセットで履修することになっている。予備申請をする際は、A1のみ申請する。抽選の結果、A1の履修が許可された場合、セットとなるA2のクラスも自動的に履修登録される。

5 定員に余裕がある授業科目の履修登録

抽選の結果、定員に余裕がある授業科目については、履修登録期間において先着順で登録を受け付ける（「基本書演習」・「基礎演習A」・「基礎演習B」を除く）。日程の詳細は巻頭の『法学部 履修登録等に関する日程一覧』を参照すること。

B

履修登録期間中に受講者数の調整を行う授業科目

1 対象科目

全学共通教育科目（p.62～p.66）
 （「予備申請を必要とする授業科目（p.14）」、「その他の手続きを必要とする授業科目（p.17）」を除く）

2 抽選対象科目の決定と抽選結果の発表

履修登録期間中に登録者数が多数にのぼり、教室の収容定員を超えるなどの理由により授業環境が整わないと大学が判断した授業科目は、受講者数の調整のため抽選を行い、受講者及び定員を決定する。

日程の詳細は巻頭の『法学部 履修登録等に関する日程一覧』を参照すること。

抽選結果については、Campus Square for Webの履修状況メニューで確認すること。

なお、抽選の対象となった科目、ならなかった科目、いずれも履修登録期間中は定員の範囲内で自由に削除・登録することが可能である。

C その他の手続きを必要とする授業科目

1 独語および 仏語の特別履修

① 選択必修科目を代替する場合〈対象：1年次生〉

基礎部門の独語・仏語については、入学時の習熟度により、選択必修の「ドイツ語初級」・「フランス語初級」に代えて、「ドイツ語中級」・「フランス語中級」および「ドイツ語研究」各授業科目・「フランス語研究」各授業科目の履修を希望する者。

② 1年次と異なる外国語の履修を希望する場合〈対象：2～4年次生〉

1年次に「ドイツ語初級（2018年度以前入学者は「独語Ⅰ」）」または「フランス語初級（2018年度以前入学者は「仏語Ⅰ」）」の単位を修得した者で、2年次以降に異なる外国語（「フランス語初級」または「ドイツ語初級」）の履修を希望する者。

※ ①、②いずれの場合も、「履修科目登録・訂正申請書」を期限までに教務部に提出する。申請手続きおよび日程の詳細については、巻頭の『法学部 履修登録等に関する日程一覧』を参照すること。

2 基本書演習

基本書演習の履修登録は以下のとおり、後期開講前に予備申請で行う。

日程の詳細は巻頭の『法学部 履修登録等に関する日程一覧』を参照すること。

再履修者も、予備申請を行うこと。

なお、手続きの詳細について、当該年度夏（7月）に説明会を行うので必ず出席すること。

日程はCampus Square for Web等で周知する。

3 基礎演習A・B

基礎演習A・Bの履修登録は、予備申請で行う。

手続きの詳細については、前期開講前に説明会を行うので必ず出席すること。

日程はCampus Square for Web等で周知する。

4 専門演習

専門演習は、参加申込人数、参加者の学習意欲、演習運営方針などを勘案し、面接ないし志望理由書提出などの選考を経て、担当教員が参加者を決定する。

なお、選考により履修が許可された者は、教務部が履修登録を行う。変更は一切認めない。

① 3年次第1演習

3年次1つ目の専門演習については、一定人数まで無条件で参加が許可される。

手続きの詳細について、前年度秋（11月）に説明会を行うので、必ず出席すること。

日程はCampus Square for Web等で周知する。

② 4年次第1演習

4年次1つ目の専門演習の募集は、前年度3月下旬から行う。

ただし、過去に専門演習4単位を修得済みである者が対象となる。

手続きの詳細については、前年度冬（1月）にCampus Square for Web等で周知するのでその指示に従うこと。

※ **前年度に専門演習単位未修得の者は、3年次第1演習の定員に余裕がある演習を対象に別途募集を行う。**手続きの詳細については、前年度冬（1月）にCampus Square for Web等で周知するのでその指示に従うこと。

③ 第2演習

3年次・4年次いずれも2つ目の専門演習の募集を行う。

すでに参加が内定している各自の「第1演習」と時間割表上の重複がない限り、参加を申請することができる。

なお、この「第2演習」は、参加学生の高度な学習能力と学習意欲を前提とするため、募集定員を若干名とする。

手続きの詳細については、前年度冬（1月）にCampus Square for Web等で周知するのでその指示に従うこと。

5 選考を行う 授業科目

下記の授業科目は、受講者数に定員を設けているため、開講前または開講1週目の授業で選考を行う（後期開講科目は後期に行う）。詳細については掲示を確認すること。

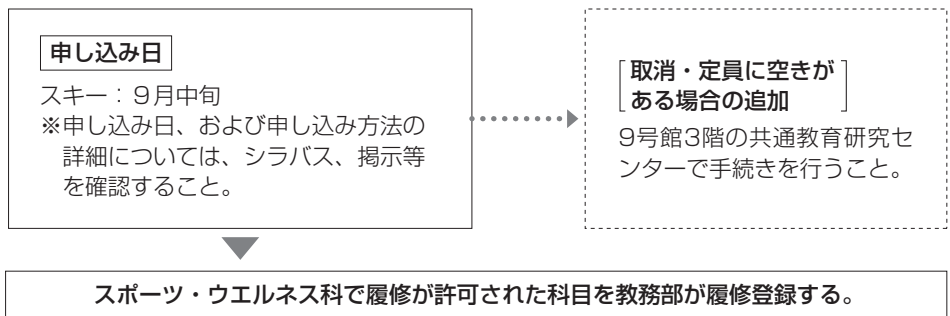
- ・「ビジネス英語a・b」
- ・「Academic SkillsⅡA・ⅡB・ⅢA・ⅢB」

なお、履修が許可された者は、教務部が履修登録を行う。**登録された授業科目は取り消すことができない。**

6 スポーツ・ウェルネス実技科目 [集中コース]

スポーツ・ウェルネス実技科目のうち、集中コースの科目は、**履修登録をする前に必ずスポーツ・ウェルネス科で履修申し込みの手続きを行わなければならない。**授業内容を参照の上、以下に示すとおり履修手続きを行うこと。

なお、やむを得ない理由によりコースが中止となる場合があることを考慮し、学修計画を立てておくこと。



7 成城インターンシップ

「成城インターンシップ」の受講を希望する場合は、以下のとおり入学年度に合わせて履修登録をすること。単位は学年末に授与される。

※4月に授業科目の詳細についてのガイダンスを行うので、希望者は必ず出席すること。

2021年度以降入学者

前期に「【申請用】成城インターンシップ」（授業コード6794）を登録すること。

2020年度以前入学者

- 成城グローバルインターンシップ・プログラムに参加し、受講を希望する者
前期に「【申請用】成城インターンシップ〈成城グローバルインターンシップ・プログラム〉」（授業コード6795）を登録すること。
※「成城インターンシップ〈成城グローバルインターンシップ・プログラム〉」と「海外短期研修（マレーシア・就業体験研修）」を併願する際の注意事項は4月のガイダンスで伝達する。
- 大学提携型インターンシップを含む各インターンシップに参加し、受講を希望する者
前期に「【申請用】成城インターンシップ〈インターンシップ・プログラム〉」（授業コード6796）を登録すること。

履修登録期間終了後の研修先の調整結果に応じて、以下のとおり教務部が登録変更を行う。

2021年度以降入学者

受講希望者が登録する科目	教務部にて登録する科目	
前期に履修登録する授業科目	前期に受講する授業科目	後期に受講する授業科目
【申請用】成城インターンシップ (授業コード6794)	成城インターンシップ事前講義 開講学期：前期、単位数：0単位	成城インターンシップ 開講学期：後期、単位数：2単位

2020年度以前入学者

受講希望者が登録する科目	教務部にて登録する科目	
前期に履修登録する授業科目	前期に受講する授業科目	後期に受講する授業科目
【申請用】成城インターンシップ 〈成城グローバルインターンシップ・プログラム〉 (授業コード6795)	成城インターンシップ事前講義 〈成城グローバルインターンシップ・プログラム〉 開講学期：前期、単位数：0単位	成城インターンシップ 〈成城グローバルインターンシップ・プログラム〉 開講学期：後期、単位数：2単位
【申請用】成城インターンシップ 〈インターンシップ・プログラム〉 (授業コード6796)	成城インターンシップ事前講義 〈インターンシップ・プログラム〉 開講学期：前期、単位数：0単位	成城インターンシップ 〈インターンシップ・プログラム〉 開講学期：後期、単位数：2単位

8 海外短期
語学研修・
海外短期研修

4月(夏季)および10~11月(春季)に研修内容および申込方法に関する説明会を行うので、参加希望者は出席すること。説明会の予定は掲示板等で周知する。また、研修参加が認められた者の履修登録は、教務部が行う。

やむを得ない理由により研修が中止となる場合があることを考慮し、履修科目登録上限単位数や卒業・進級要件単位数に注意して学修計画を立てておくこと。

海外短期語学研修 (英語・夏季)	2単位	【研修先】 アルバータ大学(カナダ) 【期間】 8月〔約4週間〕 【単位】 本年度後期科目として単位を授与する。
	2単位	【研修先】 リムリック大学(アイルランド) 【期間】 8月〔約3週間〕 【単位】 本年度後期科目として単位を授与する。
海外短期語学研修 (英語・春季)	2単位	【研修先】 ニューカッスル大学(オーストラリア) 【期間】 2月~3月〔約4週間〕 【単位】 翌年度前期科目として単位を授与する。
	2単位	【研修先】 コロラド大学ボルダー校(アメリカ) 【期間】 2月~3月〔約3週間〕 【単位】 翌年度前期科目として単位を授与する。
海外短期語学研修 (独語・春季)	2単位	【研修先】 ドレスデン工科大学(ドイツ) 【期間】 2月~3月〔約4週間〕 【単位】 翌年度前期科目として単位を授与する。
海外短期語学研修 (仏語・春季)	2単位	【研修先】 西部カトリック大学(フランス) 【期間】 2月~3月〔約3週間〕 【単位】 翌年度前期科目として単位を授与する。
海外短期語学研修 (中国語・夏季)	2単位	【研修先】 北京大学(中国) 【期間】 8月~9月〔約4週間〕 【単位】 本年度後期科目として単位を授与する。

2021年度以降入学者のみ履修可

海外短期語学研修 (英語・夏季)	1単位	【研修先】 マレーシア工科大学(マレーシア) 【期間】 8月〔約2週間〕 【単位】 本年度後期科目として単位を授与する。
---------------------	-----	--

※ 2021年度以降入学者対象の「海外短期語学研修(英語・夏季)」(マレーシア)と2020年度以前入学者対象の「海外短期語学研修(英語・就業体験準備)」の研修内容は同一である。2021年度以降入学者でマレーシアでの就業体験研修を希望する者は、「成城インターンシップ」の項を確認すること。

2020年度以前入学者のみ履修可

セット履修	海外短期語学研修 (英語・ 就業体験準備)	1単位	【研修先】 ・海外短期語学研修(英語・就業体験準備): マレーシア工科大学(マレーシア) ・海外短期研修(マレーシア・就業体験研修): 現地企業 【期間】 8月〔2科目合わせて約3週間〕 【単位】 ・海外短期語学研修(英語・就業体験準備): 本年度後期科目として単位を授与する。 ・海外短期研修(マレーシア・就業体験研修): 本年度通年科目として単位を授与する。
	海外短期研修 (マレーシア・ 就業体験研修)	2単位	

※ 2020年度以前入学者対象の「海外短期語学研修(英語・就業体験準備)」と2021年度以降入学者対象の「海外短期語学研修(英語・夏季)」(マレーシア)の研修内容は同一である。

※ 「海外短期研修(マレーシア・就業体験研修)」と「成城インターンシップ(成城グローバルインターンシッププログラム)」を併願する際の注意事項は4月のガイダンスで伝達する。

履修上の注意については、【履修規定】Ⅳ分別履修方法 A基礎部門 2 外国語科目 4 特別外国語の履修】を併せて参照すること。

VI 試験・レポート

A 試験

1 試験と単位授与

履修登録をしている授業科目の成績は、学期末、学年末に実施される定期試験および授業への参加度等も総合した成績により評価され、授業科目担当者により合格と判定された者は、単位が授与される。

2 試験の種類

① 定期試験

- 学期末定期試験…前期授業終了後の定期試験期間内に行われる試験
- 学年末定期試験…後期授業終了後の定期試験期間内に行われる試験

② 期前試験…定期試験期間前の授業時間中に実施される試験

③ 定期試験に代わるレポート…定期試験の代わりに、レポートで実施される試験。

提出日、提出先（教務部、授業時間内、各学部研究事務室など）等は授業科目担当者により異なる。

④ 追試験…病気その他のやむを得ない事由により、定期試験または期前試験を受験できなかった場合に授業科目担当者の判断により実施される試験（要手続）

※「定期試験に代わるレポート」は、追試験の対象にはならない。

3 試験についての連絡

定期試験（試験またはレポート）、期前試験の連絡は、Campus Square for Webにて発表する。

その他、中間テスト、小テスト、小レポート等について授業科目担当者からCampus Square for WebやWebClass等にて発表される場合がある。

B 定期試験

1 注意事項

- ① 履修登録がなされていない授業科目の受験は認めない。
- ② 不正行為は学則に基づき処分される。

2 試験期間

巻頭の『法学部 履修登録等に関する日程一覧』を参照すること。

3 試験時間

原則60分とする。

4 試験時間割の発表

試験時間割は、原則として定期試験期間の約1週間前にCampus Square for Webにて発表する。

5 持ち込みを許可する参照物等

試験の際に持ち込みを許可する参照物等がある場合には、Campus Square for Webにて発表する。

6 受験心得

- ① 学生証を必ず持参すること。
※ 学生証を忘れた場合は、事前に学生課で受験許可証の交付を受けること。
- ② 試験場には、**定刻までに入室**すること。ただし、試験開始後20分までは遅刻者の入室を認める。
- ③ 試験開始後30分以内は退室できない。
- ④ 答案の氏名欄（学籍番号、氏名）と出席カードは、**ペン（鉛筆以外）**で記入すること。
- ⑤ **答案用紙を試験場から持ち出すことは一切認めない**。また、**無記名答案は無効**となる場合があるので注意すること。

7 試験開始時間の変更および中止

小田急線の新宿から相模大野までの全区間が運行を停止した場合、気象庁から東京23区西部に暴風警報等が発令された場合および大規模地震の警戒宣言が発令された場合、定期試験開始時刻の変更（線下実施等）あるいは中止する場合がある。

C 定期試験に代わるレポート

レポートは、原則として本人が提出し、**提出期限を厳守**すること。
また、提出先によって提出要領が異なるので、以下の指示に従って提出すること。

- | | |
|------------------------------|--|
| <p>1 教務部に提出する場合</p> | <p>表紙 ① 教務部で配付する「指定の表紙」を使用する。
② 表紙には必ず「整理番号」(Campus Square for Webを参照のこと)を記入する。</p> <p>提出要領 ① 提出レポートは、必ずペン(鉛筆以外)書きとする。
② 用紙の種類について
〈パソコンを使用する場合〉A4判(横書き)
〈手書きの場合〉
・原稿用紙指定の場合
横書きの場合…A4判400字詰め／縦書きの場合…B4判400字詰め
・レポート用紙の場合…A4判(横書き)
※ 授業科目担当者から指示がある場合はそれに従うこと。</p> |
| <p>2 教務部以外に提出する場合</p> | <p>表紙 教務部で配付する「指定の表紙」は使用せず、授業科目名・担当者名・題目・学部・学科・年次・学籍番号・氏名等を記入した表紙をつけること。なお、ホームページ上からも表紙フォームを印刷できるので必要に応じて使用すること。</p> <p>提出要領 用紙等提出要領は、授業科目担当者の指示に従うこと。</p> |

D 追試験

病気その他のやむを得ない理由により、定期試験または期前試験を受験できなかった場合、「追試験受験願」を提出することができる(「定期試験に代わるレポート」は除く)。ただし、以下の理由によるもの以外は「追試験受験願」の提出は認められない。また、提出に係る締切日時等の注意事項はCampus Square for Webにて発表する。

- | | |
|---|--|
| <p>1 「追試験受験願」の提出資格および受付時間</p> | <p>① 病気およびケガ
(医療機関が発行した診断書(原本)、または、これに準ずるものを添付 *当日受験できないことが確認できること。また、医療機関への受診日、病名および加療(療養)期間等が明記されていること。)</p> <p>② 忌引
(会葬礼状(原本)または死亡診断書(写し)添付 *原則として、適用日数は死亡日(または通夜・葬儀)当日を1日目と数え、血族および配偶者の場合、以下の通りとする。
父母・配偶者・子 連続7日間、祖父母・おじ・おば・兄弟姉妹 連続5日間、曾祖父母 連続3日間、甥姪・いとこ 連続2日間。いずれも土日を含めて連続した日数。)</p> <p>③ 交通機関の遅れ
(遅延証明書添付 *試験日当日に提出すること。遠距離通学など当日の来校が難しい場合は、当日中に学生課に電話にて仮申請し、翌日、手続きをすること。)</p> <p>④ 就職試験当日
(就職にかかわる資格試験、教育実習期間および館園実習期間との重複を含む。出席証明書添付。)</p> <p>⑤ その他、教務委員会および厚生補導委員会の審議で正当と認められた事項</p> |
| <p>「追試験受験願」の受付時間は、授業期間中は平日18時、土曜日13時までとする。また、定期試験期間中の受付時間は、定期試験時間割と併せてCampus Square for Webで発表する。</p> | |

- | | | |
|----------------------|---|--|
| <p>2 提出要領</p> | <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">学生課</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">キャリアセンター</div> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓ 「追試験受験願」 ↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: fit-content; margin: 0 auto;">教務部</div> | <p>① 学生課またはキャリアセンターから「追試験受験願」の用紙を受け取る。
② 必要事項を記入後、学生課またはキャリアセンターに提出し、承認印を受ける。
③ 教務部に「追試験受験願」を提出する。</p> <p>※ 教務部から授業科目担当者に追試験実施有無を問い合わせ、実施の回答のあった授業科目についてのみ試験を実施する。なお、追試験がレポートに代わる場合もある。また、追試験受験願提出の理由が正当なものであっても、授業科目担当者の判断により、追試験を実施しないことがある。</p> |
|----------------------|---|--|

VII 成績

1 成績評価

成績評価は、前期・後期に実施される定期試験等の他、授業への参加度等も総合して行われる。成績評価基準は授業科目によって異なるので詳細はシラバスを参照すること。なお、成績評価は以下のように表示される。

素点	合格				不合格	
	100~90	89~80	79~70	69~60	59~0	評価不能
成績評価	秀	優	良	可	不可	/
成績証明書						/
英文成績証明書	E	V	G	S	F	/

※/（スラッシュ）は、評価不能な場合、即ち出席不良・定期試験等未受験・レポート未提出等で評価できない場合に表示される。

2 成績評価の開示

成績評価は、Campus Square for Web で開示する。前期成績開示日は9月中旬頃、学年（後期）成績開示日は3月下旬頃、詳細については、後日Campus Square for Web等で周知する。

（保証人から成績の開示を求められた場合、教務部では事情を確認した上で開示する場合がある。）

3 成績評価問い合わせ制度

本制度は、本人の成績評価に疑問がある場合、授業科目担当者に問い合わせの申請をすることができ、その回答および結果を申請者本人に開示する制度である。

なお、申請条件・手続き等は以下のとおりである。

■ 申請および回答窓口

1号館1階 教務部

■ 申請の条件

- ① 当該科目の授業に3分の1以上欠席していないこと（大学学則第23条第1項）。
- ② 当該科目の定期試験、定期試験に代わるレポートを全て受験・提出していること。
- ③ 成績評価の基準（授業科目担当者がシラバスの「成績評価の方法」に記載している条件）を満たしていること。

■ 申請の手続き

申請者本人が「成績評価問い合わせ書」を受け取り申請理由を詳細に記入し、所定の受付期間内に提出すること。この期間を過ぎたものは一切受け付けないので注意すること。

■ 「成績評価問い合わせ書」の受付期間

- ・ 当該年度前期成績：6月にCampus Square for Web等で発表する。
- ・ 当該年度学年（後期）成績：12月にCampus Square for Web等で発表する。

■ 回答方法

申請者には受付時に指定した期間内に、成績評価問い合わせに関する回答および成績結果を開示する。

1 制度の概要と目的

成績評価の方法として、GPA (grade point average) 制度を実施している。GPAは、単なる成績評価の平均ではなく、授業科目ごとの単位数の違い (=学修に要した時間の差異) が反映された、単位修得に向けた努力や学修計画の的確さ等を映し出す総合的な成績評価の指標である。この制度を通じて、学生自身が、自分にとって必要とする授業科目が何であるかを考え、履修を自己管理し、学修成果がどのレベルに位置するかを把握し、さらなる勉学意欲を高めるための指標とすることが重要である。なお、今後、GPAは、学修状況に関する総合的な判断等にも活用される見込みである。

2 GPと成績評価との対応およびGPA値の算定方法

GPA値は、以下のとおり、履修した個々の授業科目の成績評価に対応したGP (grade point) に基づいて算定する。

素点	合 格				不合格	
	100~90	89~80	79~70	69~60	59~0	評価不能
成績評価	秀	優	良	可	不可	/
GP	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0	

$$\text{GPA値} = \frac{4.0 \times \text{「秀」の総修得単位数} + 3.0 \times \text{「優」の総修得単位数} + 2.0 \times \text{「良」の総修得単位数} + 1.0 \times \text{「可」の総修得単位数}}{\text{総履修登録単位数 (「不可」および「/」の単位数を含む)}}$$

※GPA値は、小数第3位を四捨五入し、小数第2位まで表示する。

※GP (grade point) は「成績評定点」を、GPA (grade point average) は「成績評定点平均」をそれぞれ意味する。

3 GPA値算定から除外する授業科目

- ① カリキュラム上卒業要件単位として認められていない授業科目
- ② 成績評価を合否によって行う授業科目。ただし、この授業科目が不合格の場合、その単位数は総履修登録単位数に含まれる。
- ③ 認定によって単位修得が認められた授業科目

4 GPA値の表示

各年度および通算のGPA値をCampus Square for Webの成績閲覧画面に表示し、成績表(保証人宛含む) および成績証明書に記載する。

5 留意事項

不合格科目の履修登録単位数はGPA値の算定に含まれる。従って、履修している授業科目を途中で放棄するなど不合格科目が増えるとGPA値は低くなる。よって、履修登録に当たっては、むやみに行うことなく、よく考えた上で履修する授業科目を決めることが肝要である。

Ⅸ 卒業論文

卒業論文提出要領

1 提出期間

巻頭の『法学部 履修登録等に関する日程一覧』を参照すること。
※ 卒業論文は必ず本人が提出し、提出期限を厳守すること（郵送不可）。

2 提出先

1号館1階 教務部

3 原稿用紙

① パソコンを使用する場合

- 用紙はA4判のものを使用（感熱紙は不可）すること。
- 配字は原則として、各ページ1行40字×30行とする。
- 目次末尾に字詰を注記する（例、横40字×縦30行）。

② 原稿用紙を使用する場合

- 縦書きの場合はB4判400字詰、横書きの場合はA4判400字詰の原稿用紙を使用すること。
- 使用する筆記具は、黒または青のペンまたは万年筆とする。

※ 指導教員の指示がある場合はその指示に従うこと。

4 表紙

厚紙総クロスの黒表紙をつけ、その黒表紙上に「必要事項」を記入した用紙（15cm×10cm程度）を貼付すること。

※ 原稿用紙、黒表紙、とじひもは大学食堂棟売店等で販売している。

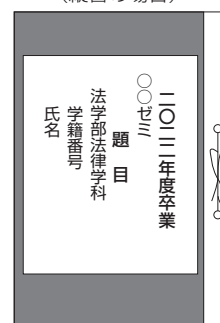
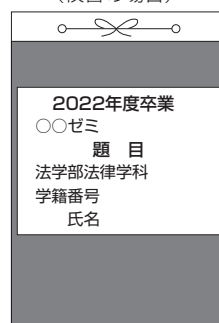
【表紙の書き方】

（横書の場合）

（縦書の場合）

【必要事項】

- ① 卒業年度
（本年度は、2022年度）
- ② 所属ゼミ名
（専門演習担当教員名）
- ③ 題目
- ④ 学部・学科
- ⑤ 学籍番号
- ⑥ 氏名



5 とびら(中表紙)

とびら（中表紙）にも表紙と同じ事項を記入する。

X

他学部聴講制度

1 制度の概要

所定の手続きを行うことにより、他学部の授業科目を聴講することができる。ただし、試験等は受けることができない。また、単位は授与しない。聴講科目は、履修科目登録上限単位数には含まれない。

2 聴講可能科目

Campus Square for Web等にて発表する。

3 聴講可能科目数

年間2科目まで

4 手続き方法

「他学部聴講願」に必要事項を記入の上、教務部に提出すること。日程の詳細は巻頭の『法学部 履修登録等に関する日程一覧』を参照すること。

5 注意事項

- ① 聴講可能な科目であっても、受講者数が教室の収容人数を超えている場合は申込みを受け付けないので、教務部で確認すること。
- ② 他学部聴講は教授会での審議によっては、認められない場合がある。

XI

成城大学大学院法学研究科への進学を希望する 成城大学法学部在学学生のための科目等履修生制度

実施要項

1 出願資格

本制度への出願資格を有する者は、本学部4年次に在籍し当該年度中に卒業見込みであるものであり、かつ本学大学院法学研究科への進学を希望する者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 基礎部門の外国語科目および専門部門の科目で、前年度までに修得した科目数のうち、優（80点）以上の数が6割以上であること。このとき、専門部門の科目には、講義科目および演習科目が含まれる。
なお、合否科目については、「合」を「優」と読みかえるものとする。また、認定科目については、「基礎部門の外国語科目」「専門科目」とともに、認定の対象となった科目にさかのぼって、もともとの科目数と評価を本学部において修得した科目と同じに扱う。
- (2) 本学部3年次終了時点で法学部卒業要件単位の内110単位以上を修得済みであること
- (3) 交換留学または認定留学を経た者であって、本学部3年次終了時点で法学部卒業要件単位の内100単位以上を修得済みであること。

2 出願手続

出願を希望する者は、本学ホームページから必要書類をダウンロードし、所定の期間内に出願手続を済ませること。

① **出願期間** 巻頭の『法学部 履修登録等に関する日程一覧』を参照すること。

② **出願書類**

- 1) 願書（本学所定用紙）
- 2) 履修計画書（本学所定用紙）
- 3) 前年度までの成績表（認定科目がある者は、単位認定の根拠資料となった成績証明書等を含む）

※ なお、出願に当たっては、事前に専門演習の指導教員と相談するとともに、本学大学院法学研究科進学後に指導教員と定めることを希望する法学研究科専任教員（以下、「希望指導教員」という。）の許可を得ること。

③ **出願先**

教務部（1号館1階）
受付時間：月曜日～金曜日8：30～18：00 土曜日8：30～13：00

<p>3 審査・決定</p>	<p>① 履修可否の審査は、原則として出願書類および面接で行う。 ② 面接は、大学院進学の志望理由、大学院における履修計画、学部の授業の履修状況などを中心に行う。 ③ 履修の可否は、研究科教授会で決定する。</p>
<p>4 面接日・審査結果の発表</p>	<p>巻頭の『法学部 履修登録等に関する日程一覧』を参照すること。 ※面接場所等の詳細および審査結果の発表日時・場所は、追って掲示等で知らせる。</p>
<p>5 審査料・受講料</p>	<p>審査料は無料。受講料は1単位につき10,000円。 (ただし、受講料は全額減免の対象とする。)</p>
<p>6 履修条件等</p>	<p>① 履修を許可された者には、科目等履修生証を交付する。 ② 履修可能科目は、本学大学院法学研究科の専任教員の担当する博士課程前期の授業科目および研究指導である。 ③ 本制度による履修科目については、希望指導教員の担当する研究指導および授業科目は、必ず履修しなければならない。大学院在籍1年で修士号を取得することを希望する場合には、当該研究指導を必ず通年で履修すること。 ④ 履修可能な単位数は、16単位以内であり、かつ、当該年度における本学部における履修科目として登録する単位数と合算して本学部における履修科目登録上限単位数を超えない単位数以内とする。</p>
<p>7 修得単位の取扱い</p>	<p>① 履修した授業科目の試験に合格したときは、所定の単位を与え、申請により、成績証明書を発行する。 ② 修得した単位は、本学法学部卒業後、その翌々々年度までに本学大学院法学研究科に入学した場合に限り、16単位を限度に、大学院博士課程前期の修了要件単位として申請することができる。その際、優秀な成績の場合には、大学院在籍1年で修士号を取得することも可能である。 ③ 修得した単位は、学部の修得単位とはならない。</p>
<p>8 受講手続</p>	<p>科目等履修生証の準備が整い次第連絡するので、巻頭の『法学部 履修登録等に関する日程一覧』に記載された受講手続期限までに教務部で受け取ること。 ※ 所定の期日までに科目等履修生証を受け取らなかった場合には、履修の意思がないものとみなし、受講許可を取り消す。</p>
<p>9 受講科目の確認</p>	<p>登録完了後に教務部から連絡するので、これを受けて速やかにCampus Square for Webで確認すること。</p>

XII 転学部

他学部への転入は、各学部学科にて実施される「転学部審査」（筆記試験、外国語試験、面接試験等）を受け、転入が許可された場合に限り認められる。ただし、転学部が認められ、他学部へ編入された場合は、在学期間4年で卒業できない場合がある。

なお、「転学部審査」は毎年実施されるとは限らない。各学部学科において「転学部審査」が実施される場合は、Campus Square for Webにて案内するので、各自確認すること。

また、転学部を希望する者は、大学ホームページに掲載されている転入希望先の「履修の手引」等を読み、教育課程を理解しておくことが望ましい。

XIII 秋卒業制度

1 制度の概要・対象者

前年度以前に卒業年次に在学し、3月に行われた卒業判定の結果、大学学則第18条に規定する卒業要件をみとすことができず、再び同年次に原級留置（留年）となった者が前期末に卒業要件を満たした場合は、秋（9月）に卒業となる。*

* 1年間の卒業延期制度の適用を受けた者が、前期末をもって卒業することを希望する場合については、繰上卒業願の提出が必要となる。詳しくは、【XVI 卒業延期制度】を参照すること。

2 制度の注意点

① 秋（9月）で自動的に卒業となる。

本制度の対象者（留年者）が前期末に卒業要件を満たした場合、**秋（9月20日付）で自動的に卒業となるので十分注意すること。**

※履修科目登録上限単位数、卒業確定者発表日等は別途案内する。

② 年度末（3月）まで在学を希望する場合、卒業延期制度適用申請を行う必要がある。

本制度の対象者で前期末に卒業要件を満たす見込みの者が、秋（9月）に卒業せず、**今年度の3月まで在学を希望する場合は、7月末日までに卒業延期制度適用申請を行う必要がある。**申請を行わない場合は自動的に秋卒業となるので注意すること。

③ 「卒業見込証明書」には「9月卒業見込」と記載される。

本制度の対象者で前期末に卒業要件を満たす見込みの者が、「卒業見込証明書」を発行した場合、証明書には「9月卒業見込」と記載される。また、「教職課程」履修者の「免許取得見込証明書」についても通常と記載内容が異なる。

④ 秋卒業者を対象とした「学位記授与式」は実施しない。

「学位記」等の交付方法については別途案内する。なお、年度末（3月）に実施される「学位記授与式」に参加することは可能である。

⑤ 「教育職員免許状」は卒業と同時に交付されない。

秋（9月）卒業する場合は、卒業後、自身で免許交付申請手続きを行うことになる。ただし、上記②により卒業延期制度の適用を受け、年度末（3月）まで在学する場合は、大学で免許交付申請手続きを行う。詳細は教務部教職課程担当まで問い合わせること。

⑥ 校納金納付方法は前期・後期2回「分納」となり、1年間分「全納」はできない。

また、秋（9月）卒業した者は後期の校納金が不要となる。
※本制度における校納金の詳細については学生課まで問い合わせること。

⑦ 秋卒業は就職（活動）に重大な影響を及ぼす可能性がある。

就職内定者および就職活動中の者が本制度の対象者となった場合は、必ずキャリアセンターに相談すること。

その他、不明点については1号館1階教務部まで問い合わせること。

1 制度の概要
(目的)

卒業の要件を満たす学生で、国家試験や資格試験の受験、または、就職活動等の理由により、自らの学修計画に沿って勉学を継続する目的で本学に引き続き在学することを希望する場合、卒業を延期し在学を認める制度である。

卒業を延期することができる期間は、1年(※)ないし半年とする。ただし、卒業延期制度の適用を受けた学生(以下、「卒業延期適用者」)が引き続き当該制度の適用を希望する場合は、1回を限度に、再度卒業の延期を申請することができる。

※ 1年の卒業延期を許可された卒業延期適用者は、所定の手続きを経た上で、当該年度の前期末をもって繰り上げて卒業(以下「繰上卒業」)することができる。

2 対象者
(資格要件)

卒業延期制度を希望する学生は、次の各号に全て該当しなければならない。

- ① 大学学則第27条に規定する卒業の要件を満たすこと。
- ② 引き続き在学することにより、在学期間が大学学則第5条第2項に規定する年数(8年)を超えないこと。
- ③ 当該年度において授業料等の納付金を滞納していないこと。

3 申請手続き

- ① 制度の適用を希望する学生は、本来卒業すべき年度(卒業延期適用者にあつては、延期後の在学期間が終了する年度。以下同じ)の以下の期日(当該日が休日の場合はその前日)までに卒業延期願を提出し、2月下旬ないし9月上旬の教授会で審議の上、許可を受けなければならない。
 - ・ 学年末をもって卒業要件を満たす者 2月15日
 - ・ 前期末をもって卒業要件を満たす者 7月末日
- ② 前項により卒業の延期を許可された学生(以下「卒業延期者」)に対しては、卒業延期許可通知を本人および保証人に交付する。
- ③ 卒業延期者が、事情変更により、本来卒業すべき年度での卒業を希望する場合は、3月10日(当該日が休日の場合はその前日)までに卒業延期許可取消願を提出した場合に限り、教授会で審議の上、認められる。ただし、前期末をもって卒業要件を満たす卒業延期者は、取消しはできない。
- ④ 卒業延期者が、延期期間に係る授業料等の納付金を、以下の期日(当該日が休日又は土曜日に当たるときはその前日)までに納入しなかった場合は、卒業延期の許可を取り消し、当該年度末、または前期末での卒業とする。
 - ・ 学年末をもって卒業要件を満たす者 3月20日
 - ・ 前期末をもって卒業要件を満たす者 9月19日
- ⑤ 繰上卒業を希望する学生は、7月末日までに繰上卒業願を提出し、9月上旬の教授会で審議の上、許可を受けなければならない。許可が得られた場合、後述する納付金の後期分を返還する。

4 申請窓口および提出先

1号館1階 教務部

5 申請期間

申請期間等の詳細は掲示等にて案内する。

6 その他

- ・ 卒業延期者は、履修科目登録上限単位数の範囲内で授業科目を履修することができる。
 - ・ 卒業延期期間中は、病気の理由を除き、休学は認められない。なお、休学期間中の学費の減額は認められない。
 - ・ 卒業延期者の延期期間に係る授業料等の納付金については、以下のとおりとする。
 - 学年末をもって卒業要件を満たした者
授業料・施設費・学習図書整備費・教育充実費に限り年額の7割
 - 前期末をもって卒業要件を満たした者
授業料・施設費・学習図書整備費・教育充実費に限り年額の3割5分
- ※ その他の納付金である父母の会費、学友会費、学会費については、減額の対象とはならない。

法学部 法律学科の人材育成の目的と3つの方針

I 人材育成の目的

法学部は、法的なものの方・考え方を身につけることをめざし、現代の法律学を体系的に学ぶことによって、深い理解力、確かな判断力、豊かな想像力をもった人材を育成することを目的とする。

II 卒業の認定に 関する方針 (ディプロマ・ポリシー)

法学部は、「確かな基礎に立って法的思考をなすうる人材の育成」という教育の基本理念のもと、その提供するカリキュラムを履修することで、卒業時には教育理念にかなう以下のような能力を身につけることができるよう、厳正な評価に基づく単位認定と徹底した少人数教育により、卒業生の質の確保に努めています。

具体的には、

1. 知識、理解：多様化する現代社会において、確かな基礎に立って法的思考をなすうるための、法律学的知識を得ていること。
2. 汎用的能力：“リーガルマインド”の習得により、未知の法的事象にも対応が可能な、柔軟性を身につけていること。
3. 態度、関心：確かな法律学的基礎とコミュニケーション力を基礎に、これからの社会を担うに必要な豊かな想像力を働かせることのできる、態度や関心を発展的に維持していること。

III 教育課程の編成及び 実施に関する方針 (カリキュラム・ポリシー)

法学部のカリキュラムは、その教育の基本理念のもと、「基礎から応用への段階的学習」、「進路別コースに基づいた学生の自主的学習」という観点から編成し、実施します。

具体的には、1、2年次に憲法、民法、刑法の基本三科目の基礎を、比較的少人数のクラス編成の下で徹底的に学習させ、そのうえで、3、4年次に配置している多彩な選択科目を学習させるようにしています。

3、4年次の学習においては、自分の進路希望にとってどのような科目を履修するのが適切なのかを個々の学生が把握できるように、法プロコース、企業と法コース、公共政策コース、および、国際社会と法コースという四つのガイドラインを用意し、それぞれについて標準的な履修モデルを提示しています。

また、学生の進路希望にとって必要な科目を必要な時期に履修できるように、外国語や基礎教養科目等を4年間にわたって履修可能なカリキュラムを編成しています。

IV 入学者の受入れに 関する方針 (アドミッション・ポリシー)

法学部は、その教育の基本理念のもと、次のような学生を求めています。

社会と人間に対する興味や関心があること。

法学の基礎は、まず実際に適用されている法律を知ることから始まります。その目的は、法律がどのような考えに基づいて制定されているのかを自分自身で解き明かし、他者とのコミュニケーションも糧としつつ、法的な考え方“リーガルマインド”を修得することにあります。

そのためにも、社会と人間に対して関心を持っていることを求めています。

※今後、3つの方針が改定された場合には、大学ホームページに公表するので確認してください。

カリキュラムの基本方針

I カリキュラムの 教育理念

Back to the Basics が法学部の理念である。法学部では法律学の原点に立ち返り、法律基本科目を重視しながら、現代の法律学を体系的に学ぶカリキュラムを用意している。これにより「深い理解力、確かな判断力、豊かな想像力をもつ人材」、「確かな基礎に立って法的思考（リーガル・マインド）をなす人材」を育成することを目指している。

II カリキュラムの 編成方針

法学部では、「基本の重視」「学生の自主性尊重」「少人数教育主義」という3つの方針を立てている。この方針を実現するため、「基礎から応用への段階的学習」「進路別コースの導入」「1～4年次をつうじた少人数演習科目の設置」「外国語などの基礎部門の重視」「学習支援の充実」を掲げ、カリキュラムを編成している。

III カリキュラムの 編成

- (1) 法学部では、「基礎から応用への段階的学習」を重視している。1・2年次に法律学のもっとも基本的な科目である憲法・民法・刑法を徹底的に学ぶ。3・4年次には、「学生の自主性の尊重」に重きを置き、進路別に分けられた4つのコース（法プロコース、企業と法コース、公共政策コース、国際社会と法コース）ごとに、多彩な講義科目を履修することができる。
- (2) 徹底した少人数教育のため、「演習科目（ゼミナール）」を開講している。ゼミナールは、1年次から4年次まで一貫して開講されている。1年次の「基本書演習」、2年次の「基礎演習A・B」は、それぞれの学年で開講される講義科目の内容を深く理解するための学習支援を行うものである。3年次、4年次の「専門演習」は、「基本書演習」「基礎演習」で培った事柄を基礎にして、法律学や政治学の各分野の専門的な問題について高度な学習・研究を行うものである。
- (3) 法律の専門知識だけでなく、幅広いバランスのとれた教養が、良き法律家、良き社会人となるためには必要である。外国語をはじめとする基礎部門の科目を専門科目とともに履修することにより、基礎学力の向上と法を学ぶための周辺知識の習得が期待される。このような観点から、基礎部門の教養科目、外国語科目などが全学年をとおして履修できるカリキュラム編成を採用している。

以上のような法学部カリキュラムを概念図で示すならば、次のようになる。

成城大学法学部での学び



基本の重視

あらゆる職種に対応できる
基礎能力の獲得！
▶ 法律基本3科目の徹底指導
(憲法・民法・刑法を中心に)

学生の自主性尊重

目指す職種の即戦力養成！
▶ 4コース制をモデルに、
専門演習以外は自由選択科目のみ

少人数教育

少人数の学生と教員の対話で導くリーガル・マインドの段階的育成！

基本書演習
(初級)

基礎演習
(中級)

専門演習
(上級)

専門演習・卒論
[選択]

学習支援

- 1 丁寧なオリエンテーションと導入ガイダンス科目の充実
- 2 1年次・2年次に開設される講義科目の理解をサポートする少人数ゼミ「基本書演習」「基礎演習」の設置

学習支援

- 1 多彩なラインナップの少人数ゼミ「専門演習」の設置
- 2 将来進路別コースに応じた多様な科目群と学習意欲を高めるオムニバス講義の設置

君は
活躍の場を
どこに
求めるのか

法律専門職を目指す人には —————> 法プロコース
ビジネスマンを目指す人には —————> 企業と法コース
公務員を目指す人には —————> 公共政策コース
国際的な舞台を目指す人には —————> 国際社会と法コース

- 充実した語学教育——英語・ドイツ語・フランス語の少人数ゼミ「語学学習」
- 法学資料室——図書・資料の充実、PC を利用した法情報検索など
- 交換留学制度や短期語学研修制度
- 資格・就職・試験対策講座によるキャリア・学習支援

法学部 履修系統図【2022年度 入学者用】

基礎部門	法学部開設科目	全学共通教育科目	他学部開設科目									
	ヨーロッパ文化史 アメリカ文化史 日本文学 外国文学 世界の言語と文化	WRD コンピュータリテラシー 図書館活用法	総合講座 I~VI 特別講座 I・II 成城学園を知る 成城学 I~V 社会学入門a・b メディア論入門a・b 現代社会論 I a・b~II a・b 現代社会論演習 a・b 国際関係論入門 a・b 政治学入門 a・b 情報社会論入門 a・b 法学(含む日本国憲法) a・b 社会構造論 I a・b~II a・b 社会構造論演習 a・b	総合講座 I~VI 宗教学入門 a・b 倫理学入門 a・b 西洋思想入門 a・b 東洋思想入門 a・b 日本思想入門 a・b 思想・人間論 I a・b~II a・b 思想・人間論演習 a・b 文学入門 a・b 言語学入門 a・b 音楽入門 a・b 表象文化論入門 a・b 表現文化論 I a・b~II a・b 表現文化論演習 a・b 歴史学入門 a・b	哲学入門 a・b アジヤ近現代史 a・b アメリカ近現代史 a・b 歴史文化論 I a・b~II a・b 歴史文化論演習 a・b 文化人類学入門 a・b 空間システム論入門 a・b 地域空間論演習 a・b 数理の世界 a・b 物理の世界 a・b 化学の世界 a・b 生命科学の世界 a・b 科学史 a・b	自然科学 I a・b~II a・b 数理・自然科学演習 a・b ことごとし身体 a・b 身体と運動・スポーツ a・b 心身論 I a・b~II a・b 心身論演習 a・b European Studies A・B North American Studies A・B Oceania Studies A・B Asian Studies A・B Japan Studies I~III Special Topics I~IV	外国文化 I a・b 外国文化 II a・b 外国文化 III a・b 外国文化 IV a・b 現代社会とスポーツ スポーツ産業論 心理学 a・b 数学 I a・b 数学 II a・b 政治経済論入門 I・II ギリシャ古典入門 ギリシャ古典講読 ローマ古典入門 ローマ古典講読 文化史特殊講義 I a・b	歴史学特殊講義 I a・b 歴史学特殊講義 II a・b 歴史学特殊講義 III a・b 日本文化史 a・b 東洋文化史 a・b 西洋文化史 a・b マスコミ原論 リテラシーコミュニケーション論 マスコミ史 ジャーナリズム論 社会心理学 広告心理学 マスコミ研究法 哲学史特殊講義 a・b エココロジー論	文明と社会 家族と社会の変動 短期学外演習			
外国語科目	英語 I (総合)	英語 II (実践) 英語 III (コミュニケーション)	英語研究(英米文学講読) 英語研究(英米文化研究) 英語研究(英米事情)	英語研究(時事英語) 英語研究(英語表現)	特別外国語	英米ソング&スピーキング リーディング&ライティング 英会話選択 ビジネス英語 英文多読 独会話選択	独語選択 仏会話選択 仏語選択 スペイン語選択 中国語選択 韓国語会話選択	韓国語選択 ディプロム・コース(独・仏・スペイン語・韓国語) 海外短期語学研修 海外短期研修	キャリア形成 I~IV プロジェクト演習	データサイエンス概論 データサイエンス基礎 データアナリティクス基礎 機械学習基礎		
	ドイツ語初級 フランス語初級	ドイツ語コミュニケーション ドイツ語中級 フランス語コミュニケーション フランス語中級	ドイツ語研究(ドイツ文学講読) ドイツ語研究(ドイツ文化研究) フランス語研究(フランス文学講読) フランス語研究(フランス文化研究)	ドイツ語研究(ドイツ事情) フランス語研究(フランス事情)								

専門部門	1年	2年	3・4年	法プロセス 将来、裁判官・検察官・弁護士になったり、司法書士その他の専門法律職資格を取得して、法律専門家として活躍しようとする人材を養成するコース。裁判官を中心におく伝統的な法律学と法律専門家にとって必要な倫理・問題意識を高める科目を重点的に学ぶ。 【想定する進路】 裁判官・弁護士・検察官、司法書士・行政書士その他の法律資格取得、裁判所事務官、検察事務官、法律事務所専門事務職員(パラリーガル)
	演習科目 基本書演習	基礎演習 A 基礎演習 B	必修専門演習 選択専門演習 卒業論文	
専門部門	講義科目 必修科目	現代社会と法	自由選択科目 会社法 A・B・C 商取引法 刑事政策 法思想史 法制史 法社会学 法と経済学 情報法 労働基準法 労働組合法 ジェンダーと法 憲法特講 民法特講 刑事法特講 民事訴訟法 民法執行法 倒産法 国際私法 II 消費者法 I・II 環境法 知的財産法 不動産法 外国法 I~V EU 法 国際経済法 刑法 II (犯罪拡張事由) 会計学 経営統計学 I・II 比較憲法学 比較政治学 法思想史 法哲学 法社会学 法と経済学 経済学 I・II 民法特講 消費者法 I・II 公共経済学 I・II 財政学 I・II 情報法 社会政策 憲法特講	公共政策コース 卒業後に公共政策の形成に携わることを想定し、公共政策に関する学問的知識と、実務に対する積極的な姿勢を涵養することを目的とするコース。行政をめぐる諸制度を学び、国内の各種政策に関する情報を把握し、さらには先進諸国の行政・公共政策について関心を寄せる姿勢を身につける。 【想定する進路】 国家公務員(1種・2種)、都道府県・市町村の地方公務員(1種・上級職)、警察官・消防官、政策系のシンクタンクの研究員、公共政策に関わるNPO法人、政党・政治組織のスタッフ・秘書など
	法学への誘い 憲法 I (人権) 民法 I (総則) 民法 IV (債権各論) 刑法 I (概論及び犯罪成立要件)	現代社会と法 憲法 II (統治機構) 民法 II (物権) 民法 II (各論)	選択必修科目 基礎法学入門 司法制度論 I 司法制度論 II 民法 III (債権総論) 民法 V (親族・相続) 行政法 I 企業法概論 社会法概論 国際法 I 国際私法 I 政治学原論 行政学 国際関係論 国際政治史	企業と法コース 企業の活動に伴って発生する諸問題に法的知識をもって対処できる人材を養成するコース。会社法、労働法、独占禁止法といった企業活動に固有の法律のみならず、消費者法、環境法など企業の社会的責任を考える科目、知的財産法や国際取引法など現代の企業活動における最先端の科目を重点的に学ぶ。 【想定する進路】 企業の法務担当者・人事担当者・総務担当者・営業担当者・特許担当者など、企業法務専門法律事務所の事務職員(パラリーガル)、社会保険労務士、税理士、公認会計士、宅地建物取引主任者など

※2021年度以前入学者は、過年度の履修の手引を参照すること。

履修規定

I 授業科目の区分について	34
II 授業科目履修上の注意	34
III 履修方法一般について	35
IV 分野別履修方法	38

I

授業科目の区分について

1 区 分

法学部の授業科目は、主に**基礎部門**と**専門部門**に大別される。
(他に、**教職関連部門**がある。)

2 基 礎 部 門

基礎部門は、授業内容に応じて以下のとおりに分類される。
教養科目、外国語科目、キャリアデザイン科目、データサイエンス科目、スポーツ・ウェルネス教育科目

3 専 門 部 門

専門部門は、授業形態に応じて以下のとおりに分類される。
講義科目、演習科目

4 授業科目の分類

上記の授業科目は、以下のとおりに分類される。
必修科目、選択必修科目、自由選択科目

II

授業科目履修上の注意

授業科目の履修に当たっては、以下の諸点に留意しなければならない。

1 年 次 配 当

授業科目には配当年次が指定されている。在学年次よりも上の年次に配当されている授業科目は、履修することができない。

2 クラス指定

同一名称の科目が複数開講されている場合で、クラスが指定されているものについては、指定されたクラスの科目を履修しなければならない。
ただし、在学年次より下の年次に配当されている授業科目を履修する場合はこの限りではない。

3 再 履 修

単位が修得できなかった科目を再び履修することを再履修と呼ぶ。必修科目が不合格となった場合は、翌年度にその科目を必ず再履修しなければならない。

4 反復履修の禁止

すでに単位を修得した科目を再び履修することを反復履修と呼ぶ。特に認められた場合を除き、反復履修は認められない。

5 同一科目重複履修の禁止

同一名称の科目が複数開講されている場合、特に認められた科目を除き、複数の履修は認められない。

6 同一時限重複履修の禁止

同一時限に複数の科目を登録することはできない。

7 登録の変更の禁止

履修登録期限後は、一度登録した授業科目の変更、別の担当教員の授業への変更は、原則として認めない。

8 成績評価の前提条件

当該授業科目について、出席すべき時間数の3分の1以上欠席した者は、当該授業科目修了の認定を受けることができない(大学学則第23条第1項)。

Ⅲ 履修方法一般について

A 開設科目および卒業要件単位数

- 1 卒業要件単位数** 卒業に必要な総単位数は**130単位**であり、各分野において修得すべき規定単位数は**第1表**のとおりである。
130単位のうち、**基礎部門**で30単位、**専門部門**で100単位を修得する。
- 2 基礎部門** **基礎部門**の30単位は以下のとおり修得すること。
① 教養科目——12単位
② 外国語科目——14単位（英語と独語、あるいは英語と仏語の組み合わせ。特別外国語科目はこの単位に含まれない。）
③ 教養科目、外国語科目、キャリアデザイン科目のいずれかから——4単位（卒業に必要な単位として認められない科目を除く。）
- 3 専門部門** **専門部門**の100単位は以下のとおり修得すること。
① 必修科目——40単位
② 選択必修科目——20単位
③ 自由選択科目——40単位
- 4 余剰単位** 卒業要件単位数を超えて修得した単位を余剰単位とする。その成績は付与されて成績表に記載される。
- 5 教職関連部門** 教職関連部門の修得単位は卒業・進級要件単位としては認められない。

第1表 卒業要件科目および単位数

科目区分		規定単位数		科目ごとの履修方法	
		2022年度以降 入学者	2021年度以前 入学者		
基礎部門	教養科目	12~16	12~16		
	外国語科目	英語	14~18	14~18	
		独語または仏語			
		特別外国語	0~4	0~4	
	キャリアデザイン科目	0~4	0~4		
	データサイエンス科目	0~4	—	2021年度以前入学者は、卒業要件単位としては認められない。	
	スポーツ・ウェルネス教育科目	—	—	卒業要件単位としては認められない。	
基礎部門の計		30	30	(上記各科目の規定単位数の幅の枠内で計30単位)	
専門部門	必修科目	講義科目	32	32	
		演習科目	8	8	
	選択必修科目	講義科目	20	20	
	自由選択科目	講義科目	40	40	自由選択科目のほか、規定単位数を超えて修得した選択必修科目の単位、2科目めに修得した基礎演習の単位を算入することができる。また、選択専門演習(2科目8単位まで)・卒業論文(4単位)で修得した単位を、自由選択科目として卒業要件単位に加えることができる。
		演習科目			
専門部門の計		100	100	(上記各科目の規定単位数の計)	
卒業要件単位数		130	130	基礎部門と専門部門の計	
教職関連部門		—	—	卒業要件単位としては認められない。	

B 各年次における履修単位制限

1 履修単位制限

授業時間外の学修時間を十分に確保し、各科目の学修効果を促進することを目的として、履修科目が過多にならないよう1年間に履修できる単位数の上限を定めている。
1年次から履修計画を立て、確実に単位を修得していくことが大切である。
各年次において履修登録できる単位数の上限は、第2表のとおりとする。

第2表 履修科目登録上限単位数

1年次	2年次	3年次	4年次
40単位	46単位	48単位	49単位

※ 1年次では、後期に基本書演習（2単位）を履修するため、教務部で事前にダミーの科目を2単位分履修登録してある。
また、再履修科目、選択専門演習、卒業論文の単位も履修科目登録上限単位数に含まれる。

2 第2表の注意事項

キャリアデザイン科目群、国際交流科目群、特別外国語のうち、卒業要件として認められない科目は、前年度のGPAが2.5以上の成績優秀者と認められた場合（1年次（入学年度）は特段の成績基準を設けない）、特例措置として、各年次において履修科目登録上限単位数を8単位まで超えて履修することが認められる場合がある。

なお、本特例措置の適用を受けた者のうち成績不良となった者については、学部教務委員会により学習相談・指導等の場が設けられる。

※ 教職課程における特例措置概要については、該当ページを参照すること。

※ 本措置と、教職課程における特例措置の双方の適用を受けた場合、超過可能単位数は積算できない。

C 2年次から3年次への進級に関する基準

1 進級基準

2年次から3年次へ進級するためには、2年次終了までに総計**50単位**を修得していなければならない。この基準に満たない者は2年次留年とする。
なお、進級基準の50単位には、1・2年次に開講される**専門部門**の必修科目36単位のうち**26単位**以上を含んでいなければならない。

第3表 進級基準単位数

科目区分			単位数
専門部門	必修科目	講義科目	26~36
		演習科目	
基礎部門			14~24
専門部門	選択必修科目		
進級基準単位数			50

この基準を満たしていれば、1・2年次配当の必修科目に未修得の単位があっても3年次への進級は可能である。

しかし、系統的な学習の必要上、各科目が配当されている年次においてそれらの科目の単位を修得することが強く望まれる。

2 進級基準に含まれない単位

以下の科目は進級に必要な単位には含まれない。

- 国際交流科目のうち卒業要件単位として認められない科目（「留学対策科目」および「留学準備演習」）
- 特別外国語のうち卒業要件単位として認められない科目
- キャリアデザイン科目のうち卒業要件単位として認められていない科目
- データサイエンス科目のうち卒業要件単位として認められていない科目
- スポーツ・ウエルネス教育科目
- 「基礎演習A・B」のうち、2つめに単位を修得した科目
- 教職関連部門の科目
- 教職課程における教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等【2019年度以降入学者】
- 教職課程における教職に関する科目【2018年度以前入学者】

D コース制

3・4年次の専門部門のカリキュラムにおいては、1・2年次に培った知識・能力を基礎にして将来進路・問題関心に応じた学習を行いうるよう、進路別のコース制を設け、コースごとに履修することが望ましい科目を提示する。

第4表 コースと想定する進路

コース	想定する進路
法プロコース	弁護士・司法書士その他の法律専門職
企業と法コース	銀行・商社・マスコミなどの民間企業
公共政策コース	各種公務員など
国際社会と法コース	外資系企業・国際公務員など

各コースの理念と内容および履修することが望ましい具体的な科目については、【履修規定Ⅳ分野別履修方法－B】専門部門－3自由選択科目】を参照すること。

コース申請の手続きなどについては、2年次の秋（11月）にガイダンスを行う。

IV

分野別履修方法

A 基礎部門

基礎部門の卒業要件単位数は30単位であり、これを以下の要領に従って履修しなければならない。

1 教養科目

教養科目の開設科目は、第5表のとおりである。

本年度休講科目は「法学部 2022年度休講科目一覧」を参照すること。

第5表 教養科目配当表

法学部開設科目						
授業科目		配当年次	単位	授業科目		配当年次 単位
世界の言語と文化		1~4	2	日本文学		1~4 4
ヨーロッパ文化史		1~4	4	外国文学		1~4 4
アメリカ文化史		1~4	4			

全学共通教育科目								
分野	授業科目	配当年次	単位	分野	授業科目	配当年次 単位		
全学共通教育科目 リテラシー科目群	WRD	1~4	4	現代社会論系列 展開	現代社会論Va	1~4 2		
	IT科目	コンピュータ・リテラシーA1	1~4		2	現代社会論Vb	1~4 2	
		コンピュータ・リテラシーA2	1~4		2	現代社会論Via	1~4 2	
		コンピュータ・リテラシーB	1~4		2	現代社会論Vib	1~4 2	
		コンピュータ・リテラシーC	1~4		2	現代社会論VIIa	1~4 2	
		コンピュータ・リテラシーD	1~4		2	現代社会論VIIb	1~4 2	
		コンピュータ・リテラシーE	1~4		2	現代社会論VIIIa	1~4 2	
		図書館活用法	1~4		2	現代社会論VIIIb	1~4 2	
全学共通教育科目 教養科目群	総合科目	総合講座I	1~4		2	現代社会論演習 a	1~4 2	
		総合講座II	1~4		2	現代社会論演習 b	1~4 2	
		総合講座III	1~4		2	基幹	国際関係論入門 a	1~4 2
		総合講座IV	1~4		2		国際関係論入門 b	1~4 2
		総合講座V	1~4		2		経済学入門 a	1~4 2
		総合講座VI	1~4		2		経済学入門 b	1~4 2
		特別講座I	1~4		2		政治学入門 a	1~4 2
	特別講座II	1~4	2		政治学入門 b		1~4 2	
成城学	成城学園を知る	1~4	2	情報社会論入門 a	1~4 2			
	成城学I	1~4	2	情報社会論入門 b	1~4 2			
	成城学II	1~4	2	法学(含む日本国憲法) a	1~4 2			
	成城学III	1~4	2	法学(含む日本国憲法) b	1~4 2			
	成城学IV	1~4	2	社会構造論系列 展開	社会構造論Ia	1~4 2		
成城学V	1~4	2	社会構造論Ib		1~4 2			
全学共通教育科目 教養科目群(系列科目)	基幹	社会学入門 a	1~4		2	社会構造論IIa	1~4 2	
		社会学入門 b	1~4		2	社会構造論IIb	1~4 2	
		メディア論入門 a	1~4		2	社会構造論IIIa	1~4 2	
		メディア論入門 b	1~4		2	社会構造論IIIb	1~4 2	
現代社会論系列 展開	現代社会論Ia	1~4	2		社会構造論IVa	1~4 2		
	現代社会論Ib	1~4	2		社会構造論IVb	1~4 2		
	現代社会論IIa	1~4	2		社会構造論Va	1~4 2		
	現代社会論IIb	1~4	2		社会構造論Vb	1~4 2		
	現代社会論IIIa	1~4	2		社会構造論VIa	1~4 2		
	現代社会論IIIb	1~4	2		社会構造論VIb	1~4 2		
	現代社会論IVa	1~4	2	社会構造論演習 a	1~4 2			
	現代社会論IVb	1~4	2	社会構造論演習 b	1~4 2			

履修規定

第5表 教養科目配当表（つづき）

分野	授 業 科 目	配当年次	単位	分野	授 業 科 目	配当年次	単位		
思想・人間論系列	基 幹	哲学入門 a	1~4	2	歴史文化論系列	展 開	歴史文化論Ⅱa	1~4	2
		哲学入門 b	1~4	2			歴史文化論Ⅱb	1~4	2
		宗教学入門 a	1~4	2			歴史文化論Ⅲa	1~4	2
		宗教学入門 b	1~4	2			歴史文化論Ⅲb	1~4	2
		倫理学入門 a	1~4	2			歴史文化論Ⅳa	1~4	2
		倫理学入門 b	1~4	2			歴史文化論Ⅳb	1~4	2
		西洋思想入門 a	1~4	2			歴史文化論Ⅴa	1~4	2
		西洋思想入門 b	1~4	2			歴史文化論Ⅴb	1~4	2
		東洋思想入門 a	1~4	2			歴史文化論演習 a	1~4	2
		東洋思想入門 b	1~4	2			歴史文化論演習 b	1~4	2
思想・人間論系列	展 開	日本思想入門 a	1~4	2	地域空間論系列	展 開	文化人類学入門 a	1~4	2
		日本思想入門 b	1~4	2			文化人類学入門 b	1~4	2
		思想・人間論Ⅰa	1~4	2			空間システム論入門 a	1~4	2
		思想・人間論Ⅰb	1~4	2			空間システム論入門 b	1~4	2
		思想・人間論Ⅱa	1~4	2			地域空間論Ⅰa	1~4	2
		思想・人間論Ⅱb	1~4	2			地域空間論Ⅰb	1~4	2
		思想・人間論Ⅲa	1~4	2			地域空間論Ⅱa	1~4	2
		思想・人間論Ⅲb	1~4	2			地域空間論Ⅱb	1~4	2
		思想・人間論演習 a	1~4	2			地域空間論Ⅲa	1~4	2
		思想・人間論演習 b	1~4	2			地域空間論Ⅲb	1~4	2
文学・言語・音楽・表象文化論系列	基 幹	文学入門 a	1~4	2	地域空間論系列	展 開	地域空間論Ⅳa	1~4	2
		文学入門 b	1~4	2			地域空間論Ⅳb	1~4	2
		言語学入門 a	1~4	2			地域空間論Ⅴa	1~4	2
		言語学入門 b	1~4	2			地域空間論Ⅴb	1~4	2
		音楽入門 a	1~4	2			地域空間論Ⅵa	1~4	2
		音楽入門 b	1~4	2			地域空間論Ⅵb	1~4	2
		表象文化論入門 a	1~4	2			地域空間論Ⅶa	1~4	2
		表象文化論入門 b	1~4	2			地域空間論Ⅶb	1~4	2
		表現文化論Ⅰa	1~4	2			地域空間論Ⅷa	1~4	2
		表現文化論Ⅰb	1~4	2			地域空間論Ⅷb	1~4	2
表現文化論系列	展 開	表現文化論Ⅱa	1~4	2	数理・自然科学系列	基 幹	数理の世界 a	1~4	2
		表現文化論Ⅱb	1~4	2			数理の世界 b	1~4	2
		表現文化論Ⅲa	1~4	2			物理の世界 a	1~4	2
		表現文化論Ⅲb	1~4	2			物理の世界 b	1~4	2
		表現文化論Ⅳa	1~4	2			化学の世界 a	1~4	2
		表現文化論Ⅳb	1~4	2			化学の世界 b	1~4	2
		表現文化論Ⅴa	1~4	2			生命科学の世界 a	1~4	2
		表現文化論Ⅴb	1~4	2			生命科学の世界 b	1~4	2
		表現文化論Ⅵa	1~4	2			科学史 a	1~4	2
		表現文化論Ⅵb	1~4	2			科学史 b	1~4	2
歴史文化論系列	基 幹	表現文化論演習 a	1~4	2	自然科学系列	展 開	自然科学Ⅰa	1~4	2
		表現文化論演習 b	1~4	2			自然科学Ⅰb	1~4	2
		歴史学入門 a	1~4	2			自然科学Ⅱa	1~4	2
		歴史学入門 b	1~4	2			自然科学Ⅱb	1~4	2
		日本近現代史 a	1~4	2			自然科学Ⅲa	1~4	2
		日本近現代史 b	1~4	2			自然科学Ⅲb	1~4	2
		ヨーロッパ近現代史 a	1~4	2			自然科学Ⅳa	1~4	2
		ヨーロッパ近現代史 b	1~4	2			自然科学Ⅳb	1~4	2
		アジア近現代史 a	1~4	2			自然科学Ⅴa	1~4	2
		アジア近現代史 b	1~4	2			自然科学Ⅴb	1~4	2
歴史文化論系列	展 開	アメリカ近現代史 a	1~4	2	数理・自然科学演習 a	1~4	2		
		アメリカ近現代史 b	1~4	2	数理・自然科学演習 b	1~4	2		
		歴史文化論Ⅰa	1~4	2					
		歴史文化論Ⅰb	1~4	2					

履修規定

第5表 教養科目配当表（つづき）

分野	授 業 科 目	配当年次	単位	分野	授 業 科 目	配当年次	単位		
全学共通教育科目 教養目群（系科目）	基 幹	こころと身体 a	1~4	2	全学共通教育科目 教養目群（系科目）	展 開	心身論Ⅲa	1~4	2
		こころと身体 b	1~4	2			心身論Ⅲb	1~4	2
		身体と運動・スポーツ a	1~4	2			心身論Ⅳa	1~4	2
		身体と運動・スポーツ b	1~4	2			心身論Ⅳb	1~4	2
	展 開	心身論Ⅰa	1~4	2		心身論Ⅴa	1~4	2	
		心身論Ⅰb	1~4	2		心身論Ⅴb	1~4	2	
		心身論Ⅱa	1~4	2		心身論演習 a	1~4	2	
		心身論Ⅱb	1~4	2		心身論演習 b	1~4	2	

全学共通教育科目 国際交流科目							
区分	授 業 科 目	配当年次	単位	区分	授 業 科 目	配当年次	単位
留学対策科目	Academic Skills I A	1~4	1	英語等による日本事情関係科目	Japan Studies I A	1~4	2
	Academic Skills I B	1~4	1		Japan Studies I B	1~4	2
	Academic Skills II A	1~4	1		Japan Studies II A	1~4	2
	Academic Skills II B	1~4	1		Japan Studies II B	1~4	2
	Academic Skills III A	1~4	1		Japan Studies III A	1~4	2
	Academic Skills III B	1~4	1		Japan Studies III B	1~4	2
	Academic Skills IV A	1~4	1		Japan Studies IV A	1~4	2
	Academic Skills IV B	1~4	1		Japan Studies IV B	1~4	2
	Academic Skills V A	2~4	1		Japan Studies V A	1~4	2
	Academic Skills V B	2~4	1		Japan Studies V B	1~4	2
	Academic Skills VI A	2~4	1		Japan Studies VI A	1~4	2
	Academic Skills VI B	2~4	1		Japan Studies VI B	1~4	2
英語等による 地域研究科目	European Studies A	1~4	2	Japan Studies VII A	1~4	2	
	European Studies B	1~4	2	Japan Studies VII B	1~4	2	
	North American Studies A	1~4	2	Japan Studies VIII A	1~4	2	
	North American Studies B	1~4	2	Japan Studies VIII B	1~4	2	
	Oceanian Studies A	1~4	2	英語等による 特定のテーマ を扱った科目	Special Topics I A	1~4	2
	Oceanian Studies B	1~4	2		Special Topics I B	1~4	2
	Asian Studies A	1~4	2		Special Topics II A	1~4	2
	Asian Studies B	1~4	2		Special Topics II B	1~4	2
			Special Topics III A		1~4	2	
			Special Topics III B		1~4	2	
			Special Topics IV A		1~4	2	
			Special Topics IV B		1~4	2	
			留学準備演習	留学準備演習	1~4	2	

注) 灰色に色づけされた科目は卒業要件外科目である。

履修規定

第5表 教養科目配当表（つづき）

他学部開設科目【2019年度以降入学者】							
授 業 科 目	開設学部	配当年次	単位	授 業 科 目	開設学部	配当年次	単位
外国文化Ⅰa	経済	2～4	2	歴史学特殊講義Ⅱb	文芸	2～4	2
外国文化Ⅰb	経済	2～4	2	歴史学特殊講義Ⅲa	文芸	2～4	2
外国文化Ⅱa	経済	2～4	2	歴史学特殊講義Ⅲb	文芸	2～4	2
外国文化Ⅱb	経済	2～4	2	日本文化史a	文芸	2～4	2
外国文化Ⅲa	経済	2～4	2	日本文化史b	文芸	2～4	2
外国文化Ⅲb	経済	2～4	2	東洋文化史a	文芸	2～4	2
外国文化Ⅳa	経済	2～4	2	東洋文化史b	文芸	2～4	2
外国文化Ⅳb	経済	2～4	2	西洋文化史a	文芸	2～4	2
現代社会とスポーツ	経済	2～4	2	西洋文化史b	文芸	2～4	2
スポーツ産業論	経済	2～4	2	マスコミ原論	文芸	2～4	2
心理学a	経済	2～4	2	マスコミ史	文芸	2～4	2
心理学b	経済	2～4	2	ジャーナリズム論	文芸	2～4	2
数学Ⅰa	経済	2～4	2	リスクコミュニケーション論	文芸	2～4	2
数学Ⅰb	経済	2～4	2	社会心理学	文芸	2～4	2
数学Ⅱa	経済	2～4	2	広告心理学	文芸	2～4	2
数学Ⅱb	経済	2～4	2	マスコミ研究法	文芸	2～4	2
政治経済論入門Ⅰ	経済	2～4	2	哲学史特殊講義a	文芸	2～4	2
政治経済論入門Ⅱ	経済	2～4	2	哲学史特殊講義b	文芸	2～4	2
ギリシャ古典入門	文芸	2～4	4	エコロジー論	社会イノベーション	2～4	4
ギリシャ古典講読	文芸	2～4	4				
ローマ古典入門	文芸	2～4	4	文明と社会	社会イノベーション	2～4	4
ローマ古典講読	文芸	2～4	4				
文化史特殊講義Ⅰa	文芸	2～4	2	家族と社会の変動	社会イノベーション	2～4	4
文化史特殊講義Ⅰb	文芸	2～4	2				
歴史学特殊講義Ⅰa	文芸	2～4	2	短期学外演習	社会イノベーション	2～4	2
歴史学特殊講義Ⅰb	文芸	2～4	2				
歴史学特殊講義Ⅱa	文芸	2～4	2				

履修規定

他学部開設科目【2017・2018年度入学者】							
授 業 科 目	開設学部	配当年次	単位	授 業 科 目	開設学部	配当年次	単位
外国文化Ⅰa	経済	2～4	2	ギリシャ古典講読	文芸	2～4	4
外国文化Ⅰb	経済	2～4	2	ローマ古典入門	文芸	2～4	4
外国文化Ⅱa	経済	2～4	2	ローマ古典講読	文芸	2～4	4
外国文化Ⅱb	経済	2～4	2	マスコミ原論	文芸	2～4	2
外国文化Ⅲa	経済	2～4	2	マスコミ史	文芸	2～4	2
外国文化Ⅲb	経済	2～4	2	ジャーナリズム論	文芸	2～4	2
外国文化Ⅳa	経済	2～4	2	リスクコミュニケーション論	文芸	2～4	2
外国文化Ⅳb	経済	2～4	2	社会心理学	文芸	2～4	2
現代社会とスポーツ	経済	2～4	2	広告心理学	文芸	2～4	2
スポーツ産業論	経済	2～4	2	マスコミ研究法	文芸	2～4	2
心理学a	経済	2～4	2	エコロジー論	社会イノベーション	2～4	4
心理学b	経済	2～4	2				
数学Ⅰa	経済	2～4	2	文明と社会	社会イノベーション	2～4	4
数学Ⅰb	経済	2～4	2				
数学Ⅱa	経済	2～4	2	家族と社会の変動	社会イノベーション	2～4	4
数学Ⅱb	経済	2～4	2				
政治経済論入門Ⅰ	経済	2～4	2	短期学外演習	社会イノベーション	2～4	2
政治経済論入門Ⅱ	経済	2～4	2				
ギリシャ古典入門	文芸	2～4	4				

【第5表の注意事項】

- ① 卒業要件単位数は**12単位**であり、これを1年次から4年次（国際交流科目の一部と他学部開設科目は2年次から4年次）にわたり任意に履修する。
- ② 12単位を超えて修得した場合、さらに4単位を限度として**基礎部門**の卒業要件単位（30単位）に算入することができる。
- ③ 履修登録のために特別な手続きを必要とする授業科目がある。【**授業に関すること**】Ⅴ特別な履修登録手続きを必要とする授業科目】を必ず参照すること。
- ④ 全学共通教育科目、国際交流科目は、全学共通教育カリキュラムで用意された科目である。当該分野の設置に当たったの理念等は、【**全学共通教育科目**】の項に記載されている。
- ⑤ 「コンピュータ・リテラシー A1」と「コンピュータ・リテラシー A2」はセットで履修することになっている。対となるクラスは同一曜日・時間に開講している。
- ⑥ セットで履修した「コンピュータ・リテラシー A1」と「コンピュータ・リテラシー A2」のうち、どちらか1科目のみ単位を修得し、もう一方の科目が不合格となった場合、不合格となった科目のみを再履修することも、両方を再履修することもできない。
- ⑦ 世田谷6大学コンソーシアム連携授業である「総合講座Ⅴ」および「総合講座Ⅵ」は、年度をかえて同一名称の科目を反復履修できる。ただし、**反復履修して修得した単位は卒業要件単位としては認められない。**
- ⑧ 2021・2022年度開講の「特別講座Ⅱ」を修得した場合のみ、成績評価は他の科目と異なり、合格であれば「合」（英文成績証明書は「P」）と表示される。
- ⑨ 2021年度をもって「数理科学Ⅰa・Ⅰb・Ⅱa・Ⅱb」は廃講となった。修得済みの単位は教養科目の単位として認められる。
- ⑩ 国際交流科目のうち、以下の区分の科目は**卒業要件単位に算入することができない。**
 - ・「**留学対策科目**」、「**留学準備演習**」
- ⑪ 国際交流科目のうち、卒業要件単位に算入できない授業科目の履修については、履修科目登録上限単位数に関する特例措置が設けられている。【**履修規定**】Ⅳ履修方法一般についてⅡ各年次における履修単位制限 2 第2表の注意事項】を参照すること。
- ⑫ 他学部開設科目は、同一年度に8単位までしか履修できない。修得した単位は累計で8単位まで卒業要件単位に算入することができる。

2 外国語科目

外国語の開設科目は、第6表～第10表のとおりである。

第6表 外国語科目（英語・独語・仏語）配当表

	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
必修	英語Ⅰ（総合）	2				
選択必修			ドイツ語初級	4	フランス語初級	4
選択	英語Ⅱ（実践）	2	ドイツ語コミュニケーション	2	フランス語コミュニケーション	2
	英語Ⅲ（コミュニケーション）	2	ドイツ語中級	2	フランス語中級	2
	英語研究（英米文学講読）	2	ドイツ語研究（ドイツ文学講読）	2	フランス語研究（フランス文学講読）	2
	英語研究（英米文化研究）	2	ドイツ語研究（ドイツ文化研究）	2	フランス語研究（フランス文化研究）	2
	英語研究（英米事情）	2	ドイツ語研究（ドイツ事情）	2	フランス語研究（フランス事情）	2
	英語研究（時事英語）	2				
	英語研究（英語表現）	2				

【第6表の注意事項】

- ① 外国語科目の卒業要件単位数は14単位である。
- ② この14単位には必修2単位（「英語Ⅰ（総合）」または2018年度以前に修得済みの「英語Ⅰ」）と選択必修4単位（「ドイツ語初級」または「フランス語初級」もしくは2018年度以前に修得済みの「独語Ⅰ」または「仏語Ⅰ」）の計6単位を含めなければならない。
- ③ 残りの8単位については、【第6表 外国語科目配当表】の中から自由に選択して履修することができる。
- ④ 14単位を超えて修得した場合、さらに4単位を限度として基礎部門の卒業要件単位（30単位）に算入することができる。
- ⑤ 履修登録のために特別な手続きを必要とする授業科目がある。【授業に関すること】V特別な履修登録手続きを必要とする授業科目を必ず参照すること。
- ⑥ 2019年度に以下のように科目が変更された。旧科目の単位を修得している場合、対応する新科目を履修することができない。

〈英語〉

新科目	旧科目
英語Ⅰ（総合）	英語Ⅰ
英語Ⅱ（実践）	英語Ⅱ
英語Ⅲ（コミュニケーション）	英語Ⅲ

〈独語〉

新科目	旧科目
ドイツ語初級	独語Ⅰ
ドイツ語コミュニケーション	独語Ⅱ
ドイツ語中級	独語Ⅲ
ドイツ語研究（ドイツ文学講読）	独語研究（ドイツ文学講読）
ドイツ語研究（ドイツ文化研究）	独語研究（ドイツ文化研究）
ドイツ語研究（ドイツ事情）	独語研究（ドイツ事情）

〈仏語〉

新科目	旧科目
フランス語初級	仏語Ⅰ
フランス語コミュニケーション	仏語Ⅱ
フランス語中級	仏語Ⅲ
フランス語研究（フランス文学講読）	仏語研究（フランス文学講読）
フランス語研究（フランス文化研究）	仏語研究（フランス文化研究）
フランス語研究（フランス事情）	仏語研究（フランス事情）

1 英語の履修

第7表 外国語科目（英語）配当表

	授業科目	配当年次	単位	内 容
必修	英語Ⅰ（総合）	1	2	総合：大学での英語学習のスタートとして、英語能力の再調整をはかり読解力を培う。
選択	英語Ⅱ（実践）	1～4	2	プラクティカル・イングリッシュ：既習の英語能力を活用し実践的な英語能力を養成する。
	英語Ⅲ（コミュニケーション）	1～4	2	コミュニケーション：コミュニケーションとしての口語英語の運用力を培う。
	英語研究（英米文学講読）	2～4	2	英米の文学に学ぶ英語。
	英語研究（英米文化研究）	2～4	2	英語で学ぶ英米の歴史・社会・文化。
	英語研究（英米事情）	2～4	2	英語で学ぶ現代英米事情。
	英語研究（時事英語）	2～4	2	マスメディアの英語。
	英語研究（英語表現）	2～4	2	日英語の表現比較。

〔第7表の注意事項〕

〈クラス指定〉

- ・「英語Ⅰ（総合）」（1年次配当）はクラスが指定されている。
- ・「英語Ⅰ（総合）」だけでなく、「英語Ⅱ（実践）」、「英語Ⅲ（コミュニケーション）」もなるべく全員が履修することが望ましい。
- ・「英語Ⅱ（実践）」、「英語Ⅲ（コミュニケーション）」は、特別な履修登録手続きが必要である。登録方法については、【授業に関すること】特別な履修登録手続きを必要とする授業科目】を参照すること。

〈「英語研究」〉

- ・「英語研究」は、2年次以上を対象とし、少人数のクラス編成による授業を行う。登録方法については【授業に関すること】特別な履修登録手続きを必要とする授業科目】を参照すること。
- ・「英語研究」は、（）内の名称が異なれば同時に複数履修することができる。

〈「英語Ⅰ（総合）」の再履修〉

「英語Ⅰ（総合）」（2018年度以前入学者は「英語Ⅰ」）の単位未修得者は、「英語Ⅰ（総合）〈再履修〉」を履修しなければならない。登録方法については【授業に関すること】特別な履修登録手続きを必要とする授業科目】を参照すること。

2 独語の履修

第8表 外国語科目（独語）配当表

	授業科目	配当年次	単位	内 容
選択必修	ドイツ語初級	1	4	初級：週2回の授業が行われドイツ語の初級文法を学び、平易なドイツ語の文章を読む力・書く力を養うことを目的とする。
選択	ドイツ語コミュニケーション	1～4	2	選択初級：ドイツ語の聞く力・話す力を養成する初級コース。
	ドイツ語中級	2～4	2	中級：初級課程修了程度の学習者に対する、ドイツ語の中級文法を学び、総合的なドイツ語力の向上をはかる中級コース。
	ドイツ語研究（ドイツ文学講読）	2～4	2	ドイツ語で読む文学作品。
	ドイツ語研究（ドイツ文化研究）	2～4	2	ドイツ語で学ぶドイツの生活・文化。
	ドイツ語研究（ドイツ事情）	2～4	2	ドイツ語で学ぶ現代ドイツの事情。

〔第8表の注意事項〕

〈クラス指定〉

「ドイツ語初級」（1年次配当）および「ドイツ語コミュニケーション」はクラスが指定されている。ただし、2年次以上で「ドイツ語コミュニケーション」の履修を希望する者についてはクラスの指定はない。

〈「ドイツ語初級」〉

- ・「ドイツ語初級」は週2回の授業科目である。履修者は必ず2回とも受講しなければならない。
- ・「ドイツ語初級」（2018年度以前入学者は「独語Ⅰ」）の単位未修得者で、再履修を希望する者は、「ドイツ語初級〈再履修〉」を履修しなければならない。

〈「ドイツ語コミュニケーション」〉

「ドイツ語コミュニケーション」は「ドイツ語初級」と並行して履修することが望ましい。

〈「ドイツ語研究」〉

- ・「ドイツ語研究」は、2年次以上のドイツ語既修者を対象とし（次頁〈ドイツ語既修者（1年次生）〉に該当する1年次生を含む）、少人数のクラス編成で、「日本語による徹底的な質疑応答」の授業を行う。
- ・「ドイツ語研究」は、（）内の名称が異なれば同時に複数履修することができる。

〈独語既修者（1年次生）〉

- 1年次生については、入学時における履修者の習熟度により、「ドイツ語中級」、「ドイツ語研究」の授業科目が履修でき、その修得単位（2科目4単位）を必修の単位（「ドイツ語初級」4単位）に代えることができる。希望者は【授業に関すること】特別な履修登録手続きを必要とする授業科目】を参照すること。

〈特別履修〉

- 1年次で「ドイツ語初級」（2018年度以前入学者は「独語Ⅰ」）の単位を修得した者が2年次以降に「フランス語初級」の履修を希望する場合、任意のクラスで履修することができる。希望者は「履修科目登録・訂正申請書」を教務部へ提出すること（Web上での履修登録はできない）。
- 1年次で「ドイツ語初級」（2018年度以前入学者は「独語Ⅰ」）を必修科目として履修する者で、「フランス語初級」ないし「フランス語コミュニケーション」を選択科目として履修しようとする場合、「フランス語初級」ないし「フランス語コミュニケーション」は2年次以降に履修することが望ましい。

3 仏語の履修

第9表 外国語科目（仏語）配当表

	授 業 科 目	配当年次	単 位	内 容
選択必修	フランス語初級	1	4	初級：週2回の授業が行われフランス語の初級文法を学び、平易なフランス語の文章を読む力・書く力を養うことを目的とする。
選択	フランス語コミュニケーション	1～4	2	選択初級：フランス語の聞く力・話す力を養成する初級コース。
	フランス語中級	2～4	2	中級：初級課程修了程度の学習者に対する、フランス語の中級文法を学び、総合的なフランス語力の向上をはかる中級コース。
	フランス語研究（フランス文学講読）	2～4	2	フランス語で読む文学作品。
	フランス語研究（フランス文化研究）	2～4	2	フランス語で学ぶフランスの生活・文化。
	フランス語研究（フランス事情）	2～4	2	フランス語で学ぶ現代フランスの事情。

〔第9表の注意事項〕

〈クラス指定〉

「フランス語初級」（1年次配当）および「フランス語コミュニケーション」はクラスが指定されている。ただし、2年次以上で「フランス語コミュニケーション」の履修を希望する者についてはクラスの指定はない。

〈「フランス語初級」〉

- 「フランス語初級」は週2回の授業科目である。履修者は必ず2回とも受講しなければならない。
- 「フランス語初級」（2018年度以前入学者は「仏語Ⅰ」）の単位未修得者で、再履修を希望する者は、「フランス語初級〈再履修〉」を履修しなければならない。

〈「フランス語コミュニケーション」〉

「フランス語コミュニケーション」は「フランス語初級」と並行して履修することが望ましい。

〈「フランス語研究」〉

- 「フランス語研究」は、2年次以上の仏語既修者を対象とし（下記〈フランス語既修者（1年次生）〉に該当する1年次生を含む）、少人数のクラス編成で、「日本語による徹底的な質疑応答」の授業を行う。
- 「フランス語研究」は、（ ）内の名称が異なれば同時に複数履修することができる。

〈仏語既修者（1年次生）〉

- 1年次生については、入学時における履修者の習熟度により、「フランス語中級」、「フランス語研究」の授業科目が履修でき、その修得単位（2科目4単位）を必修の単位（「フランス語初級」4単位）に代えることができる。希望者は【授業に関すること】特別な履修登録手続きを必要とする授業科目】を参照すること。

〈特別履修〉

- 1年次で「フランス語初級」（2018年度以前入学者は「仏語Ⅰ」）の単位を修得した者が2年次以降に「ドイツ語初級」の履修を希望する場合、任意のクラスで履修することができる。希望者は「履修科目登録・訂正申請書」を教務部へ提出すること（Web上での履修登録はできない）。
- 1年次で「フランス語初級」（2018年度以前入学者は「仏語Ⅰ」）を必修科目として履修する者で、「ドイツ語初級」ないし「ドイツ語コミュニケーション」を選択科目として履修しようとする場合、「ドイツ語初級」ないし「ドイツ語コミュニケーション」は2年次以降に履修することが望ましい。

4 特別外国語の履修

第6表の外国語科目の他に、第10表に示す授業科目を1年次から4年次にわたって任意に選択して履修することができる。

これらの科目は、全学共通教育科目として開設されている。当該分野の設置に当たっての理念等は、【全学共通教育科目】の項に記載されている。

本年度休講科目は「法学部 2022年度休講科目一覧」を参照すること。

第10表 外国語科目（特別外国語）配当表

分野	授 業 科 目	配当年次	単位	分野	授 業 科 目	配当年次	単位	
全学共通教育科目 外国語科目 リテラシー科目群	英語リスニング&スピーキング(初級) a	1~4	1	全学共通教育科目 リテラシー科目群	ディプロム・コース中級(独語) a	1~4	1	
	英語リスニング&スピーキング(初級) b	1~4	1		ディプロム・コース中級(独語) b	1~4	1	
	英語リスニング&スピーキング(中級) a	1~4	1		ディプロム・コース上級(独語) a	1~4	1	
	英語リスニング&スピーキング(中級) b	1~4	1		ディプロム・コース上級(独語) b	1~4	1	
	英語リスニング&スピーキング(上級) a	1~4	1		ディプロム・コース中級(仏語) a	1~4	1	
	英語リスニング&スピーキング(上級) b	1~4	1		ディプロム・コース中級(仏語) b	1~4	1	
	英語リーディング&ライティング(初級) a	1~4	1		ディプロム・コース上級(仏語) a	1~4	1	
	英語リーディング&ライティング(初級) b	1~4	1		ディプロム・コース上級(仏語) b	1~4	1	
	英語リーディング&ライティング(中級) a	1~4	1		ディプロム・コース中級(スペイン語) a	1~4	1	
	英語リーディング&ライティング(中級) b	1~4	1		ディプロム・コース中級(スペイン語) b	1~4	1	
	英語リーディング&ライティング(上級) a	1~4	1		ディプロム・コース中級(韓国語) a	1~4	1	
	英語リーディング&ライティング(上級) b	1~4	1		ディプロム・コース中級(韓国語) b	1~4	1	
	英会話選択a	1~4	1		海外短期語学研修	海外短期語学研修(英語・春季)	*	2
	英会話選択b	1~4	1			海外短期語学研修(英語・夏季)	1~4	2
	ビジネス英語a	1~4	1	海外短期語学研修(独語・春季)		*	2	
	ビジネス英語b	1~4	1	海外短期語学研修(仏語・春季)		*	2	
	英文多読a	1~4	1	海外短期語学研修(中国語・夏季)		1~4	2	
	英文多読b	1~4	1	海外短期語学研修(英語・夏季) [2021年度以降入学者のみ履修可]		1~4	1	
	独会話選択a	1~4	1	海外短期語学研修(英語・就業体験準備) [2020年度以前入学者のみ履修可]		1~4	1	
	独語選択(初級) I a	1~4	1	海外短期研修 (マレーシア・就業体験研修) [2020年度以前入学者のみ履修可]		海外短期研修 (マレーシア・就業体験研修) [2020年度以前入学者のみ履修可]	1~4	2
	独語選択(初級) I b	1~4	1			日本語(初級) I A	交換留学生等	2
	独語選択(初級) II a	1~4	1	日本語(初級) I B		交換留学生等	2	
	独語選択(初級) II b	1~4	1	日本語(初級) II A	交換留学生等	2		
	独語選択(中級) a	1~4	1	日本語(初級) II B	交換留学生等	2		
	独語選択(中級) b	1~4	1	日本語(初級) III A	交換留学生等	2		
	仏会話選択a	1~4	1	日本語(初級) III B	交換留学生等	2		
	仏会話選択b	1~4	1	日本語(初級) IV A	交換留学生等	2		
	仏語選択(初級) I a	1~4	1	日本語(初級) IV B	交換留学生等	2		
	仏語選択(初級) I b	1~4	1	日本語(中級) I A	交換留学生等	2		
	仏語選択(初級) II a	1~4	1	日本語(中級) I B	交換留学生等	2		
	仏語選択(初級) II b	1~4	1	日本語(中級) II A	交換留学生等	2		
	仏語選択(中級) a	1~4	1	日本語(中級) II B	交換留学生等	2		
	仏語選択(中級) b	1~4	1	日本語(中級) III A	交換留学生等	2		
	仏語選択(上級) a	1~4	1	日本語(中級) III B	交換留学生等	2		
	仏語選択(上級) b	1~4	1	日本語(中級) IV A	交換留学生等	2		
	スペイン語選択(初級) a	1~4	1	日本語(中級) IV B	交換留学生等	2		
	スペイン語選択(初級) b	1~4	1	日本語(上級) I A	交換留学生等	1		
	中国語選択(初級) I a	1~4	1	日本語(上級) I B	交換留学生等	1		
	中国語選択(初級) I b	1~4	1	日本語(上級) II A	交換留学生等	1		
	中国語選択(初級) II a	1~4	1	日本語(上級) II B	交換留学生等	1		
	中国語選択(初級) II b	1~4	1	日本語(上級) III A	交換留学生等	2		
	中国語選択(中級) a	1~4	1	日本語(上級) III B	交換留学生等	2		
中国語選択(中級) b	1~4	1	日本語(上級) IV A	交換留学生等	2			
中国語選択(上級) a	1~4	1	日本語(上級) IV B	交換留学生等	2			
中国語選択(上級) b	1~4	1	日本語(上級) VA	交換留学生等	2			
韓国語会話選択a	1~4	1	日本語(上級) VB	交換留学生等	2			
韓国語会話選択b	1~4	1						
韓国語選択(初級) a	1~4	1						
韓国語選択(初級) b	1~4	1						

注1) 灰色に色づけされた科目は卒業要件外科目である。
 注2) 「日本語(初級)」、「日本語(中級)」、「日本語(上級)」は、交換留学協定校からの受入交換留学生である者または、外国人留学生のうち所定の要件に該当する者のみ履修可。
 注3) 海外短期語学研修のうち、配当年次が*印になっているものは、1~3年次いずれかの春季休業期間中に研修に参加し、その翌年度に単位が授与される科目である。

《英語到達目標》

- ① 「英語リスニング&スピーキング」、「英語リーディング&ライティング」
初級：TOEIC 600-700点、英検2級程度
中級：TOEIC 700-800点、英検準1級程度
上級：TOEIC 800-990点、英検1級程度
- ② 「英会話選択」— 受講者のレベルや要請に応じて、中級～上級のレベルを目指す。
- ③ 「ビジネス英語」— 受講者のレベルや要請に応じて、初級～上級のレベルを目指す。
- ④ 「英文多読」— 受講者のレベルや要請に応じて、中級～上級のレベルを目指す。

《ディプロム・コース到達目標》

- ① 中級（独語・仏語）：独検・仏検の4～3級の合格。
- ② 上級（独語・仏語）：独検・仏検の（準）2級～準1級の合格。
- ③ 中級（スペイン語・韓国語）：西検・ハン検の3級の合格。

【第10表の注意事項】

- ① 特別外国語の修得単位は、**4単位までを基礎部門**の卒業要件単位（30単位）に算入することができる。
- ② 特別外国語のうち、以下の科目は**卒業要件単位に算入することができない**。
・「ディプロム・コース（独語・仏語）」の科目
また、上記の科目については8単位まで履修科目登録上限単位数を超えて履修登録することができる。
ただし、他の特例措置（【履修規定】Ⅲ履修方法一般について【B】各年次における履修単位制限 2 第2表の注意事項）を参照も併せて履修登録する場合、超過可能な単位数はいずれかの最大値までとする。
- ③ 初級の独語選択、仏語選択において、「ドイツ語初級」の履修者および単位修得者は「独語選択（初級）I a～II b」を、「フランス語初級」の履修者および単位修得者は「仏語選択（初級）I a～II b」を履修することができない。
- ④ 中級以上の独語選択、仏語選択、中国語選択の履修に際しては、以下の目安を参考にすること。

授業科目（グレード）	履修の目安	備考
独語選択（中級）a・b 仏語選択（中級）a・b 中国語選択（中級）a・b	・「選択（初級）I a～II b」の計4単位を修得した者 ・法学部外国語科目の独語または仏語の初級およびコミュニケーションの計6単位を修得した者	a・bどちらかのみ 履修可也。
独語選択（上級）a・b 仏語選択（上級）a・b 中国語選択（上級）a・b	・上記「選択（中級）a・b」の計2単位を修得した者 ・法学部外国語科目の独語または仏語の2～4年次配当科目のうち計4単位以上修得した者	a・bどちらかのみ 履修可也。

※上記の「履修の目安」を満たさない状態で履修を希望する場合、必ず第1回目の授業に出席し、担当教員に相談すること。

- ⑤ 海外短期語学研修のうち、配当年次が*印になっているものは、1～3年次いずれかの春季休業期間中に研修に参加し、その翌年度に単位授与がされる科目である。
研修参加申し込みをもって、該当する授業科目への履修登録とする。研修に参加する年度は単位数が0の仮置き科目、その翌年度に2単位の科目を教務部が履修登録する。**履修登録された2単位は、研修の翌年度の履修科目登録上限単位数に含まれる。**研修参加申し込み後は、研修自体がやむを得ず中止となった場合を除き、研修への実際の参加の当否にかかわらず、履修登録を取り消すことができないので注意すること。
- ⑥ 「海外短期語学研修」および「海外短期研修」は、一度単位の授与を受けた科目も再履修することができ、同一年度に複数の科目を履修することもできる。ただし、授与された単位のうち**卒業要件単位に算入できるのはあわせて2単位まで**である。
また、特別な履修登録手続きを行う科目であること（【授業に関すること】Ⅴ特別な履修登録手続きを必要とする授業科目）を参照、やむを得ない理由により研修が中止となる場合があることを考慮し、履修科目登録上限単位数や卒業・進級要件単位数に注意して学修計画を立てておくこと。
- ⑦ 2021年度以降入学者対象の「海外短期語学研修（英語・夏季）（マレーシア）」と2020年度以前入学者対象の「海外短期語学研修（英語・就業体験準備）」の研修内容は同一である。

⑧【2020年度以前入学者のみ】

「海外短期語学研修（英語・就業体験準備）【1単位】」と「海外短期研修（マレーシア・就業体験研修）【2単位】」はセットで履修することになっている。

- ⑨「海外短期語学研修」および「海外短期研修」の成績評価は、他の科目とは異なり、合格であれば「合」（英文成績証明書は「P」）と表示される。
- ⑩受け入れ留学生科目は、交換留学協定校からの受入交換留学生である者、または外国人留学生のうち所定の要件に該当する者のみ履修できる。外国人留学生が当該科目の履修を希望する場合は、教務部に申し出ること。
- ⑪2018年度から、通年（2単位）で開講していた科目は、前期a（1単位）、後期b（1単位）に分割して開講する。2017年度までに通年科目の単位を修得している場合、同一名称のaまたはbの科目は履修できない。
（例：2017年度までに「英語リスニング&スピーキング（初級）」の単位を修得している場合、「英語リスニング&スピーキング（初級）a」および「英語リスニング&スピーキング（初級）b」を履修できない。）
- ⑫2018年度に以下のように科目が変更された。なお、旧科目の単位を修得している場合、新科目を履修することはできない。

新 科 目	旧 科 目
独 語 選 択（初級）I a	独 語 選 択（初級）A
独 語 選 択（初級）I b	
独 語 選 択（初級）II a	独 語 選 択（初級）B
独 語 選 択（初級）II b	
仏 語 選 択（初級）I a	仏 語 選 択（初級）A
仏 語 選 択（初級）I b	
仏 語 選 択（初級）II a	仏 語 選 択（初級）B
仏 語 選 択（初級）II b	
中国語選択（初級）I a	中国語選択（初級）A
中国語選択（初級）I b	
中国語選択（初級）II a	中国語選択（初級）B
中国語選択（初級）II b	

- ⑬2020年度に「韓国語会話選択a・b」、「ディプロム・コース中級（スペイン語）a・b」、「ディプロム・コース中級（韓国語）a・b」が新設された。
- ⑭2019年度をもって、「Academic Communication a・b」「スペイン語選択（中級・ディプロム）a・b」および「韓国語選択（中級・ディプロム）a・b」は廃講となった。修得済みの単位は特別外国語の単位として認められる。
- ⑮2018年度より、ディプロム・コースのうち（独語）と（仏語）の全8科目については、科目名称の末尾が、A→a、B→bと変更となった。旧科目の単位を修得している場合、新科目の単位を修得済みであるとみなされる。

3 キャリアデザイン科目

キャリアデザイン科目の開設科目は第11表のとおりである。

これらの科目は、全学共通教育科目として開設されている。当該分野の設置に当たっての理念等は、【全学共通教育科目】の項に記載されている。

本年度休講科目は「法学部 2022年度休講科目一覧」を参照すること。

第11表 キャリアデザイン科目配当表

授 業 科 目	配当年次	単 位	授 業 科 目	配当年次	単 位
☆キャリア形成Ⅰ	1～4	2	職業選択	2～4	2
☆キャリア形成Ⅱ	1～4	2	キャリア・プランニング・プログラムⅠ	3・4	2
☆キャリア形成Ⅲ	1～4	2	キャリア・プランニング・プログラムⅡ	3・4	2
☆キャリア形成Ⅳ	1～4	2	時事英語Ⅰ	1～4	2
★プロジェクト演習	1・2	2	時事英語Ⅱ	1～4	2
成城インターンシップ	1～4	2	時事問題研究	2～4	2
業界企業分析	2～4	2			

注) 灰色に色づけされた科目は卒業要件外科目である。

【第11表の注意事項】

- ① 修得した単位のうち、☆の付いた科目（「キャリア形成Ⅰ～Ⅳ」）からは2単位まで卒業要件単位に算入することができる。
- ② 修得した単位のうち、★の付いた科目（「プロジェクト演習」）は副題が異なる授業科目を複数開講している。詳細は本年度のシラバスを確認すること。ただし、「プロジェクト演習」のうち、修得できる単位数および卒業要件単位に算入できる単位数は、1科目2単位までとする。また3年次以降は履修することができない。
- ③ 「成城インターンシップ」（2020年度以前入学者のみ）は副題が異なる授業科目を複数開講している。詳細は本年度のシラバスを確認すること。
- ④ キャリアデザイン科目は、特別な履修登録手続きが必要な授業科目があるので、【授業に関すること】Ⅴ特別な履修登録手続きを必要とする授業科目】を必ず参照すること。
- ⑤ キャリアデザイン科目のうち、卒業要件単位に算入できない授業科目の履修については、履修科目登録上限単位数に関する特例措置が設けられている。【履修規定】Ⅲ履修方法一般について⑧各年次における履修単位制限 2 第2表の注意事項】を参照すること。
- ⑥ 「成城インターンシップ」の成績評価は、他の科目とは異なり、合格であれば「合」（英文成績証明書は「P」と表示される。
- ⑦ 「成城インターンシップ」は反復履修することができる。

4 データサイエンス科目

データサイエンス科目の開設科目は第12表のとおりである。

これらの科目は、全学共通教育科目として開設されている。当該分野の設置に当たっての理念等は、【全学共通教育科目】の項に記載されている。

本年度休講科目は「法学部 2022年度休講科目一覧」を参照すること。

第12表 データサイエンス科目配当表【2022年度以降入学者用】

区分	授 業 科 目	配当年次	単位
リテラシー科目	データサイエンス概論	1~4	2
	データサイエンス基礎	1~4	2
応用基礎科目	データアナリティクス基礎	2~4	2
	機械学習基礎	2~4	2
アドバンスド科目	データサイエンス・アドバンスド・プログラム	2~4	2
	データサイエンス・ワークフロー・プログラム	2~4	2
	データサイエンス特殊講義Ⅰ	2~4	2
	データサイエンス特殊講義Ⅱ	2~4	2
	データサイエンス特殊講義Ⅲ	2~4	2
	データサイエンス特殊講義Ⅳ	2~4	2
選択科目	データアナリティクス応用	2~4	2
	機械学習応用	2~4	2
	数理科学基礎 a	1~4	2
	数理科学基礎 b	1~4	2
	数理科学応用 a	1~4	2
	数理科学応用 b	1~4	2

注) 灰色に色付けされた科目は卒業要件外科目である。

第12表 データサイエンス科目配当表【2021年度以前入学者用】

区分	授 業 科 目	配当年次	単位
基礎科目	データサイエンス概論	1~4	2
	データサイエンス基礎	1~4	2
	データアナリティクス基礎	2~4	2
	データアナリティクス応用	2~4	2
発展科目	機械学習基礎	2~4	2
	データサイエンス・アドバンスド・プログラム	2~4	2
選択科目	数理科学基礎 a	1~4	2
	数理科学基礎 b	1~4	2
	数理科学応用 a	1~4	2
	数理科学応用 b	1~4	2

注) 灰色に色付けされた科目は卒業要件外科目である。

【第12表の注意事項】

- ① 2022年度以降入学者は、データサイエンス科目のうちリテラシー科目および応用基礎科目の修得単位は、4単位までを基礎部門の卒業要件単位（30単位）に算入することができる。
- ② 2021年度以前入学者は、データサイエンス科目の修得単位は卒業要件単位に算入することができない。
- ③ データサイエンス科目は、特別な履修登録手続きが必要となるので、【授業に関すること】Ⅴ特別な履修登録手続きを必要とする授業科目】を必ず参照すること。
- ④ 2022年度に以下のように授業科目の名称変更がされた。旧授業科目の単位を修得している場合、新授業科目を履修することはできない。

新授業科目	旧授業科目
データサイエンス基礎	データサイエンス入門Ⅰ
データアナリティクス基礎	データサイエンス入門Ⅱ
データアナリティクス応用	データサイエンス応用
機械学習基礎	データサイエンス・スキルアップ・プログラム

- ⑤ 「データアナリティクス基礎」の履修に際しては、以下の条件を満たしていることが望ましい。
 - ・「データサイエンス概論」、「データサイエンス基礎」を修得済みであること。
- ⑥ 「機械学習基礎」の履修に際しては、以下の条件を満たしていることが望ましい。
 - ・「データサイエンス概論」、「データサイエンス基礎」を修得済みであること。
 - ・「データアナリティクス基礎」を修得済みであるか、同時履修していること。
- ⑦ 「データサイエンス・アドバンスド・プログラム」、「データサイエンス・ワークフロー・プログラム」の履修に際しては、以下の条件を満たしていることが望ましい。
 - ・「データサイエンス概論」、「データサイエンス基礎」を修得済みであること。
 - ・「データアナリティクス基礎」、「機械学習基礎」を修得済みであるか、同時履修していること。
- ⑧ 2022年度に「数理科学基礎 a・b」、「数理科学応用 a・b」が新設された。

5 スポーツ・ウエルネス教育科目

スポーツ・ウエルネス教育科目の開設科目は、第13表のとおりである。

これらの科目は、全学共通教育科目として開設されている。当該分野の設置に当たっての理念等は、【全学共通教育科目】の項に記載されている。

本年度休講科目は「法学部 2022年度休講科目一覧」を参照すること。

第13表 スポーツ・ウエルネス教育科目配当表

カテゴリー	系列	授業科目・種目、コース	配当年次	単位	
スポーツ・ウエルネス講義・演習科目(半期)	スポーツ文化	スポーツ・スタディーズⅠ スポーツ・スタディーズⅡ スポーツ・スタディーズⅢ スポーツ・スタディーズⅣ	1~4	2	
	ウエルネス文化	ウエルネス・スタディーズⅠ ウエルネス・スタディーズⅡ ウエルネス・スタディーズⅢ ウエルネス・スタディーズⅣ			
	身体表現文化	身体表現・スタディーズⅠ 身体表現・スタディーズⅡ 身体表現・スタディーズⅢ 身体表現・スタディーズⅣ			
スポーツ・ウエルネス実技科目(半期または集中)	スポーツ文化	オルタナティブスポーツ ゴルフ サッカー&フットサル ソフトボール 卓球 テニス トレーニング バスケットボール バドミントン バレーボール フットサル	定時コース	1~4	1
		サイクル・スポーツ スキー	集中コース		
	ウエルネス文化	アクアエクササイズ エアロビクス&コンディショニング エアロビクス&ピラティス コンディショニング 水泳 フィットネス ヨガ&ピラティス レクリエーション・スポーツ	定時コース		
		身体表現文化	剣道(古武道) ダンスパフォーマンス		

注) 灰色に色づけされた科目は卒業要件外科目である。

【第13表の注意事項】

- ① スポーツ・ウエルネス教育科目は卒業要件単位としては認められない。
- ② スポーツ・ウエルネス教育科目は、特別な履修登録手続きが必要となるので【授業に関すること】特別な履修登録手続きを必要とする授業科目】を参照すること。
- ③ スポーツ・ウエルネス講義・演習科目の第1回目の授業は、第1体育館1階講義室、または指定された教室でガイダンスを行う。
- ④ スポーツ・ウエルネス実技科目の第1回目の授業は、前期・後期ともに、トレーニングセンターで行う科目はトレーニングセンターで、それ以外は第1体育館でガイダンスを行う。なお、ガイダンスに出席するにあたり着替えは不要である。
- ⑤ スポーツ・ウエルネス実技科目は反復履修・重複履修することができる。
- ⑥ 健康上の問題および心身に障がいのある履修希望者には、個別に対応する。希望者は履修登録期間内に教務部または科目担当専任教員まで申し出ること。

第14表 専門部門（講義科目・演習科目）配当表

卒業要件単位数 100単位		1 年 次	2 年 次
必修科目 40単位	講義科目	法学への誘い② 憲法Ⅰ（人権） 民法Ⅰ（総則） 民法Ⅳ（債権各論） 刑法Ⅰ（概論及び犯罪成立要件）【2019年度以降入学者】 刑法Ⅰ（総論）【2018年度以前入学者】	憲法Ⅱ（統治機構） 民法Ⅱ（物権） 刑法Ⅱ（各論）【2019年度以降入学者】 刑法Ⅱ（各論Ⅰ）【2018年度以前入学者】 現代社会と法②
	演習科目	基本書演習②	基礎演習A② 基礎演習B②
選択必修科目 20単位	講義科目		民法Ⅲ（債権総論） 基礎法学入門② 民法Ⅴ（親族・相続） 政治学原論 司法制度論Ⅰ② 行政学 司法制度論Ⅱ② 国際関係論 企業法概論② 国際政治史 行政法Ⅰ 社会法概論② 国際法Ⅰ 国際私法Ⅰ②
自由選択科目 40単位	講義科目		
	演習科目		

注1) 授業科目の末尾に②とあるのは2単位の意味であり、無印は4単位の意味である。

注2) 本年度休講科目は「法学部 2022年度休講科目一覧」を参照すること。

3 年 次		4 年 次																																																																																																													
必修専門演習																																																																																																															
<p>[3・4年]</p> <table border="0"> <tr> <td>比較憲法学</td> <td>経済法Ⅰ②</td> <td>法社会学</td> <td>地方自治論Ⅰ②</td> </tr> <tr> <td>行政法Ⅱ</td> <td>経済法Ⅱ②</td> <td>法制史</td> <td>地方自治論Ⅱ②</td> </tr> <tr> <td>地方自治法②</td> <td>契約書分析②</td> <td>法と経済学②</td> <td>アジア政治②</td> </tr> <tr> <td>公務員法・行政組織法②</td> <td>企業法務②</td> <td>法政策学②</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税法Ⅰ②</td> <td>現代企業担保実務②</td> <td>法情報学②</td> <td>経済原論</td> </tr> <tr> <td>税法Ⅱ②</td> <td></td> <td></td> <td>公共経済学Ⅰ②</td> </tr> <tr> <td>憲法特講②</td> <td>国際私法Ⅱ②</td> <td></td> <td>公共経済学Ⅱ②</td> </tr> <tr> <td>法曹特講（公法）②</td> <td>国際取引法</td> <td>国際法Ⅱ</td> <td>財政学Ⅰ②</td> </tr> <tr> <td>環境法②</td> <td></td> <td>国際組織法</td> <td>財政学Ⅱ②</td> </tr> <tr> <td>情報法②</td> <td>民事訴訟法</td> <td>国際経済法</td> <td>社会政策</td> </tr> <tr> <td></td> <td>民事執行法</td> <td>国際人権法②</td> <td>応用経済学特別講義C②</td> </tr> <tr> <td>法曹特講（民事法）②</td> <td>倒産法</td> <td>EU法②</td> <td>会計学</td> </tr> <tr> <td>民法特講②</td> <td></td> <td></td> <td>経営統計学Ⅰ②</td> </tr> <tr> <td>消費者法Ⅰ②</td> <td>刑法Ⅲ（犯罪拡張事由）【2019年度以降入学者】②</td> <td>外国法Ⅰ②</td> <td>経営統計学Ⅱ②</td> </tr> <tr> <td>消費者法Ⅱ②</td> <td>刑法Ⅲ（各論2）【2018年度以前入学者】②</td> <td>外国法Ⅱ②</td> <td>特殊講義Ⅰ②</td> </tr> <tr> <td>不動産法②</td> <td>刑事訴訟法</td> <td>外国法Ⅲ②</td> <td>特殊講義Ⅱ②</td> </tr> <tr> <td>知的財産法</td> <td>刑事政策</td> <td>外国法Ⅳ②</td> <td>特殊講義Ⅲ②</td> </tr> <tr> <td>医事法Ⅰ②</td> <td>法曹特講（刑事法）②</td> <td>外国法Ⅴ②</td> <td>特殊講義Ⅳ②</td> </tr> <tr> <td>医事法Ⅱ②</td> <td>刑事法特講②</td> <td></td> <td>特殊講義Ⅴ②</td> </tr> <tr> <td></td> <td>刑法特講【2018年度以前入学者】②</td> <td></td> <td>特殊講義Ⅵ②</td> </tr> <tr> <td>会社法A②</td> <td>労働基準法</td> <td>日本政治外交史</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会社法B②</td> <td>労働組合法</td> <td>EU政治</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会社法C②</td> <td>社会保障法</td> <td>アメリカ政治外交史</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金融商品取引法②</td> <td>ジェンダーと法②</td> <td>日本政治論</td> <td></td> </tr> <tr> <td>商取引法②</td> <td></td> <td>比較政治学</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>法思想史</td> <td>平和研究②</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>法哲学</td> <td>比較政策論</td> <td></td> </tr> </table>				比較憲法学	経済法Ⅰ②	法社会学	地方自治論Ⅰ②	行政法Ⅱ	経済法Ⅱ②	法制史	地方自治論Ⅱ②	地方自治法②	契約書分析②	法と経済学②	アジア政治②	公務員法・行政組織法②	企業法務②	法政策学②		税法Ⅰ②	現代企業担保実務②	法情報学②	経済原論	税法Ⅱ②			公共経済学Ⅰ②	憲法特講②	国際私法Ⅱ②		公共経済学Ⅱ②	法曹特講（公法）②	国際取引法	国際法Ⅱ	財政学Ⅰ②	環境法②		国際組織法	財政学Ⅱ②	情報法②	民事訴訟法	国際経済法	社会政策		民事執行法	国際人権法②	応用経済学特別講義C②	法曹特講（民事法）②	倒産法	EU法②	会計学	民法特講②			経営統計学Ⅰ②	消費者法Ⅰ②	刑法Ⅲ（犯罪拡張事由）【2019年度以降入学者】②	外国法Ⅰ②	経営統計学Ⅱ②	消費者法Ⅱ②	刑法Ⅲ（各論2）【2018年度以前入学者】②	外国法Ⅱ②	特殊講義Ⅰ②	不動産法②	刑事訴訟法	外国法Ⅲ②	特殊講義Ⅱ②	知的財産法	刑事政策	外国法Ⅳ②	特殊講義Ⅲ②	医事法Ⅰ②	法曹特講（刑事法）②	外国法Ⅴ②	特殊講義Ⅳ②	医事法Ⅱ②	刑事法特講②		特殊講義Ⅴ②		刑法特講【2018年度以前入学者】②		特殊講義Ⅵ②	会社法A②	労働基準法	日本政治外交史		会社法B②	労働組合法	EU政治		会社法C②	社会保障法	アメリカ政治外交史		金融商品取引法②	ジェンダーと法②	日本政治論		商取引法②		比較政治学			法思想史	平和研究②			法哲学	比較政策論	
比較憲法学	経済法Ⅰ②	法社会学	地方自治論Ⅰ②																																																																																																												
行政法Ⅱ	経済法Ⅱ②	法制史	地方自治論Ⅱ②																																																																																																												
地方自治法②	契約書分析②	法と経済学②	アジア政治②																																																																																																												
公務員法・行政組織法②	企業法務②	法政策学②																																																																																																													
税法Ⅰ②	現代企業担保実務②	法情報学②	経済原論																																																																																																												
税法Ⅱ②			公共経済学Ⅰ②																																																																																																												
憲法特講②	国際私法Ⅱ②		公共経済学Ⅱ②																																																																																																												
法曹特講（公法）②	国際取引法	国際法Ⅱ	財政学Ⅰ②																																																																																																												
環境法②		国際組織法	財政学Ⅱ②																																																																																																												
情報法②	民事訴訟法	国際経済法	社会政策																																																																																																												
	民事執行法	国際人権法②	応用経済学特別講義C②																																																																																																												
法曹特講（民事法）②	倒産法	EU法②	会計学																																																																																																												
民法特講②			経営統計学Ⅰ②																																																																																																												
消費者法Ⅰ②	刑法Ⅲ（犯罪拡張事由）【2019年度以降入学者】②	外国法Ⅰ②	経営統計学Ⅱ②																																																																																																												
消費者法Ⅱ②	刑法Ⅲ（各論2）【2018年度以前入学者】②	外国法Ⅱ②	特殊講義Ⅰ②																																																																																																												
不動産法②	刑事訴訟法	外国法Ⅲ②	特殊講義Ⅱ②																																																																																																												
知的財産法	刑事政策	外国法Ⅳ②	特殊講義Ⅲ②																																																																																																												
医事法Ⅰ②	法曹特講（刑事法）②	外国法Ⅴ②	特殊講義Ⅳ②																																																																																																												
医事法Ⅱ②	刑事法特講②		特殊講義Ⅴ②																																																																																																												
	刑法特講【2018年度以前入学者】②		特殊講義Ⅵ②																																																																																																												
会社法A②	労働基準法	日本政治外交史																																																																																																													
会社法B②	労働組合法	EU政治																																																																																																													
会社法C②	社会保障法	アメリカ政治外交史																																																																																																													
金融商品取引法②	ジェンダーと法②	日本政治論																																																																																																													
商取引法②		比較政治学																																																																																																													
	法思想史	平和研究②																																																																																																													
	法哲学	比較政策論																																																																																																													
選択専門演習（2科目8単位に限り卒業に必要な単位として認める）																																																																																																															
		卒業論文																																																																																																													

専門部門の卒業要件単位数は100単位であり、これを【第14表 専門部門（講義科目・演習科目）配当表】に従って履修しなければならない。

1 必修科目

1 講義科目

必修科目のうち、講義科目の開設科目は第15表のとおりである。これらの科目は、社会で通用する法的思考力を身につけるために欠くことのできない基本的な科目である。

第15表 必修科目（講義科目）配当表

授 業 科 目	配当年次	単 位
法学への誘い	1	2
憲法Ⅰ（人権）	1	4
民法Ⅰ（総則）	1	4
民法Ⅳ（債権各論）	1	4
刑法Ⅰ（概論及び犯罪成立要件）【2019年度以降入学者】	1	4
刑法Ⅰ（総論）【2018年度以前入学者】		
憲法Ⅱ（統治機構）	2	4
民法Ⅱ（物権）	2	4
刑法Ⅱ（各論）【2019年度以降入学者】	2	4
刑法Ⅱ（各論1）【2018年度以前入学者】		
現代社会と法	2	2
計		32

2 演習科目

演習科目の開設科目は第16表のとおりである。

第16表 必修科目（演習科目）配当表

授 業 科 目	配当年次	単 位
基本書演習	1	2
基礎演習A または 基礎演習B	2	2
専門演習	3	4
計		8

演習科目の履修および登録の方法については、【授業に関すること】 特別な履修登録手続きを必要とする授業科目】および以下の説明を参照すること。

〈「基本書演習」〉

1年次後期に開講される「基本書演習」は、1年次に受講する憲法・民法・刑法について専門の教員とともに基本書を読みこなし、法律の基本書をいかにして読んでいくか、法律の学び方というのはどのようなものを学ぶ。

〈「基礎演習A・B」〉

2年次に開講される「基礎演習」では、1年次の「基本書演習」で学んだ憲法・民法・刑法のみならず、2年次に開設されている様々な科目の内容をさらに深く理解するため、講義で取り扱われるテーマについて学習する。「基礎演習」は半期2単位科目として複数開講される。前期に「基礎演習A」、後期に「基礎演習B」を履修し修得した2科目4単位のうち、1科目2単位については必修科目の単位として授与され、他の1科目については、自由選択科目の卒業要件単位として認められる。なお、修得はどちらか1科目2単位のみでもかまわない。

〈「専門演習」〉

3・4年次に開講される「専門演習」では、「基本書演習」、「基礎演習」を通じて培われた基礎的な知識に基づき、様々な法律分野についてより高度なテーマを扱い、さらに発展的な学習を行う。

・ 必修専門演習

専門演習は、3年次に特定の演習に1年間所属することでそれぞれの専攻した科目についてじっくりと学ぶことが基本であり、この専門演習を1科目修得することが卒業に必要な要件となる（「必修専門演習」）。

※ 専門演習は、上述の必修専門演習の他にさらに履修することが可能である（「選択専門演習」）。その詳細および卒業論文については、【履修規定Ⅳ】分野別履修方法—【B】専門部門—3自由選択科目】を参照すること。

2 選択必修科目

選択必修科目の開設科目は第17表のとおりである。

これらの科目は、法学を学ぶ魅力を知り、その学び方を発見しながらリーガルマインドを育むことを目的としている。

第17表 選択必修科目配当表

授 業 科 目	配当年次	単 位
民法Ⅲ（債権総論）	2	4
民法Ⅴ（親族・相続）	2	4
司法制度論Ⅰ	2	2
司法制度論Ⅱ	2	2
企業法概論	2	2
行政法Ⅰ	2	4
国際法Ⅰ	2	4
基礎法学入門	2	2
政治学原論	2	4
行政学	2	4
国際関係論	2	4
国際政治史	2	4
社会法概論	2	2
国際私法Ⅰ	2	2

〔第17表の注意事項〕

- ① 卒業に必要な規定単位数は**20単位**である。
- ② 規定単位数を超えて修得した単位は、**自由選択科目**として卒業要件単位数に算入される。
- ③ 3・4年次の専門部門のカリキュラムは、進路別のコース制を設けている。学習を円滑に進めるため、以下に2年次に履修しておくべき選択必修科目をコースごとに示す（各コースの理念・内容などについては、【履修規定Ⅳ】分野別履修方法—【B】専門部門—3自由選択科目】を参照すること。なお、科目名の後の②、④は当該科目の単位数を示す）。

〈法プロコース〉

「民法Ⅲ（債権総論）④」、「民法Ⅴ（親族・相続）④」、「司法制度論Ⅰ②」、「司法制度論Ⅱ②」、「基礎法学入門②」

〈企業と法コース〉

「民法Ⅲ（債権総論）④」、「司法制度論Ⅰ②」、「司法制度論Ⅱ②」、「企業法概論②」、「社会法概論②」、「国際私法Ⅰ②」

〈公共政策コース〉

「行政法Ⅰ④」、「政治学原論④」、「行政学④」、「社会法概論②」

〈国際社会と法コース〉

「国際法Ⅰ④」、「政治学原論④」、「国際関係論④」、「国際政治史④」

- ④ 「民法Ⅲ（債権総論）」、「民法Ⅴ（親族・相続）」は、特別な履修登録手続きが必要である。登録方法については【授業に関することⅤ】特別な履修登録手続きを必要とする授業科目】を参照すること。

3 自由選択科目

3・4年次の専門部門のカリキュラムでは、【履修規定Ⅲ履修方法一般についてー□コース制】でも触れたように、将来進路・問題関心に応じた学習を行うため、進路別のコース制を設けている。コース申請の手続きなどについては、2年次の秋（11月）にガイダンスを行う。

第18表 自由選択科目に算入できる単位

授 業 科 目	規定単位数
自由選択科目	40
規定単位数を超えて修得した選択必修科目	
2つめに単位を修得した基礎演習	
選択専門演習（2科目8単位まで）	
卒業論文（4単位）	

【第18表の注意事項】

- ① 自由選択科目の卒業要件単位数は**40単位**である。
- ② 自由選択科目には自分が選択したコースに配当された自由選択科目の他に、他のコースの自由選択科目、規定単位数を超えて修得した選択必修科目、2つめに単位を修得した基礎演習、選択専門演習および卒業論文の単位を算入することができる。
- ③ 履修登録のために特別な手続きを必要とする授業科目がある。【授業に関することⅤ特別な履修登録手続きを必要とする授業科目】を必ず参照すること。

1 コース

各コースの、理念と内容・想定する進路・履修することが望ましい科目は以下のとおりである。

〈法プロコース〉

① コースの理念と内容

将来、裁判官・検察官・弁護士になったり、司法書士その他の専門法律職資格を取得して、法律専門家として活躍しうる人材を養成するコース。裁判を中心におく伝統的な法律学と法律専門家にとって必要な倫理・問題意識を高める科目を重点的に学ぶ。

② 想定する進路

裁判官・弁護士・検察官・司法書士・行政書士・その他の法律資格取得
裁判所事務官、検察事務官、法律事務所専門事務職員（パラリーガル）

第19表 法プロコース所属者が履修することが望ましい自由選択科目

授 業 科 目	配当年次	単位	授 業 科 目	配当年次	単位
会社法A	3・4	2	民事訴訟法	3・4	4
会社法B	3・4	2	民事執行法	3・4	4
会社法C	3・4	2	倒産法	3・4	4
商取引法	3・4	2	刑事訴訟法	3・4	4
刑事政策	3・4	4	行政法Ⅱ	3・4	4
法哲学	3・4	4	国際法Ⅱ	3・4	4
法思想史	3・4	4	国際私法Ⅱ	3・4	2
法制史	3・4	4	比較憲法学	3・4	4
法社会学	3・4	4	消費者法Ⅰ	3・4	2
法と経済学	3・4	2	消費者法Ⅱ	3・4	2
情報法	3・4	2	環境法	3・4	2
労働基準法	3・4	4	知的財産法	3・4	4
労働組合法	3・4	4	法曹特講（公法）	3・4	2
ジェンダーと法	3・4	2	法曹特講（民事法）	3・4	2
法政策学	3・4	2	法曹特講（刑事法）	3・4	2
刑法Ⅱ（犯罪拡張事由）【2019年度以降入学者】	3・4	2	法情報学	3・4	2
刑法Ⅲ（各論2）【2018年度以前入学者】	3・4	2	外国法Ⅰ～Ⅴ	3・4	各2
経済法Ⅰ	3・4	2	医事法Ⅰ	3・4	2
経済法Ⅱ	3・4	2	医事法Ⅱ	3・4	2
金融商品取引法	3・4	2	応用経済学特別講義C	3・4	2

【第19表の注意事項】

- ① 2019年度をもって「リーガル・シンキング」は廃講となった。修得済みの単位は自由選択科目の単位として認められる。
- ② 2021年度をもって「有価証券法」、「外国語文献講読（英語1）」、「外国語文献講読（英語2）」、「外国語文献講読（ドイツ語）」、「外国語文献講読（フランス語）」は廃講となった。修得済みの単位は自由選択科目の単位として認められる。

〈企業と法コース〉

① コースの理念と内容

企業の活動に伴って発生する諸問題に法的知識をもって対処できる人材を養成するコース。会社法、労働法、独占禁止法といった企業活動に固有の法律のみならず、消費者法、環境法など企業の社会的責任を考える科目、知的財産法や国際取引法など現代の企業活動における最先端の科目を重点的に学ぶ。

② 想定する進路

企業の法務担当者・人事担当者・総務担当者・営業担当者・特許担当者など
 企業法務専門法律事務所の事務職員（パラリーガル）
 社会保険労務士、税理士、公認会計士、宅地建物取引主任者など

第20表 企業と法コース所属者が履修することが望ましい自由選択科目

授 業 科 目	配当年次	単 位	授 業 科 目	配当年次	単 位
会社法A	3・4	2	国際私法Ⅱ	3・4	2
会社法B	3・4	2	労働基準法	3・4	4
会社法C	3・4	2	労働組合法	3・4	4
金融商品取引法	3・4	2	社会保障法	3・4	4
国際取引法	3・4	4	税 法 Ⅰ	3・4	2
商取引法	3・4	2	税 法 Ⅱ	3・4	2
経済法Ⅰ	3・4	2	応用経済学特別講義C	3・4	2
経済法Ⅱ	3・4	2	消費者法Ⅰ	3・4	2
法と経済学	3・4	2	消費者法Ⅱ	3・4	2
情報法	3・4	2	環 境 法	3・4	2
ジェンダーと法	3・4	2	知的財産法	3・4	4
企業法務	3・4	2	不動産法	3・4	2
現代企業担保実務	3・4	2	外国法Ⅰ～Ⅴ	3・4	各2
契約書分析	3・4	2	E U 法	3・4	2
憲法特講	3・4	2	国際経済法	3・4	4
民法特講	3・4	2	刑法Ⅱ（犯罪論）【2019年度以降入学者】	3・4	2
刑事法特講	3・4	2	刑法Ⅲ（各論2）【2018年度以前入学者】	3・4	2
刑法特講【2018年度以前入学者】	3・4	2	会 計 学	3・4	4
民事訴訟法	3・4	4	経営統計学Ⅰ	3・4	2
民事執行法	3・4	4	経営統計学Ⅱ	3・4	2
倒 産 法	3・4	4			

〔第20表の注意事項〕

2021年度をもって「有価証券法」、「外国語文献講読（英語1）」、「外国語文献講読（英語2）」、「外国語文献講読（ドイツ語）」、「外国語文献講読（フランス語）」は廃講となった。修得済みの単位は自由選択科目の単位として認められる。

〈公共政策コース〉

① コースの理念と内容

卒業後に公共政策の形成に携わることを想定し、公共政策に関する学問的知識と、実務に対する積極的な姿勢を涵養することを目的とするコース。行政をめぐる諸制度を学び、国内の各種政策に関する情報を把握し、さらには先進諸国の行政・公共政策について関心を寄せる姿勢を身につける。

② 想定する進路

国家公務員（総合職・一般職）、都道府県・市町村の地方公務員（上級職）、警察官・消防官
 政策系のシンクタンクの研究員、公共政策に関わるNPO法人
 政党・政治組織のスタッフ・秘書など

第21表 公共政策コース所属者が履修することが望ましい自由選択科目

授 業 科 目	配当年次	単 位	授 業 科 目	配当年次	単 位
比較憲法学	3・4	4	環 境 法	3・4	2
行政法Ⅱ	3・4	4	知的財産法	3・4	4
地方自治法	3・4	2	情 報 法	3・4	2
公務員法・行政組織法	3・4	2	ジェンダーと法	3・4	2
国際組織法	3・4	4	経済法Ⅰ	3・4	2
地方自治論Ⅰ	3・4	2	経済法Ⅱ	3・4	2
地方自治論Ⅱ	3・4	2	法思想史	3・4	4
比較政策論	3・4	4	法 哲 学	3・4	4
日本政治論	3・4	4	法社会学	3・4	4
日本政治外交史	3・4	4	法と経済学	3・4	2
EU政治	3・4	4	法政策学	3・4	2
アメリカ政治外交史	3・4	4	経済原論	3・4	4
比較政治学	3・4	4	公共経済学Ⅰ	3・4	2
社会保障法	3・4	4	公共経済学Ⅱ	3・4	2
労働基準法	3・4	4	財政学Ⅰ	3・4	2
労働組合法	3・4	4	財政学Ⅱ	3・4	2
税 法 Ⅰ	3・4	2	応用経済学特別講義C	3・4	2
税 法 Ⅱ	3・4	2	社会政策	3・4	4
消費者法Ⅰ	3・4	2	憲法特講	3・4	2
消費者法Ⅱ	3・4	2			

〈国際社会と法コース〉

① コースの理念と内容

国境を越える活動を規律する法制度や国際情勢、諸外国の法制度に対する広い視野を持ち、日本国内にとどまらない各種の活動に携わる人材を育てるコース。国際的な企業活動、国際組織や外交政策に関わる活動、人権・難民・環境・開発援助問題に関わるNGO活動に強い関心を持つ学生のための勉強を後押しする。

② 想定する進路

国際的な取引のある企業・外資系企業
 外交官・入国審査官等の国際性を有する公務員、国際公務員
 人権・環境・開発援助問題等に関わるNGO、国際政治に関わる仕事

第22表 国際社会と法コース所属者が履修することが望ましい自由選択科目

授 業 科 目	配当年次	単 位	授 業 科 目	配当年次	単 位
比較憲法学	3・4	4	外国法Ⅰ～Ⅴ	3・4	各2
国際法Ⅱ	3・4	4	経済法Ⅰ	3・4	2
国際組織法	3・4	4	経済法Ⅱ	3・4	2
国際経済法	3・4	4	税 法 Ⅰ	3・4	2
国際人権法	3・4	2	税 法 Ⅱ	3・4	2
E U 法	3・4	2	応用経済学特別講義C	3・4	2
国際私法Ⅱ	3・4	2	環 境 法	3・4	2
国際取引法	3・4	4	知的財産法	3・4	4
比較政策論	3・4	4	情 報 法	3・4	2
比較政治学	3・4	4	ジェンダーと法	3・4	2
日本政治論	3・4	4	法思想史	3・4	4
日本政治外交史	3・4	4	法 哲 学	3・4	4
EU政治	3・4	4	法 制 史	3・4	4
アメリカ政治外交史	3・4	4	法社会学	3・4	4
アジア政治	3・4	2	法と経済学	3・4	2
平和研究	3・4	2	憲法特講	3・4	2

〔第22表の注意事項〕

2021年度をもって「外国語文献講読（英語1）」、「外国語文献講読（英語2）」、「外国語文献講読（ドイツ語）」、「外国語文献講読（フランス語）」は廃講となった。修得済みの単位は自由選択科目の単位として認められる。

2 「専門演習」・ 「卒業論文」

3年次では、必修科目としての専門演習（「必修専門演習」）の他にもう1科目、4年次ではさらに2科目まで専門演習を履修することが可能であり、より高度な研究・学習を行うことができる。（「選択専門演習」）

〈選択専門演習〉

必修専門演習の単位（4単位）の他に専門演習で修得した単位は、**2科目8単位まで自由選択科目の卒業要件単位として認められる（必修科目には算入されない）**。それ以上に修得した単位は、余剰単位となる。

〈卒業論文〉

4年次では、学習の成果を卒業論文として執筆し、提出することができる（必修ではない）。卒業論文提出希望者は4年次に専門演習を履修の上、**その演習担当教員の「卒業論文」を履修登録しなければならない**。担当教員は審査の上、卒業論文の単位（4単位）を授与する。卒業論文で修得した単位（4単位）は、卒業に必要な**自由選択科目の単位として認められる（必修科目には算入されない）**。

提出期間等は巻頭の『法学部 履修登録等に関する日程一覧』を参照すること。

※ 論文作成に当たっては、【[授業に関すること](#)】 [卒業論文](#)】を必ず参照すること。

C

教職関連部門

- ① 第23表に示す教職関連部門の科目は、教職課程を登録した者が「教科に関する専門的事項」に該当する科目（2018年度以前入学者は「教科に関する科目」として履修するために開設された科目であるが、教職課程を登録していない者もこれらの科目を履修することができる。
- ② 教職課程の登録如何を問わず、修得した単位は卒業・進級に必要な単位に算入することができない。
- ③ 教職課程に登録している2年次以降の学生は、他の授業科目と合わせて76単位（2018年度以前入学者は70単位）を上限として、履修科目登録上限単位数を超えて教職関連部門の科目を履修登録することができる。ただし、他の特例措置（【履修規定】Ⅲ履修方法一般について【B】各年次における履修単位制限 2 第2表の注意事項】を参照）も併せて履修登録する場合、超過可能な単位数はいずれかの最大値までとする。なお、超過する単位数が不適正であり、是正の指示があった場合はそれに従うこと。

第23表 教職関連部門配当表【2019年度以降入学者】

授 業 科 目	配当年次	単位	授 業 科 目	配当年次	単位
日本史概説 a	2～4	2	哲学講義 a	2～4	2
日本史概説 b	2～4	2	哲学講義 b	2～4	2
人文地理学 a	2～4	2	宗教学講義 a	2～4	2
人文地理学 b	2～4	2	宗教学講義 b	2～4	2
地理学講義 a	2～4	2	倫理学講義 a	2～4	2
地理学講義 b	2～4	2	倫理学講義 b	2～4	2
地誌学 a	2～4	2	外国史概説 A	2～4	2
地誌学 b	2～4	2	外国史概説 B	2～4	2

注) 灰色に色づけされた科目は卒業要件外科目である。

第23表 教職関連部門配当表【2017～2018年度入学者】

授 業 科 目	配当年次	単位	授 業 科 目	配当年次	単位
日本史概説 a	2～4	2	人文地理学 b	2～4	2
日本史概説 b	2～4	2	地理学講義 a	2～4	2
文化史特殊講義 I a	2～4	2	地理学講義 b	2～4	2
文化史特殊講義 I b	2～4	2	地 誌 学 a	2～4	2
歴史学特殊講義 I a	2～4	2	地 誌 学 b	2～4	2
歴史学特殊講義 I b	2～4	2	哲 学 講 義 a	2～4	2
歴史学特殊講義 II a	2～4	2	哲 学 講 義 b	2～4	2
歴史学特殊講義 II b	2～4	2	宗教学講義 a	2～4	2
歴史学特殊講義 III a	2～4	2	宗教学講義 b	2～4	2
歴史学特殊講義 III b	2～4	2	倫理学講義 a	2～4	2
日本文化史 a	2～4	2	倫理学講義 b	2～4	2
日本文化史 b	2～4	2	哲学史特殊講義 a	2～4	2
東洋文化史 a	2～4	2	哲学史特殊講義 b	2～4	2
東洋文化史 b	2～4	2	外国史概説 A	2～4	2
西洋文化史 a	2～4	2	外国史概説 B	2～4	2
西洋文化史 b	2～4	2	経済地理学 I	2～4	2
人文地理学 a	2～4	2	経済地理学 II	2～4	2

注) 灰色に色づけされた科目は卒業要件外科目である。

全学共通教育科目

I	全学共通教育の理念	62
II	全学共通教育科目における 各種プログラム認定・修了要件	65

I

全学共通教育の理念

成城大学は、個性を尊重し、創造力に富む感性豊かな学生を育成するという建学の理念を掲げてきた。これらの理念に今日的な意味を与え、良質な教育を供給し、学生諸君の自主的活動の促進をはかるために、学部毎の専門科目と併行して、教養教育を中心とした全学共通教育カリキュラムを導入している。全学共通教育の具体的な教育目標は以下のとおりである。

- (1) 多様化する社会、文化を理解できる素養を育てる
- (2) 批判的かつ創造的な思考力・判断力を培う
- (3) 主体的に学び、積極的にコミュニケーションをとる能力を養う

上記の理念に基づき、以下[A]～[F]の科目群を開設している。各学部カリキュラム上の位置づけは、以下の通り。

学 部	分 野
経済	自由設計科目
文芸	共通科目
法	基礎部門
社会イノベーション	総合教養科目、学部共通科目または一般共通科目

A リテラシー科目群

リテラシー科目群は、全学共通教育の理念に基づき、大学における学習および社会生活において必要なコミュニケーションをとる能力を身につけるための科目群である。具体的には、大学における様々な学習の基礎となる知識の理解力、創造的な思考力、的確な判断力を培うための科目、国際化する社会の中で、国際的なレベルでのコミュニケーションに対応する能力を養うための科目、高度情報社会の中で、情報を的確に処理し、主体的に情報を創造し発信する能力を身につけるための科目などによって構成されている。なお、リテラシー科目群は、以下のとおり3つの分野に分かれる。

1 WRD

高等学校までの勉強は一定のプログラムに従って提供される知識の受容を中心とするが、大学の勉強は自分で問題の所在を明らかにし、自発的に思考をめぐらし、しかもその結果を自らの言葉として表現することを基本とする。こうした大学での学びの姿勢を修得するのが、「WRD」である。

「WRD」(ワードと読む)とは、「Write書く、Read読む、Debate議論する」の頭文字である。これらの行為は、どの学問においても土台となるものである。最近、高等学校までの学習において、これらの基礎訓練を積んでいないことが多い。「WRD」は、以上のような実践的訓練をする場でもある。

WRD科目の開設科目は、p.38 第5表に示されている。

2 外国語科目

外国語科目は、学生の国際的コミュニケーション能力を高めるために、各学部設置の外国語科目に加えて設置されるものである。

大学入学以前に既習の英語については、聴く・話す・読む・書くの技能向上を目指すクラス、卒業後に必要となるビジネス英語を集中的に学ぶクラス、多読による読解力養成を目的とするクラスがある。

その他の外国語は、初歩文法を学ぶクラスから、高度なコミュニケーション能力を養成するクラスまで段階を追ったクラス編成となっている。ディプロム・コースは各外国語の資格認定試験突破を目標に授業が展開される。

外国語科目の開設科目は、p.46 第10表に示されている。

3 IT科目

IT科目は、主としてパソコンを用いて、様々なデータを処理する手法とその応用を学ぶ科目である。基礎的なパソコンの操作方法はもちろん、全学共通教育の理念に基づいて、パソコンを用いてコミュニケーション能力(情報受信発信能力)やプレゼンテーション能力(表現能力)を身につけることを目的とする。

具体的には、ワープロソフトを用いた文書作成方法や、表計算ソフトを用いたデータ処理、インターネットを活用した情報収集と整理など、パソコンの基本的な活用の手法を学ぶ科目、その応用科目として、パソコンを用いて統計学的なデータ処理を行う手法を学ぶ科目、パソコンを用いて画像や映像を加工・編集したり、ウェブページを制作することを通じて、情報

の整理や表現の手法を学ぶ科目が設置されている。
 また、「図書館活用法」では、近年の情報を巡る環境や情報媒体の変化に対応した図書館利用リテラシー能力の修得を目指す。
 IT科目の開設科目は、p.38 第5表に示されている。

B 教養科目群

教養科目群は、「現代社会において生活を営む市民として必要な教養を身につける」ことを目標に設置される。近年、学問は専門という名のもとに細分化しており、これらを統括的に捉える眼を養うために、現代社会の多様なあり方を積極的に学び、思考訓練をすることはきわめて重要である。現代における「教養」を志向するのが成城大学の教養科目群である。

1 総合科目

総合科目は、特定の主題に関する諸現象を、学際的・総合的に分析・把握する能力を養うとともに、教養科目・専門科目を問わず、学習の動機づけを行う講義である。コーディネーターである教員が、学生の自発的な学習を支援するよう、講義の方向づけを行う。
 総合科目の開設科目は、p.38 第5表に示されている。

2 成城学

成城学は、成城学園に関するもの、成城という地域の歴史や地理に関するもの、成城の民俗誌に関するもの、成城の自然（史・誌）に関する内容で構成される。成城学には、講義形式を中心とするものと、学生参加型の授業形式のもの（成城フィールド・スタディー）とがある。
 成城学の開設科目は、p.38 第5表に示されている。

3 系列科目

系列科目は、8つの学問分野による分類の下に、各分野を概観し基礎知識を提供する「基幹科目」と各分野の最新の話題や特殊事項の研究を志向する「展開科目」から構成されており、各科目間は重層構造を持っている。学問分野という視点、時間（歴史）と空間（地域）という視点や、関心のある主題という視点など、受講生の様々な関心や興味に合わせた組み合わせで受講することによって、幅広い教養の獲得だけにとどまらず、所属学部での専門的研究を補う広い視野を確保できるよう工夫がなされている。また、教養科目群のコンセプトである現代における「教養」を志向すべく、現代に特化した内容を中心とした科目が配置されている。系列科目の開設科目は、p.38 第5表に示されている。

《系列の概要》

系列名	概要
現代社会論系列	複雑化する現代社会の事象に目を向け、それらの諸相を解析する能力を身につける新しい学問領域の科目で構成される。
社会構造論系列	政治や経済など、社会の構成と機能を理解する上で、必要な学問の枠組みを学ぶ科目で構成される。
思想・人間論系列	人間のあり方・世界のあり方について、先人がどのような問いをたて、どのような解を得てきたか、彼らの思考の筋道を辿り、現代人の新たな考察への手がかりを得られる科目で構成される。
表現文化論系列	人間生活の根幹をなす多種多様な表現の基底にある歴史的背景・生活環境を視野に入れ、さらに現代における複雑化した表現の諸相を考察する科目で構成される。
歴史文化論系列	過去と対話することによって、現代に至る人間の営みを照射し、受講生が歴史を自ずから再構成する方法を身につけることができる科目で構成される。
地域空間論系列	国際化する社会を理解するための方法や、地理的空間を科学的に考えるための知識と、世界各地域の社会や文化の諸相について学ぶ科目によって構成される。
数理科学・自然科学系列	この系列は、科学技術文明を生きる者として数理の感覚を身につける科目、自然や社会、芸術に隠された数学的秩序を探る科目、さらに、現代科学技術文明を形成する科学の方法・発展過程をあとづけ、その功罪を考察する科目と、身近な現象・自然環境を科学的視点からとらえる科目で構成される。
心身論系列	人間の身体機能や精神構造、さらに人間相互のかかわりを理解するための知識と、心身の健康を維持するための知識を学ぶ科目で構成される。

C キャリアデザイン科目群

キャリアデザイン科目群は、大学卒業後、ひいては将来の人生設計に欠かせない職業観に関する知識を学習する科目群である。働くことの意義や、適職を見つけるための方法などを学びながら、自分のキャリア（＝人生）を発見し構築していくことを主たる目的とする科目群である。キャリアデザイン科目群の開設科目は、p.49 第11表に示されている。

成城大学就業力育成・認定プログラムの認定要件については、p.65 第1表に示されている。

D 国際交流科目群

国際交流科目群は、グローバル化の進む社会への対応力を身につけるための科目群である。「留学対策科目」では、留学時に必要とされるレベルの英語の基礎技能（IELTS等試験対策を含む）を、「英語等による地域研究科目」では、世界の地域事情について、「英語等による日本事情関係科目」では、日本の政治・経済・社会・文化等について、「英語等による特定のテーマを扱った科目」では、グローバルな話題性のあるテーマについて、それぞれ英語で留学生と共に学ぶことができる。特に、就学中に留学・海外就業体験を希望する者は、*「成城国際教育プログラム（SIEP）」に参加し準備することが推奨される。

*詳細・登録方法等については、年度初めに実施される説明会に参加するほか、国際センターに直接問い合わせること。国際交流科目群の開設科目は、p.40 第5表に示されている。

成城国際教育プログラム（SIEP）の修了要件については、p.65 第2表に示されている。

E データサイエンス科目群

商品開発、マーケティング、サービス産業における集客力の向上などのビジネスのみならず、医療、災害への危機管理など様々な領域で、発生・収集したデータを理解し、それを有効に活用できる人材が求められている。データサイエンス科目群は、ビッグデータなどの多種多様な情報を効果的に活用するための知識と技能を学習する科目群である。学習する内容は、文理融合的で実践的・実務的なものとなっており、履修者は、この科目群を系統的に学ぶことで、さらに視野を広げ、卒業後どのような分野に進んでも活かせるデータ分析力を身につけることができる。

データサイエンス科目群の開設科目は、p.50 第12表に示されている。

データサイエンス基礎力育成・認定プログラムのディプロマ取得要件については、p.66 第3表に示されている。

F スポーツ・ウエルネス教育科目

スポーツ・ウエルネス教育科目は全学共通教育科目として位置づけ、以下の教育目標の下に設置されるものである。

- (1) 「ウエルネス」とは、身体的健康、精神的健康、そして他者や自然との良好な関係を築くという意味での社会的健康からなる新しい健康概念である。この科目では「ウエルネス」へのアプローチとして、身体的、精神的健康状態を維持・増進するために必要な科学的知識の理解を深めるとともに、様々なスポーツや運動などの身体活動、身体表現を通して自己や他者や自然と向き合い、また共に生きていくための能力を養う。
- (2) グローバルな文化現象であるスポーツの成り立ち、歴史、現代的意味や社会的価値について様々な理論的知識を学ぶ。また、実際にスポーツ・運動を実践しながら、他者や自然との良好なコミュニケーションに必要な知識、スキルを獲得する。
- (3) 運動やスポーツを主体的に楽しみ、生涯にわたって豊かな「スポーツライフ」と「ウエルネスライフ」をマネジメントするための基盤を形成する。

1 スポーツ・ウエルネス講義・演習科目

スポーツ・ウエルネス講義・演習科目とは、講義、スポーツや身体運動、身体表現の実践、健康状態を知るための測定などを融合した演習形式での授業である。「スポーツ・スタディーズ」では、スポーツ文化やスポーツ社会に関する多様な学問的知識を獲得していく。「ウエルネス・スタディーズ」では、基礎的な健康科学の諸理論を学ぶ。「身体表現・スタディーズ」では、スポーツや武道、ダンスを身体を媒体とした表現行為として学ぶ。
スポーツ・ウエルネス講義・演習科目の開設科目は、p.51 第13表に示されている。

2 スポーツ・ウエルネス実技科目

スポーツ・ウエルネス実技科目とは、実際にスポーツや運動の実践をとおして、身体的・精神的な健康の維持・増進を図る授業である。スポーツや運動の基礎的なスキル、方法、ルール、マナーを学びながら、スポーツの楽しさにふれ、人間の営為にとって欠かすことのできないアナログな身体コミュニケーションの重要性を理解し、年次、学部、年齢、ジェンダー、国籍を超えたクラス編成の中で、他者との友好的な関係を作るための本質的なスキルを獲得し、共生社会の一員となるための基礎的な姿勢を身につけることができる。また、生涯にわたって豊かなスポーツ文化を享受するための知識、スキル、方法を獲得することができる。
スポーツ・ウエルネス実技科目の開設科目は、p.51 第13表に示されている。

II

全学共通教育科目における 各種プログラム認定・修了要件

全学共通教育科目のうち、キャリアデザイン科目群、国際交流科目群、データサイエンス科目群では、各科目群の理念（p.64）に基づいて系統的な学びを促すとともに、独自の認定・修了要件を設けたプログラムを用意している。プログラム登録等の詳細については、各センターにて4月に開催するガイダンスに出席するか、直接問い合わせること。また、以下の科目の中には**卒業要件に含まれない科目もある**ため、主体的に中長期的な履修計画を立て、修得を進めていくことが肝要である。

第1表 成城大学就業力育成・認定プログラム

就業力 ディプロマ 取得要件	EMS 取得要件	授 業 科 目	配当年次	単 位
4単位以上	4単位以上	キャリア形成Ⅰ	1～4	2
		キャリア形成Ⅱ	1～4	2
		キャリア形成Ⅲ	1～4	2
		キャリア形成Ⅳ	1～4	2
2単位以上	2単位以上	プロジェクト演習	1・2	2
		成城インターンシップ	経文法1～4	2
6単位	6単位	業界企業分析	2～4	2
		職業選択	2～4	2
		キャリア・プランニング・プログラムⅠ	3・4	2
	2単位	キャリア・プランニング・プログラムⅡ	3・4	2
2単位以上	2単位以上	時事英語Ⅰ	1～4	2
		時事英語Ⅱ	1～4	2
		時事問題研究	2～4	2

第2表 SIEP（成城国際教育プログラム）

修了要件	科 目 区 分 ・ 授 業 科 目	配当年次	単位	
コア科目 (必須)	留学準備演習	1～4	2	
選択科目 (8単位以上)	留学対策科目〔Academic Skills〕	1～4/2～4	1	
	英語等による地域研究科目：Area Studies (European Studies, North American Studies, Oceanian Studies, Asian Studies)	1～4	2	
	英語等による日本事情関係科目〔Japan Studies〕	1～4	2	
	英語等による特定のテーマを扱った科目〔Special Topics〕	1～4	2	
	海外短期語学研修（春季/夏季）	(春季)* ^(注1) (夏季)1～4	2	
	2021年度以降入学者	海外短期語学研修（英語・夏季） ※マレーシア	1～4	1
		成城インターンシップ ※海外実施プログラムのみ対象	経文法1～4 ^(注2)	2
	2020年度以前入学者	海外短期語学研修（英語・就業体験準備）	1～4	1
海外短期研修（マレーシア・就業体験研修） 成城インターンシップ（成城グローバルインターンシップ・プログラム）		1～4 経文法1～4 ^(注2)	2	

注1）配当年次*印の科目は、1～3年次いずれかの春季休業期間中に研修に参加し、その翌年度に単位が授与される。

注2）社会イノベーション学部にも所属する学生は、同プログラムへの参加により、「OCA（配当：社2～4）」を修得すること。

第3表 データサイエンス基礎力育成・認定プログラム【2022年度以降入学者用】

	リテラシーレベル・ ディプロマ 取得要件	応用基礎 ディプロマ 取得要件	アドバンスド・ ディプロマ 取得要件	授 業 科 目	配当年次	単 位
リテラシー 科目	○	○	○	データサイエンス概論	1～4	2
	○	○	○	データサイエンス基礎	1～4	2
応用基礎 科目		○	○	データアナリティクス基礎	2～4	2
		○	○	機械学習基礎	2～4	2
アドバンスド 科目			この中から 2科目4単位 選択必修 (注1)	データサイエンス・アドバンスド・プログラム	2～4	2
				データサイエンス・ワークフロー・プログラム	2～4	2
				データサイエンス特殊講義Ⅰ	2～4	2
				データサイエンス特殊講義Ⅱ	2～4	2
				データサイエンス特殊講義Ⅲ	2～4	2
			データサイエンス特殊講義Ⅳ	2～4	2	

注1) アドバンスド・ディプロマの取得希望者は「データサイエンス・アドバンスド・プログラム」、「データサイエンス・ワークフロー・プログラム」から1科目以上を修得することが望ましい。

注2) 2021年度から、上記指定科目以外の一部の科目についてディプロマ取得要件に算入する制度が導入された。詳細は、データサイエンス教育研究センターに確認すること。

第3表 データサイエンス基礎力育成・認定プログラム【2021年度以前入学者用】

	DS基礎力 ディプロマ 取得要件	EMS ディプロマ 取得要件	授 業 科 目	配当年次	単 位
基礎科目	○	○	データサイエンス概論	1～4	2
	○	○	データサイエンス基礎 (旧：データサイエンス入門Ⅰ)	1～4	2
	○	○	データアナリティクス基礎 (旧：データサイエンス入門Ⅱ)	2～4	2
		○	データアナリティクス応用 (旧：データサイエンス応用)	2～4	2
発展科目	○	○	機械学習基礎 (旧：データサイエンス・スキルアップ・プログラム)	2～4	2
		○	データサイエンス・アドバンスド・プログラム	2～4	2

注) 2021年度から、上記指定科目以外の一部の科目についてディプロマ取得要件に算入する制度が導入された。詳細は、データサイエンス教育研究センターに確認すること。

教職課程

[2019年度以降入学者用]

I	教職課程	68
	1) 本学教職課程の理念	
	2) 本学で取得できる免許の種類と教科	
	3) 免許取得の条件	
	4) 履修科目登録上限単位数の特例措置	
II	教職課程科目の履修	70
	A. 科目番号 (科目ナンバリング)	70
	B. 「教科及び教職に関する科目」の履修	71
	1) 「教科及び教職に関する科目」の単位修得方法	
	2) 免許法に規定する科目と本学開設の授業科目	
	3) 「教科及び教職に関する科目」と配当年次	
	4) 履修上の注意	
	5) 教育実習および教職実践演習を履修するための条件	
	C. 「教科に関する専門的事項」に該当する科目の履修	74
	1) 「教科に関する専門的事項」に該当する科目の単位修得方法	
III	教職課程の説明会・ガイダンス	76
	1) 教職課程ガイダンス (1年次)	
	2) 教職課程登録説明会 (1年次)	
	3) 教育実習校開拓ガイダンス (2年次)	
	4) 教育実習事前ガイダンス (3年次)	
	5) 教育実習直前ガイダンス (4年次)	
	6) 介護等体験	
IV	教育職員免許状の申請等	77
	A. 教育職員免許状取得見込証明書の発行	
	B. 教育職員免許状の申請手続・免許状の交付	
	C. 教育職員免許状の有効期間について	

1 本学教職課程の理念

本学では、成城学園創立の精神に則り個性の暢達を主眼として広く専門の学芸を研究教授し、広角の視野と高度の教養を具え、かつ、豊かな個性を持つ社会の先導者を育成すると共に、文化の発展に貢献することを目的としている。

個性尊重の基本理念に基づき、各学科では少人数制教育により学生の学びをサポートしているが、教職課程においては教科に関する専門知識に加え、教育に対する理論的・実践的・歴史的理解を深めることで、教育者としての視点を獲得し、さらには使命感を持って教育の現場で実践的に指導し得る教員の育成を目指している。

成城学園は、幼稚園から大学院までをワンキャンパスに擁する総合学園であり、学園（成城小学校）創立時（1917年）の4つの希望理想「個性尊重の教育」、「自然と親しむ教育」、「心物の教育」、「科学的研究を基とする教育」と、旧制七年制高等学校開設時（1926年）に掲げられた「真善美」の教育理念は、全学園に一貫して受け継がれ、実践されている。

本学の教職課程においては、学園各学校間のネットワークを活かし、同じ理念の下、それをまさに日々実践している成城学園中学校高等学校の現役教員による指導を取り入れることで、教員を目指す学生が、教育の現場の感覚を吸収し、実践力を養うだけでなく、学園創立者澤柳政太郎が理想として掲げた「成城教育」を自らの理想としても受容し、継承していくことを期待している。

2 本学で取得できる免許の種類と教科

本学では教育職員免許取得希望者のために、教職課程を開設している。この課程において取得できる免許の種類と教科は第1表のとおりである。

第1表 本学で取得できる免許の種類と教科

学 部	学 科	中学校教諭一種免許	高等学校教諭一種免許
法 学 部	法 律 学 科	社 会	地 理 歴 史 公 民
経 済 学 部	経 済 学 科	社 会	地 理 歴 史 公 民
	経 営 学 科	社 会	地 理 歴 史 公 民
文 芸 学 部	国 文 学 科	国 語	国 語
	英 文 学 科	英 語	英 語
	文化史学科	社 会	地 理 歴 史 公 民
	ヨーロッパ文化学科	ド イ ツ 語 フ ラ ン ス 語	ド イ ツ 語 フ ラ ン ス 語

第2表 入学から免許状取得まで（モデルケース）

学 年	時 期	関連説明会等	履修モデル
1 年 次	9 月	教職課程ガイダンス	<ul style="list-style-type: none"> ・教育原論Ⅰ（教育の制度と社会）（必修）（2単位） ・教育原論Ⅱ（教育課程の意義と編成）（必修）（2単位） ・教育史（必修）（2単位） ・教師論（必修）（2単位）
	10 月	介護等体験登録説明会	
	3 月	教職課程登録説明会	
2 年 次	4～7 月	介護等体験事前ガイダンス 介護等体験直前ガイダンス	<ul style="list-style-type: none"> ・教育方法学（必修）（2単位） ・各教科教育法A（必修）（4単位） ・特別活動の指導法（総合的な学習の時間の指導法を含む）（必修）（2単位） ・特別支援教育概論（必修）（2単位） ・教育心理学（2単位） ・青年心理学（2単位） } いずれか1科目 選択必修
	9 月～	介護等体験	
	12 月	教育実習校開拓ガイダンス	
3 年 次	4 月	教育実習準備	<ul style="list-style-type: none"> ・各教科教育法B（必修）（4単位） ・生徒指導論（教育相談、進路指導及びキャリア教育を含む）（必修）（4単位） ・道徳教育の指導法（必修）（2単位）
	11 月	教育実習事前ガイダンス	
4 年 次	4 月	教育実習直前ガイダンス	<ul style="list-style-type: none"> ・社会系教育実習（高）（3単位） ・社会系教育実習（中・高）（5単位） } いずれか1科目 選択必修
	5 月～	教育実習	
	11 月	教員免許状授与申請手続き	
	3 月 23 日	免許状授与	

注）上記科目の他に、「教科に関する専門的事項に該当する科目」および「教科及び教職に関する科目以外に必要な科目」に当たる本学開設科目を修得しなければならない。

3 免許取得の条件

中学校・高等学校教諭の免許を取得するためには以下の事柄が必要である。

- ① 基礎資格として学士の学位を有すること（学部を卒業すること）。
- ② 「教科及び教職に関する科目」（p.71以降参照）の本学での最低必要単位数を充足させること。
- ③ 「教科及び教職に関する科目」以外に必要な科目（第3表）の本学での最低必要単位数を充足させること。なお、当該科目については早期修得が望ましい。

第3表 教科及び教職に関する科目以外に必要な科目と単位数

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目・最低修得単位数		本学開設の授業科目	本学での最低必要単位数
科目	単位数		
日本国憲法	2	憲法Ⅰ（人権）および憲法Ⅱ（統治機構） （2科目必修）	8
体 育	2	スポーツ・ウエルネス実技科目	2
外国語 コミュニケーション	2	英語Ⅲ（コミュニケーション） 英語リスニング&スピーキング（初級）a・b 英語リスニング&スピーキング（中級）a・b 英語リスニング&スピーキング（上級）a・b	2
情報機器の操作	「情報機器の操作」又は「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」いずれか2単位	コンピュータ・リテラシーA1 コンピュータ・リテラシーA2 コンピュータ・リテラシーB コンピュータ・リテラシーC コンピュータ・リテラシーD コンピュータ・リテラシーE	「情報機器の操作」又は「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」いずれか2単位
数理、データ活用及び人工知能に関する科目		データサイエンス概論 データサイエンス基礎	

※2022年度より、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」が追加された。
当該科目は2022年度以降に単位修得したものが対象となる。

- ④ 中学校免許取得希望者は特別支援学校で2日間、社会福祉施設で5日間、合計7日間の介護等体験を行わなければならない（高等学校免許には不要。ただし、教職に就くためには、中学校・高等学校両方の免許を取得することが望ましい）。

4 履修科目登録上限単位数の特例措置

「教科及び教職に関する科目」のうち卒業要件とならない科目は、下記のとおり年次ごとに定められている履修科目登録超過可能単位数まで、履修科目登録上限単位数を超えて履修登録することができる。ただし、他の特例措置（【履修規定Ⅲ】履修方法一般について【B】各年次における履修単位制限 2第2表の注意事項）を参照）も併せて履修登録する場合、超過可能な単位数はいずれかの最大値までとする。

なお、超過する単位数が不適正であり、是正の指示があった場合はそれに従うこと。

【2019～2021年度入学者】

- ・1年次に、教職課程ガイダンスに出席してその内容を修得したのち、所定の申請手続きを行った学生は、「教育原論Ⅰ（教育の制度と社会）」、「教育原論Ⅱ（教育課程の意義と編成）」、「教育史」、「教師論」の8単位について、履修科目登録上限単位数を超えて履修登録することができる。
- ・2年次以降に、教職課程に登録している学生は、他の授業科目と合わせて76単位を上限として、履修科目登録上限単位数を超えて、「教科及び教職に関する科目」のうち卒業要件とならない科目を履修登録することができる。

【2022年度以降入学者】

- ・1年次に、教職課程ガイダンスに出席してその内容を修得したのち、所定の申請手続きを行うとともに、**1年次前期末GPAが2.5以上の学生は**、「教育原論Ⅰ（教育の制度と社会）」、「教育原論Ⅱ（教育課程の意義と編成）」、「教育史」、「教師論」の8単位について、履修科目登録上限単位数を超えて履修登録することができる。
- ・2年次以降に、教職課程に登録している学生のうち、直近の年度GPAが2.5以上の場合、他の授業科目と合わせて76単位を上限として、履修科目登録上限単位数を超えて、「教科及び教職に関する科目」のうち卒業要件とならない科目を履修登録することができる。
2年次以降に特例措置を受けている者のうち、前期末GPAが2.5未満の学生については、改善を促す働きかけを教職課程担当教職員より行う。
直近の年度GPAが2.5未満の学生に対しては教職課程担当教職員が面談を行い、教職課程継続への意思確認を行うとともに、今後の単位修得状況改善計画書を提出させ、その内容について教職課程担当教職員にて検討を行い、妥当と判断された場合に特例措置の適用を認める。

II

教職課程科目の履修

A

科目番号（科目ナンバリング）

【例】「教育史」

QTT - B10 - 1 - 1103

① 教育課程

② 分野・区分・領域

③ 配当年次

⑤ 科目の性質

④ 科目の位置づけ

⑥ 識別番号

教職課程の専門科目に該当し、教育職員免許法施行規則の第3欄教育の基礎的理解に関する科目のうち教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想に対応する科目であること、1年次から履修することができ、必修科目であり、免許教科に関わらず共通の科目であることを意味している。なお、他の分野・区分・領域等については以下分類表を参照のこと。

※教科に関する専門的事項に該当する科目については、各学科の科目番号（科目ナンバリング）を参照のこと。

① 教育課程

QTT	教職課程
-----	------

② 分野・区分・領域

分野		区分		領域	
A	教科及び教科の指導法に関する科目	1	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	0	—
B	教育の基礎的理解に関する科目	1	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	0	—
		2	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	0	—
		3	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	0	—
		4	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	0	—
		5	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	0	—
		6	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	0	—
C	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	1	道徳の理論及び指導法	0	—
		2	総合的な学習の時間の指導法	0	—
		3	特別活動の指導法	0	—
		4	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	0	—
		5	生徒指導の理論及び方法	0	—
		6	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	0	—
		7	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	0	—
D	教育実践に関する科目	1	教育実習	0	—
		2	教職実践演習	0	—

*領域の分類が存在しない科目群については、0を便宜上付している。

③ 配当年次

1	1年次から履修できる科目
2	2年次から履修できる科目
3	3年次から履修できる科目
4	4年次から履修できる科目

④ 科目の位置づけ

1	必修科目
2	選択必修科目

⑤ 科目の性質

1	免許教科共通科目
2	免許教科特定科目

⑥ 識別番号

各科目に適宜固有の番号を割り当てている。特段の意味を有しない。

B 「教科及び教職に関する科目」の履修

1 「教科及び教職に関する科目」の単位修得方法

免許法に規定する中学校、高等学校教諭の免許の授与を受ける場合の「教科及び教職に関する科目」の単位の修得方法は、教育職員免許法施行規則により定められている。これに対応する本学開設の授業科目は第4表のとおりである。

2 免許法に規定する科目と本学開設の授業科目

第4表 免許法に規定する科目と本学開設の授業科目

	教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学開設の授業科目
	教科及び教職に関する科目	左項の各科目に含めることが必要な科目	修得単位数	授業科目名
第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	・教科に関する専門的事項	—	該当ページ参照
		・各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	中8 高4	教科教育法
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育史
		・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教師論
		・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育原論Ⅰ（教育の制度と社会）
		・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学 青年心理学
		・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育概論
		・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育原論Ⅱ（教育課程の意義と編成）
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法	中10 高8	道徳教育の指導法
		・総合的な学習の時間の指導法 ・特別活動の指導法		特別活動の指導法（総合的な学習の時間の指導法を含む）
		・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育方法学
		・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		生徒指導論（教育相談、進路指導及びキャリア教育を含む）
第五欄	教育実践に関する科目	・教育実習	中5 高3	社会系教育実習（中・高） 社会系教育実習（高）
		・教職実践演習	2	教職実践演習（中・高）

3 「教科及び教職に関する科目」と配当年次

第5表 「教科及び教職に関する科目」と配当年次

	授 業 科 目	配当年次	単 位	備 考
必 修	教 育 原 論 I (教育の制度と社会)	1	2	
	教 育 原 論 II (教育課程の意義と編成)	1	2	
	教 育 史	1	2	
	教 師 論	1	2	
	教 育 方 法 学	2	2	
	特別活動の指導法(総合的な学習の時間の指導法を含む)	2	2	
	特別支援教育概論	2	2	
	教科教育法 A	2	4	
	教科教育法 B	3	4	
	生 徒 指 導 論 (教育相談、進路指導及びキャリア教育を含む)	3	4	
	道徳教育の指導法	3	2	
選 択 必 修	教 育 心 理 学	2	2	いずれか1科目必修
	青 年 心 理 学	2	2	
	社会系教育実習(高)	4	3	いずれか1科目必修
	社会系教育実習(中・高)	4	5	

上記のほか「教科に関する専門的事項」に該当する科目がある。p.74以降参照のこと

4 履修上の注意

- ①「教育原論Ⅰ(教育の制度と社会)」および「教育原論Ⅱ(教育課程の意義と編成)」は、半期で同時に履修しても、どちらから先に履修しても、また、異なる担当者の科目を履修しても構わない。
- ②第5表に掲げる科目(「教育原論Ⅰ」・「教育原論Ⅱ」・「教育史」・「教師論」を除く)を履修するには、教職課程登録が必要となる。登録者は、配当年次に従い履修すること。これにより、第6表の「教育実習および教職実践演習を履修するための条件」も充足される。なお、「教科及び教職に関する科目」の修得単位は、「教科に関する専門的事項」に該当する科目の一部を除き卒業および進級に必要な単位数に算入することはできない。
- ③「教科教育法」は、取得を希望する免許ごとに履修しなければならない。
- ④「社会科・地理歴史科教育法A・B」、「社会科・公民科教育法A・B」、「道徳教育の指導法」、「生徒指導論(教育相談、進路指導及びキャリア教育を含む)」、「教職実践演習」は2コマずつ開講するが、履修登録の際は学科指定があるので注意すること。
なお、本学部で履修できる各教科教育法の種類は、下記のとおりである。

社 会：社会科・地理歴史科教育法A、社会科・公民科教育法A
 社会科・地理歴史科教育法Bもしくは社会科・公民科教育法B
公 民：社会科・公民科教育法A、社会科・公民科教育法B
地理歴史：社会科・地理歴史科教育法A、社会科・地理歴史科教育法B
- ⑤「教科に関する専門的事項」に該当する科目については、免許の校種や教科により、必修・選択必修の別、および、修得すべき単位数が異なる。詳細はp.74以降を参照のこと。

5 教育実習および
教職実践演習を
履修するための
条件

4年次で「社会系教育実習」および「教職実践演習」を履修するためには、3年次終了までに第6表の「教育実習」および「教職実践演習」を履修するための条件に定める科目の単位を修得していなければならない。

なお、この条件を満たさないと、4年次に教育実習を行うことができず、4年間で教育職員免許状を取得することができなくなるので注意すること。

また、「教職実践演習」は、「教育実習」を履修する年度よりも前に履修することはできない。

第6表 「教育実習」および「教職実践演習」を履修するための条件

①教育原論Ⅰ（教育の制度と社会）（2単位）	②教育原論Ⅱ（教育課程の意義と編成）（2単位）
③教師論（2単位）	④教育史（2単位）
⑤特別活動の指導法（2単位）	⑥教育方法学（2単位）
⑦教育心理学または青年心理学（2単位）	⑧特別支援教育概論（2単位）
⑨教科教育法AまたはB（4単位）	計20単位

C 「教科に関する専門的事項」に該当する科目の履修

- 1 「教科に関する専門的事項」に該当する科目の単位修得方法
 免許法施行規則に定められた「教科及び教職に関する科目」のうち「教科に関する専門的事項」に該当する科目の単位修得方法については、第7表以降を参照すること。

第7表 「教科に関する専門的事項」に該当する科目と最低必要単位数（社会）

2019年度以降入学者に適用

法 律 学 科

系 列	免許法による規定		配 当 年 次				本学での 最低必要 単位数	免許取得に必要 な単 位数
	教科に関する科目	最低修得 単位数	1 年	2 年	3 年	4 年		
1	日本史・外国史	1以上	アメリカ文化史 ヨーロッパ文化史	○※日本史概説 a ○※日本史概説 b ○※外国史概説 A ○※外国史概説 B 国際政治史	法思想史		8	全体で 34単位以上
2	地理学（地誌を含む。）	1以上		○※地理学講義 a ○※地理学講義 b ○※地誌学 a ○※地誌学 b ※人文地理学 a ※人文地理学 b			8	
3	「法学、政治学」	1以上	○憲法 I（人権）	○基礎法学入門 ○憲法 II（統治機構） 国際関係論 国際法 I 政治学原論			10	
4	「社会学、経済学」	1以上			○経済学原論		4	
5	「哲学、倫理学、宗教学」	1以上		★※哲学講義 a ★※哲学講義 b ★※宗教学講義 a ★※宗教学講義 b ★※倫理学講義 a ★※倫理学講義 b			4	

注1) ○印の科目は必修である。また、★印の科目は、同一科目「a・b」一組が選択必修である。

注2) ※印の付いた科目は卒業・進級に必要な単位には加算されない。

第8表 「教科に関する専門的事項」に該当する科目と最低必要単位数（地理歴史）

2019年度以降入学者に適用

法 律 学 科

系 列	免許法による規定		配 当 年 次				本学での 最低必要 単位数	免許取得に必要 な単 位数
	教科に関する科目	最低修得 単位数	1 年	2 年	3 年	4 年		
1	日 本 史	1以上		○※日本史概説 a ○※日本史概説 b			4	全体で 28単位
2	外 国 史	1以上	△アメリカ文化史 △ヨーロッパ文化史	○※外国史概説 A ○※外国史概説 B △ 国際政治史	△法思想史		12	
3	人文地理学・ 自然地理学	1以上		○※人文地理学 a ○※人文地理学 b ○※地理学講義 a ○※地理学講義 b			8	
4	地 誌	1以上		○※地誌学 a ○※地誌学 b			4	

注1) ○印の科目は必修である。また、△印の科目は2科目選択必修である。

注2) ※印の付いた科目は卒業・進級に必要な単位には加算されない。

第9表 「教科に関する専門的事項」に該当する科目と最低必要単位数（公民）

2019年度以降入学者に適用

法 律 学 科

系 列	免許法による規定		配 当 年 次				本学での 最低必要 単位数	免許取 得に必 要な単 位数
	教科に関する科目	最低修得 単位数	1 年	2 年	3 年	4 年		
1	「法学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	1以上	○憲法Ⅰ（人権）	○憲法Ⅱ（統治機構） ○国際法Ⅰ ○基礎法学入門 △国際関係論 △政治学原論			18	全体で26単位以上
2	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	1以上			○経済原論	4		
3	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	1以上		★ { ※哲学講義 a ※哲学講義 b ★ { ※宗教学講義 a ※宗教学講義 b ★ { ※倫理学講義 a ※倫理学講義 b		4		

注1) ○印の科目は必修であり、△印の科目は1科目選択必修である。また、★印の科目は、同一科目「a・b」一組が選択必修である。
 注2) ※印の付いた科目は卒業・進級に必要な単位には加算されない。

教職課程

2019年度以降入学者用

III

教職課程の説明会・ガイダンス

教職課程に取り組むに当たっては、以下の説明会・ガイダンス等に必ず出席すること。なお、説明会・ガイダンス等に出席する際は、学生証を必ず持参すること（出席確認を行う）。

日程の詳細は巻頭の『法学部 履修登録等に関する日程一覧』を参照すること。場所等については掲示等にて案内する。

1 教職課程ガイダンス (対象：1年次生)

教職課程の登録は2年次に行われるが、登録を検討している1年次生を対象として、教職課程の概要、1年次に履修できる科目等に関する説明を行う。なお、このガイダンスに出席し、説明された内容を修得することが、1年次において履修科目登録上限単位数の特例措置を受けるための条件の1つとなる。教育職員免許取得を希望している学生は、必ず出席すること。

2 教職課程登録説明会 (対象：1年次生)

教育職員免許の取得を希望する学生は、2年次に進級する直前に開催される教職課程登録説明会に出席し、教職課程の登録手続きを行わなければならない。この登録手続きを怠ると、教職課程科目の履修ができず、教育職員免許を取得することができない。

〈教職課程費〉

※ 課程登録に当たっては、教職課程費（33,000円）を所定の期間に納入しなくてはならない。一度納入した教職課程費は、いかなる事情があっても返還しない。また、課程登録後やむを得ず辞退する場合は、すみやかに教務部で辞退の手続きをすること。

3 教育実習校開拓ガイダンス (対象：2年次生)

4年次に教育実習をするためには、学生自ら実習校を開拓しなければならない。そのために2年次後期に出身校等に教育実習の依頼をし、受け入れの可否を確認することとなる。このとき内諾を得た場合は、その旨を大学（教務部）に報告すること。大学より実習校に依頼状を送付し、その返事として実習校から「受入承諾書」が大学宛に届いて、はじめて4年次の実習が可能となる。

また、3年次の4月初旬には、内諾を得た教育実習校と再度連絡をとり、あらためて挨拶をし、書類等必要事項の確認をする。その結果を教務部に報告し、今後の手続きを進めていくこととなる。

4年次に教育実習を希望する者は必ず出席すること。

4 教育実習事前ガイダンス (対象：3年次生)

一般的に教育実習は、4年次の4～6月に実施することになる（実習校によっては、秋になることもある）。3年次で学習した教科教育法が理論的なアプローチとすれば、教育実習は、文字どおり実践的なアプローチといえよう。教育実習は、通年授業の中で2～4週間、大学を離れて中学校または高等学校という教育現場で行われる授業であり、本学では事前および事後の指導が教科教育法および教育実習担当者により綿密に行われている。

本ガイダンスでは、講師から教育実習への心構えや諸注意について、また、本年度に実習を経験した学生から体験談・アドバイス等を講演してもらうので、翌年度の教育実習に向けての準備に役立てて欲しい。翌年度に教育実習を予定している者は必ず出席すること。

5 教育実習直前ガイダンス (対象：4年次生)

講師による教育実習全般の諸注意、教育実習日誌の記入方法等についての指導、および教務部から教育実習日程等の連絡、教育実習日誌配付等の事務連絡を行う。本年度の教育実習予定者は、必ず出席すること。

6 介護等体験

「介護等体験特例法」（平成9年法律第90号）および「介護等体験特例法施行規則」（平成9年文部省令第40号）の施行により、中学校教育職員免許の取得を希望する学生は、入学から卒業までの間に社会福祉施設（高齢者福祉施設や生活訓練施設等）で5日間、特別支援学校で2日間、合計7日間介護・介助を行うことが義務付けられている。

これに伴い本学では、下記のとおり説明会・ガイダンスを開催する。

① 介護等体験登録説明会

対 象 翌年度介護等体験希望者

② 介護等体験事前ガイダンス

対 象 前年度登録手続きを済ませて、本年度体験を予定している者

③ 介護等体験直前ガイダンス

対 象 前年度登録手続きを済ませて、本年度体験を予定している者

IV 教育職員免許状の申請等

A 教育職員免許状取得見込証明書の発行（4年次）

教員採用試験等に必要の標記証明書は、教務部にて発行する。

B 教育職員免許状の申請手続・免許状の交付（4年次）

3月卒業見込みの4年次生は、本学をとおして東京都教育委員会にて教員免許取得に必要な単位数の審査を受けることができる。この審査に合格した者については、学位記授与式（卒業式）当日に免許状が交付される。免許取得に必要な単位を修得し、3月に卒業確定した者については、卒業確定者発表と同時に免許取得者の名簿を掲示する。

本件に関する関連事項の手続きとおおよその日程は下記のとおりである。詳細は、Campus Square for Webや教職課程掲示板にて別途案内する。

なお、この手続きを怠ると個人申請することになるので注意すること。

免許状記載項目等の確認手続（4年次の11月）

また、秋（9月）卒業する学生については、卒業後に個人申請にて免許状を取得する必要がある。そのため、学位記授与日当日に免許状が交付されない。詳しくは教務部教職課程担当に確認すること。

免許取得後における教育職員免許状授与証明書の発行、免許状の書き換え、再交付等の申請は、免許状授与権者である東京都教育委員会に各人が行うこと。問い合わせ先は、下記のとおりである。

東京都教育庁人事部選考課 免許担当
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 第二本庁舎14階
TEL：03-5320-6788 メールアドレス：S9000017@section.metro.tokyo.jp

C 教育職員免許状の有効期間について

2007年6月の改正教育職員免許法の成立により、2009年4月より教員免許更新制が導入され、2009年4月以降に授与された免許状には、10年間の有効期間が定められている。そのため、2010年3月の卒業生から、有効期間付の免許状となっている。

教職課程

[2018年度以前入学者用]

I	教職課程	80
	1) 本学教職課程の理念	
	2) 本学で取得できる免許の種類と教科	
	3) 免許取得の条件	
	4) 履修科目登録上限単位数の特例措置	
II	教職課程科目の履修	82
	A. 「教職に関する科目」の履修	82
	1) 「教職に関する科目」の単位修得方法	
	2) 免許法に規定する科目と本学開設の授業科目	
	3) 「教職に関する科目」と配当年次	
	4) 履修上の注意	
	5) 教育実習および教職実践演習を履修するための条件	
	B. 「教科に関する科目」の履修	84
	1) 「教科に関する科目」の単位修得方法	
III	教職課程の説明会・ガイダンス	86
	1) 教職課程ガイダンス（1年次）	
	2) 教職課程登録説明会（1年次）	
	3) 教育実習校開拓ガイダンス（2年次）	
	4) 教育実習事前ガイダンス（3年次）	
	5) 教育実習直前ガイダンス（4年次）	
	6) 介護等体験	
IV	教育職員免許状の申請等	87
	A. 教育職員免許状取得見込証明書の発行	
	B. 教育職員免許状の申請手続・免許状の交付	
	C. 教育職員免許状の有効期間について	

1 本学教職課程の理念

本学では、成城学園創立の精神に則り個性の暢達を主眼として広く専門の学芸を研究教授し、広角の視野と高度の教養を具え、かつ、豊かな個性を持つ社会の先導者を育成すると共に、文化の発展に貢献することを目的としている。

個性尊重の基本理念に基づき、各学科では少人数制教育により学生の学びをサポートしているが、教職課程においては教科に関する専門知識に加え、教育に対する理論的・実践的・歴史的理解を深めることで、教育者としての視点を獲得し、さらには使命感を持って教育の現場で実践的に指導し得る教員の育成を目指している。

成城学園は、幼稚園から大学院までをワンキャンパスに擁する総合学園であり、学園（成城小学校）創立時（1917年）の4つの希望理想「個性尊重の教育」、「自然と親しむ教育」、「心情的教育」、「科学的研究を基とする教育」と、旧制七年制高等学校開設時（1926年）に掲げられた「真善美」の教育理念は、全学園に一貫して受け継がれ、実践されている。

本学の教職課程においては、学園各学校間のネットワークを活かし、同じ理念の下、それをまさに日々実践している成城学園中学校高等学校の現役教員による指導を取り入れることで、教員を目指す学生が、教育の現場の感覚を吸収し、実践力を養うだけでなく、学園創立者澤柳政太郎が理想として掲げた「成城教育」を自らの理想としても受容し、継承していくことを期待している。

2 本学で取得できる免許の種類と教科

本学では教育職員免許取得希望者のために、教職課程を開設している。この課程において取得できる免許の種類と教科は第1表のとおりである。

第1表 本学で取得できる免許の種類と教科

学 部	学 科	中学校教諭一種免許	高等学校教諭一種免許
法 学 部	法 律 学 科	社 会	地 理 歴 史 公 民
経 済 学 部	経 済 学 科	社 会	地 理 歴 史 公 民
	経 営 学 科	社 会	地 理 歴 史 公 民 商 業
文 芸 学 部	国 文 学 科	国 語	国 語
	英 文 学 科	英 語	英 語
	文化史学科	社 会	地 理 歴 史 公 民
	ヨーロッパ文化学科	ド イ ツ 語 フ ラ ンス 語	ド イ ツ 語 フ ラ ンス 語

第2表 入学から免許状取得まで（モデルケース）

学 年	時 期	関連説明会等	教職に関する科目
1年次	9月	教職課程ガイダンス	<ul style="list-style-type: none"> ・教育原論Ⅰ（教育の制度と社会）（必修）（2単位） ・教育原論Ⅱ（教育課程の意義と編成）（必修）（2単位） ・教師論（必修）（2単位） ・教育史（必修）（2単位）
	10月	介護等体験登録説明会	
	3月	教職課程登録説明会	
2年次	4～7月	介護等体験事前ガイダンス 介護等体験直前ガイダンス	<ul style="list-style-type: none"> ・教育方法学（必修）（2単位） ・特別活動の指導法（総合的な学習の時間の指導法を含む）（必修）（2単位） ・教育心理学（2単位） ・青年心理学（2単位） } いずれか1科目 選択必修
	9月～	介護等体験	
	12月	教育実習校開拓ガイダンス	
3年次	4月	教育実習準備	<ul style="list-style-type: none"> ・各教科教育法（必修）（4単位） ・道徳教育の指導法（必修）（2単位） ・生徒指導論（教育相談、進路指導及びキャリア教育を含む）（必修）（4単位）
	11月	教育実習事前ガイダンス	
4年次	4月	教育実習直前ガイダンス	<ul style="list-style-type: none"> ・社会系教育実習（高）（3単位） ・社会系教育実習（中・高）（5単位） } いずれか1科目 選択必修
	5月～	教育実習	
	11月	教員免許状授与申請手続き	
	3月23日	免許状授与	
			・教職実践演習（中・高）（必修）（2単位）

注）上記科目の他に、「教科に関する科目」および「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「情報機器の操作」に当たる本学開設科目を修得しなければならない。

3 免許取得の条件

中学校・高等学校教諭の免許を取得するためには以下の事柄が必要である。

- ① 基礎資格として学士の学位を有すること（学部を卒業すること）。
- ② 第3表に従い各学校種ごとに規定された単位を修得しなければならない。

第3表 学校種ごとの教職および教科に関する科目の最低必要単位数

	教職に関する科目	教科に関する科目	計
中学校教諭一種	31	28	59
高等学校教諭一種	29	36	65

- ③ 次の第4表の最低修得単位数を充足しなければならない。
なお、いずれの科目も早期修得が望ましい。

第4表 教職および教科に関する科目以外に必要な科目と単位数

教育職員免許法施行規則に定める 科目・最低修得単位数		本学開設の授業科目	本学での 最低必要 単位数
科 目	単位数		
日本国憲法	2	憲法Ⅰ（人権）および憲法Ⅱ（統治機構） （2科目必修）	8
体 育	2	スポーツ・ウエルネス実技科目	2
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅲ（コミュニケーション） 英語リスニング&スピーキング（初級）a・b 英語リスニング&スピーキング（中級）a・b 英語リスニング&スピーキング（上級）a・b	2
情報機器の操作	2	コンピュータ・リテラシーA1 コンピュータ・リテラシーA2 コンピュータ・リテラシーB コンピュータ・リテラシーC コンピュータ・リテラシーD コンピュータ・リテラシーE	2

- ④ 中学校免許取得希望者は特別支援学校で2日間、社会福祉施設で5日間、合計7日間の介護等体験を行わなければならない（高等学校免許には不要。ただし、教職に就くためには、中学校・高等学校両方の免許を取得することが望ましい）。

4 履修科目登録上限単位数の特例措置

教職に関する科目および教職関連部門（【履修規定Ⅳ】分野別履修方法【C】教職関連部門）を参照）の科目は、年次ごとに定められている履修科目登録超過可能単位数まで、履修科目登録上限単位数を超えて履修登録することができる。ただし、他の特例措置（【履修規定Ⅲ】履修方法一般について【B】各年次における履修単位制限 2第2表の注意事項）を参照）も併せて履修登録する場合、超過可能な単位数はいずれかの最大値までとする。

- ・1年次に、教職課程ガイダンスに出席してその内容を修得したのち、所定の申請手続きを行った学生は、「教育原論Ⅰ（教育の制度と社会）」、「教育原論Ⅱ（教育課程の意義と編成）」、「教師論」、「教育史」のうち6単位について、履修科目登録上限単位数を超えて履修登録することができる。
- ・2年次以降に、教職課程に登録している学生は、他の授業科目と合わせて70単位を上限として、履修科目登録上限単位数を超えて、教職に関する科目および教職関連部門の科目を履修登録することができる。

なお、超過する単位数が不適正であり、是正の指示があった場合はそれに従うこと。

II

教職課程科目の履修

A

「教職に関する科目」の履修

1 「教職に関する科目」の単位修得方法

免許法に規定する中学校、高等学校教諭の免許の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、**第5表**左欄の教育職員免許法施行規則第6条第1項により定められている。本学ではこれに対応する授業科目として、**第5表**右欄の科目を開設している。

2 免許法に規定する科目と本学開設の授業科目

第5表 免許法に規定する科目と本学開設の授業科目

	教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学開設の授業科目
	教職に関する科目	左項の各科目に含めることが必要な科目	修得単位数	授業科目名
第二欄	教職の意義等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） 進路選択に資する各種の機会の提供等 	2	教師論
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 	6	教育史
		<ul style="list-style-type: none"> 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） 		教育心理学
		<ul style="list-style-type: none"> 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 		青年心理学
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教育課程の意義及び編成の方法 	中5 高6	教育原論Ⅰ (教育の制度と社会)
		<ul style="list-style-type: none"> 各教科の指導法 		教育原論Ⅱ (教育課程の意義と編成)
		<ul style="list-style-type: none"> 道徳の指導法 		教科教育法
		<ul style="list-style-type: none"> 特別活動の指導法 		道徳教育の指導法
	<ul style="list-style-type: none"> 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 	特別活動の指導法 (総合的な学習の時間の指導法を含む)		
生徒指導・教育相談及び進路指導等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 	4	教育方法学	
第五欄	教育実習		中5 高3	社会系教育実習 (中・高) 社会系教育実習(高)
第六欄	教職実践演習		2	教職実践演習 (中・高)

3 「教職に関する科目」と配当年次

第6表 「教職に関する科目」と配当年次

	授 業 科 目	単 位	配当年次	備 考
必 修	教育原論Ⅰ(教育の制度と社会)	2	1	
	教育原論Ⅱ(教育課程の意義と編成)	2	1	
	教師論	2	1	
	教育史	2	1	
	特別活動の指導法(総合的な学習の時間の指導法を含む)	2	2	
	教育方法学	2	2	
	教科教育法	4	3	
	道德教育の指導法	2	3	
	生徒指導論(教育相談、進路指導及びキャリア教育を含む)	4	3	
	教職実践演習(中・高)	2	4	
選択必修	教育心理学	2	2	いずれか1科目必修
	青年心理学	2	2	
	社会系教育実習(高)	3	4	いずれか1科目必修
	社会系教育実習(中・高)	5	4	

4 履修上の注意

- ①「教育原論Ⅰ(教育の制度と社会)」および「教育原論Ⅱ(教育課程の意義と編成)」は、半期で同時に履修しても、どちらから先に履修しても、また、異なる担当者の科目を履修しても構わない。
- ②第6表に掲げる科目(「教育原論Ⅰ」・「教育原論Ⅱ」・「教師論」・「教育史」を除く)を履修するには、教職課程登録が必要となる。登録者は、配当年次に従い履修すること。これにより、第7表の「教育実習および教職実践演習を履修するための条件」も充足される。なお、「教職に関する科目」の修得単位は、卒業および進級に必要な単位数に算入することはできない。
- ③「教科教育法」は、取得を希望する免許ごとに履修しなければならない。
- ④「社会科・地理歴史科教育法A・B」、「社会科・公民科教育法A・B」、「道德教育の指導法」、「生徒指導論(教育相談、進路指導及びキャリア教育を含む)」、「教職実践演習」は2コマずつ開講するが、受講する曜限が指定されるので注意すること。
 なお、本学部で履修できる各教科教育法の種類は、下記のとおりである。

社 会：社会科・地理歴史科教育法A、社会科・公民科教育法A
 地理歴史：社会科・地理歴史科教育法B
 公 民：社会科・公民科教育法B

- ⑤ 2019年度に以下のように科目が変更された。なお、旧科目の単位を修得している場合、新科目を履修することができない。

新 科 目	旧 科 目
特別活動の指導法(総合的な学習の時間の指導法を含む)	特別活動の指導法
生徒指導論(教育相談、進路指導及びキャリア教育を含む)	生徒指導論

5 教育実習および教職実践演習を履修するための条件

4年次で「社会系教育実習」および「教職実践演習」を履修するためには、3年次終了までに第7表の「教育実習および教職実践演習を履修するための条件」に定める科目の単位を修得していなければならない。

なお、この条件を満たさないと、4年次に教育実習を行うことができず、4年間で教育職員免許状を取得することができなくなるので注意すること。

また、「教職実践演習」は、「教育実習」を履修する年度よりも前に履修することはできない。

第7表 「教育実習および教職実践演習」を履修するための条件

①教育原論Ⅰ(教育の制度と社会)(2単位)	②教育原論Ⅱ(教育課程の意義と編成)(2単位)
③教師論(2単位)	④教育史(2単位)
⑤特別活動の指導法(総合的な学習の時間の指導法を含む)(2単位)	
⑥教育方法学(2単位)	⑦教育心理学または青年心理学(2単位)
⑧教科教育法(4単位)	計18単位

B

「教科に関する科目」の履修

1 「教科に関する科目」の単位修得方法

免許法に定められた教科に関する科目の単位の修得方法については、第8表以降を参照すること。

第8表 教科に関する科目と最低必要単位数（社会）

2017～2018年度入学者に適用

法律学科

系列	免許法による規定		配当年次				本学での最低必要単位数	免許取得に必要な単位数	
	教科に関する科目	最低修得単位数	1年	2年	3年	4年			
1	日本史及び外国史	1以上	アメリカ文化史 ヨーロッパ文化史	○※日本史概説 a ○※日本史概説 b ○※外国史概説 A ○※外国史概説 B 国際政治史 ※文化史特殊講義 I a ※文化史特殊講義 I b ※歴史学特殊講義 I a ※歴史学特殊講義 I b ※歴史学特殊講義 II a ※歴史学特殊講義 II b ※歴史学特殊講義 III a ※歴史学特殊講義 III b ※日本文化史 a ※日本文化史 b ※東洋文化史 a ※東洋文化史 b ※西洋文化史 a ※西洋文化史 b	アメリカ政治外交史 日本政治外交史 法思想史 法制史			8	各系列の「本学での最低必要単位数」を満たしつつ、全体で28単位以上
2	地理学（地誌を含む。）	1以上		○※地理学講義 a ○※地理学講義 b ○※地誌学 a ○※地誌学 b ※経済地理学 I ※経済地理学 II ※人文地理学 a ※人文地理学 b			8		
3	「法学、政治学」	1以上	○法学への誘い 刑法 I（総論） 憲法 I（人権） 民法 I（総則） 民法 IV（債権各論）	企業法概論 基礎法学入門 行政学 行政法 I 刑法 II（各論 I） 憲法 II（統治機構） 国際関係論 国際私法 I 国際法 I 司法制度論 I 政治学原論 民法 II（物権） 民法 III（債権総論） 民法 V（親族・相続）	EU法 会社法 A 会社法 B 会社法 C 環境法 行政法 II 経済法 I 経済法 II 刑事政策 刑事訴訟法 国際経済法 国際私法 II 国際組織法	国際取引法 国際法 II 税法 I 税法 II 知的財産法 地方自治法 倒産法 比較政治学 不動産法 民事執行法 民事訴訟法 労働基準法 労働組合法	2		
4	「社会学、経済学」	1以上			○経済原論 公共経済学 I 公共経済学 II 財政学 I 財政学 II	社会政策 社会保障法 消費者法 I 消費者法 II 法社会学	4		
5	「哲学、倫理学、宗教学」	1以上		★※哲学講義 a ★※哲学講義 b ★※宗教学講義 a ★※宗教学講義 b ★※倫理学講義 a ★※倫理学講義 b ※哲学史特殊講義 a ※哲学史特殊講義 b	法哲学		4		

注1) ○印の科目は必修である。また、★印の科目は、同一科目「a・b」一組が選択必修である。

注2) ※印の付いた科目は卒業・進級に必要な単位には算入されない。

第9表 教科に関する科目と最低必要単位数（地理歴史）

2017～2018年度入学者に適用

法 律 学 科

系 列	免許法による規定		配 当 年 次				本学での 最低必要 単位数	免許取 得に必 要な単 位数
	教科に関する科目	最低修得 単位数	1 年	2 年	3 年	4 年		
1	日 本 史	1 以上		○※日本史概説 a ○※日本史概説 b ※文化史特殊講義 I a ※文化史特殊講義 I b ※歴史学特殊講義 I a ※歴史学特殊講義 I b ※歴史学特殊講義 II a ※歴史学特殊講義 II b ※歴史学特殊講義 III a ※歴史学特殊講義 III b ※日本文化史 a ※日本文化史 b	日本政治外交史		4	各系列の「本学での最低必要単位数」を満たしつつ、全体で36単元以上
2	外 国 史	1 以上	アメリカ文化史 ヨーロッパ文化史	○※外国史概説 A ○※外国史概説 B 国際政治史 ※東洋文化史 a ※東洋文化史 b ※西洋文化史 a ※西洋文化史 b	アメリカ政治外交史 法思想史 法制史		4	
3	人文地理学及び 自然地理学	1 以上		○※人文地理学 a ○※人文地理学 b ○※地理学講義 a ○※地理学講義 b ※経済地理学 I ※経済地理学 II			8	
4	地 誌	1 以上		○※地誌学 a ○※地誌学 b			4	

注1) ○印の科目は必修である。

注2) ※印の付いた科目は卒業・進級に必要な単位には算入されない。

第10表 教科に関する科目と最低必要単位数（公民）

2017～2018年度入学者に適用

法 律 学 科

系 列	免許法による規定		配 当 年 次				本学での 最低必要 単位数	免許取 得に必 要な単 位数
	教科に関する科目	最低修得 単位数	1 年	2 年	3 年	4 年		
1	「法学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	1 以上	○法学への誘い ○憲法 I（人権） 刑法 I（総論） 民法 I（総則） 民法 IV（債権各論）	○憲法 II（統治機構） ○国際法 I 企業法概論 基礎法学入門 行政学 行政法 I 刑法 II（各論 I） 国際関係論 国際私法 I 司法制度論 I 政治学原論 民法 II（物権） 民法 III（債権総論） 民法 V（親族・相続）	EU法 会社法 A 会社法 B 会社法 C 環境法 行政法 II 経済法 I 経済法 II 刑事政策 刑事訴訟法 国際経済法 国際私法 II 国際組織法	国際取引法 国際法 II 税法 I 税法 II 知的財産法 地方自治法 倒産法 比較政治学 不動産法 民事執行法 民事訴訟法 労働基準法 労働組合法	14	各系列の「本学での最低必要単位数」を満たしつつ、全体で36単元以上
2	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	1 以上			○経済原論 公共経済学 I 公共経済学 II 財政学 I 財政学 II	社会政策 社会保障法 消費者法 I 消費者法 II 法社会学	4	
3	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	1 以上		★※哲学講義 a ★※哲学講義 b ★※宗教学講義 a ★※宗教学講義 b ★※倫理学講義 a ★※倫理学講義 b ※哲学史特殊講義 a ※哲学史特殊講義 b	法哲学		4	

注1) ○印の科目は必修である。また、★印の科目は、同一科目「a・b」一組が選択必修である。

注2) ※印の付いた科目は卒業・進級に必要な単位には算入されない。

Ⅲ

教職課程の説明会・ガイダンス

教職課程に取り組むに当たっては、以下の説明会・ガイダンス等に必ず出席すること。なお、説明会・ガイダンス等
に出席する際は、学生証を必ず持参すること（出席確認を行う）。

日程の詳細は巻頭の『法学部 履修登録等に関する日程一覧』を参照すること。場所等については掲示等にて案内する。

1 教職課程 ガイダンス (対象：1年次生)

教職課程の登録は2年次に行われるが、登録を検討している1年次生を対象として、教職課程の概要、1年次に履修できる科目等に関する説明を行う。なお、このガイダンスに出席し、説明された内容を修得しないと、1年次において、履修科目登録上限単位数の特例措置を受けるはできない。教育職員免許取得を希望している学生は、必ず出席すること。

2 教職課程 登録説明会 (対象：1年次生)

教育職員免許の取得を希望する学生は、2年次に進級する直前に開催される教職課程登録説明会に出席し、教職課程の登録手続きを行わなければならない。この登録手続きを怠ると、**教職課程科目の履修ができず、教育職員免許を取得することができない。**

〈教職課程費〉

※ 課程登録に当たっては、教職課程費（33,000円）を所定の期間に納入しなくてはならない。一度納入した教職課程費は、いかなる事情があっても返還しない。また、課程登録後やむを得ず辞退する場合は、すみやかに教務部で辞退の手続きをすること。

3 教育実習校開拓 ガイダンス (対象：2年次生)

4年次に教育実習をするためには、学生自ら実習校を開拓しなければならない。そのために2年次後期に出身校等に教育実習の依頼をし、受け入れの可否を確認することとなる。このとき内諾を得た場合は、その旨を大学（教務部）に報告すること。大学より実習校に依頼状を送付し、その返事として実習校から「受入承諾書」が大学宛に届いて、はじめて4年次の実習が可能となる。

また、3年次の4月初旬には、内諾を得た教育実習校と再度連絡をとり、あらためて挨拶をし、書類等必要事項の確認をする。その結果を教務部に報告し、今後の手続きを進めていくこととなる。

4年次に教育実習を希望する者は必ず出席すること。

4 教育実習事前 ガイダンス (対象：3年次生)

一般的に教育実習は、4年次の4～6月に実施することになる（実習校によっては、秋になることもある）。3年次で学習した教科教育法が理論的なアプローチとすれば、教育実習は、文字どおり実践的なアプローチといえよう。教育実習は、通年授業の中で2～4週間、大学を離れて中学校または高等学校という教育現場で行われる授業であり、本学では事前および事後の指導が教科教育法および教育実習担当者により綿密に行われている。

本ガイダンスでは、講師から教育実習への心構えや諸注意について、また、本年度に実習を経験した学生から体験談・アドバイス等を講演してもらうので、翌年度の教育実習に向けての準備に役立てて欲しい。翌年度に教育実習を予定している者は必ず出席すること。

5 教育実習直前 ガイダンス (対象：4年次生)

講師による教育実習全般の諸注意、教育実習日誌の記入方法等についての指導、および教務部から教育実習日程等の連絡、教育実習日誌配付等の事務連絡を行う。本年度の教育実習予定者は、必ず出席すること。

6 介護等体験

「介護等体験特例法」（平成9年法律第90号）および「介護等体験特例法施行規則」（平成9年文部省令第40号）の施行により、中学校教育職員免許の取得を希望する学生は、入学から卒業までの間に社会福祉施設（高齢者福祉施設や生活訓練施設等）で5日間、特別支援学校で2日間、合計7日間介護・介助を行うことが義務付けられている。

これに伴い本学では、下記のとおり説明会・ガイダンスを開催する。

① 介護等体験登録説明会

対 象 翌年度介護等体験希望者

② 介護等体験事前ガイダンス

対 象 前年度登録手続きを済ませて、本年度体験を予定している者

③ 介護等体験直前ガイダンス

対 象 前年度登録手続きを済ませて、本年度体験を予定している者

IV 教育職員免許状の申請等

A 教育職員免許状取得見込証明書の発行（4年次）

教員採用試験等に必要な標記証明書は、教務部にて発行する。

B 教育職員免許状の申請手続・免許状の交付（4年次）

3月卒業見込みの4年次生は、本学をとおして東京都教育委員会にて教員免許取得に必要な単位数の審査を受けることができる。この審査に合格した者については、学位記授与式（卒業式）当日に免許状が交付される。

免許取得に必要な単位を修得し、3月に卒業確定した者については、卒業確定者発表と同時に免許取得者の名簿を掲示する。

本件に関する関連事項の手続きとおおよその日程は下記のとおりである。詳細は、Campus Square for Webや教職課程掲示板にて別途案内する。

なお、この手続きを怠ると個人申請することになるので注意すること。

免許状記載項目等の確認手続（4年次の11月）

また、秋（9月）卒業する学生については、卒業後に個人申請にて免許状を取得する必要がある。そのため、学位記授与日当日に免許状が交付されない。詳しくは教務部教職課程担当に確認すること。

免許取得後における教育職員免許状授与証明書の発行、免許状の書き換え、再交付等の申請は、免許状授与権者である東京都教育委員会に各人が行うこと。問い合わせ先は、下記のとおりである。

東京都教育庁人事部選考課 免許担当
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 第二本庁舎14階
TEL：03-5320-6788 メールアドレス：S9000017@section.metro.tokyo.jp

C 教育職員免許状の有効期間について

2007年6月の改正教育職員免許法の成立により、2009年4月より教員免許更新制が導入され、2009年4月以降に授与された免許状には、10年間の有効期間が定められている。そのため、2010年3月の卒業生から、有効期間付の免許状となっている。

学則・その他

成城大学学則	90
成城大学学位規則	104
成城学園配置図・大学校舎案内.....	109

成城大学学則

昭和25年2月20日 制定
(文部大臣認可)

第1章 総 則

第1条 本大学は成城学園創業の精神に則り個性の暢達を主眼として広く専門の学芸を研究教授し、広角の視野と高度の教養を具えかつ、豊かな個性を持つ社会の先導者を育成すると共に、文化の発展に貢献することを目的とする。

2 本大学各学部の人材育成上の目的は次のとおりとする。

- (1) 経済学部は、経済社会における諸現象を理論的・実証的に把握し、変貌する現実社会に対する洞察力と判断力を養うとともに、事業経営など種々の環境において必要な識見と実践能力を具えた人材を育成することを目的とする。
- (2) 文芸学部は、人間の文化的営為に関する多角的な研究・考察を通じて、豊かな教養、柔軟な思考力、広い視野を修得させ、かつ、それらを基盤にした知的創造性に富み、それをもって社会に貢献しうる人材を育成することを目的とする。
- (3) 法学部は、法的なものの見方・考え方を身につけることをめざし、現代の法律学を体系的に学ぶことによって、深い理解力、確かな判断力、豊かな想像力をもった人材を育成することを目的とする。
- (4) 社会イノベーション学部は、社会に持続した発展をもたらす人間の創造活動であるイノベーションについて学問横断的に理解し、社会に貢献する意欲をもって、自らそれらに関する問題を発見・設定・解決し、その成果を論理的また実践的な言語能力を活用して伝達することができる、社会に有為な人材を育成することを目的とする。

3 本大学各学科の人材育成の目的は別表1のとおりとする。

第2条 本大学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 自己点検・評価の項目、実施に関する組織及び運営等については別に定める。

第3条 本大学は、成城大学と称する。

2 本大学は、東京都世田谷区成城六丁目1番20号に置く。

第2章 学部、学科組織、収容定員及び修業年限

第4条 本大学に次の学部及び学科を置き、その収容定員は次のとおりとする。

(学部)	(学科)	(入学定員)	(収容定員)
経済学部	経済学科	180名	720名
	経営学科	180名	720名
文芸学部	文化史学科	60名	240名
	国文学科	60名	240名
	英文学科	75名	300名
	芸術学科	60名	240名
	マスコミュニケーション学科	60名	240名
	ヨーロッパ文化学科	60名	240名
法 学 部	法律学科	240名	960名
	社会イノベーション学部	120名	480名
	心理社会学科	120名	480名

第5条 本大学の修業年限は、4年とする。ただし、本大学の各学部教授会の議を経て、学長が認めるときは、3年とすることができる。

2 在学年数は、8年を超えることができない。

第6条 本大学に大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

第3章 学長及び教職員

第7条 本大学に学長、学部長、教授、准教授、講師、助教及び事務職員その他を置く。

2 学長、学部長、教員及び事務職員に関する規則は、本学則に定めるもののほか、別に定める。

第7条の2 本大学に副学長を置くことができる。

2 副学長に関する規則は、別に定める。

第8条 本大学に名誉教授を置くことができる。

2 名誉教授に関する規則は、別に定める。

第9条 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統括する。

2 学長は、次の各号に掲げる事項につき、第9条の3に定める評議会の議を経て決するものとする。

- (1) 成城大学学則、成城大学大学院学則及び成城大学学位規則並びにその他重要な規則の制定改廃に関する事項
- (2) 学部及び学科、大学院研究科及び専攻並びに附置研究施設の新設改廃に関する事項
- (3) 教員人事の基準及び専任教員数の配置に関する事項

- (4) 学生定員に関する事項
 - (5) 学生の厚生補導及びその身分に関する重要事項
 - (6) 大学予算に関する事項
 - (7) その他学長が別に定める大学運営に関する重要事項
 - (8) 学園理事長及び学園長の諮問事項
- 3 学長は、次の各号に掲げる事項につき、第9条の4第1項に定める教授会又は大学院の学則に定める研究科教授会の議を経て決するものとする。
- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 教員人事（教育研究業績の審査等）に関する事項
 - (4) 教育課程及び担任者に関する事項
 - (5) 授業科目の履修方法、聴講に関する事項
 - (6) その他学長が別に定める当該学部又は研究科の教育研究及びこれに伴う運営に関する重要事項
- 4 学長は、前項に規定するものの他、学長のつかさどる教育研究に関する事項について、教授会に意見を求めることができる。
- 第9条の2** 学部に、学部長を置く。
- 2 学部長は、当該学部所属する専任教授の中から当該教授会が選出する。
 - 3 学部長の任期は2年とし、1回に限り再任されることができる。
 - 4 学部長は教授会の議長となり、当該学部の運営に当たる。

第4章 評議会

- 第9条の3** 本大学に、重要な事項を審議するために評議会を置く。
- 2 評議会に関する規則は、別に定める。

第4章の2 教授会

- 第9条の4** 各学部に、教育研究に関する事項を審議するために教授会を置く。
- 2 教授会に関する規則は、別に定める。

第5章 学年、学期、休業日及び授業期間

- 第10条** 本大学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第11条** 学年は、分けて次の2期とする。
- (1) 前期 4月1日から9月20日まで
 - (2) 後期 9月21日から翌年3月31日まで
- 第12条** 本大学における授業を行わない日（以下「休業日」という。）を次のとおり定める。
- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 創立記念日 5月5日
 - (4) 春季休業日
 - (5) 夏季休業日
 - (6) 冬季休業日
- 2 前項第4号から第6号までの休業日については、当該学年が始まる前に学長が定める。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、学長は、必要に応じて、臨時に休業日を変更し又は設け若しくは取りやめることができる。
- 第13条** 1年間の授業を行う期間は、定期試験期間その他の期間を含めて、35週にわたることを原則とする。

第6章 教育課程

- 第14条** 本大学各学部において開設する科目区分、授業科目、配当年次、授業の方法及び単位数は、別表1の2のとおりとする。
- 第15条** 削除
- 第16条** 学生は、毎学年の始めに当該学年において履修する授業科目を登録しなければならない。ただし、学年の途中においても、所属する教授会の議を経て、履修の登録を認めることがある。
- 2 学生は、前項により登録した授業科目以外を履修し、また単位を修得することはできない。
- 第17条** 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。
- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
ただし、授業科目により30時間の授業をもって1単位とすることができる。
 - (3) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 第17条の2** 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。
- 第18条** 学生は、本大学を卒業するためには、4年以上在学し、かつ、その所属する学部及び学科に応じ、別表1の3に定める単位以上を修得

しなければならない。ただし、卒業の要件として定める単位を優秀な成績で修得したと認めるときには、3年以上在学した者に、所属する学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認めることができる。

第7章 教職課程及び学芸員課程

第19条 教育職員免許状を得ようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。

- 2 本大学において開設する教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等並びに単位数は、別表2のとおりとする。
- 3 本大学の各学部学科において取得できる免許状の種類及び教科は、別表3のとおりとする。

第20条 学芸員の資格を得ようとする者は、第18条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、博物館法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。

- 2 本大学において開設する学芸員に関する科目及び単位数は、別表4のとおりとする。

第8章 学習の評価

第21条 各授業科目の履修を修了した者には、認定の上単位を与える。

- 2 授業科目修了の認定の方法は、平素の成績及び筆記試験又は論文による。ただし、実技、実習、演習などは、平素の成績によって認定することができる。

第22条 試験等の時期は、原則として学期末又は学年末とする。ただし、各授業科目の担当者が必要と認めるときは、臨時に行うことができる。

第23条 当該授業科目について、出席すべき時間数の3分の1以上欠席した者は、当該授業科目修了の認定を受けることができない。

- 2 授業料その他の校納金未納の者は、授業科目修了の認定を受けることができない。
- 3 筆記試験で不正行為を行った者は、当該学期に履修する授業科目について、授業科目修了の認定を受けることができない。

第24条 病気等止むを得ない事情により、試験等を受けることができなかった者に対しては、教授会の議を経て、追試験を行うことがある。

第25条 授業科目の評価は、秀、優、良、可及び不可の5段階に区別して表示し、不可は、未修了とする。

第26条 本大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本大学に入学した後の本大学における授業科目の履修とみなし、所定の単位数を限度として、所属する教授会の議を経て、単位を与えることがある。

- 2 本大学に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校等の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本大学に入学した後の本大学における授業科目の履修とみなし、所定の単位数を限度として、所属する教授会の議を経て、単位を与えることがある。
- 3 前2項の規定は、本大学への再入学、学士入学又は転学について準用する。

第9章 卒業及び学位授与

第27条 本大学に4年以上在学し、第18条に規定する単位を修得した者に、所属する学部の教授会による議を経て学部長が卒業と認定したうえで、学長が学士の学位を授与する。ただし、他の大学に在学した年数は、これを通算する。

- 2 前項の規定にかかわらず、本大学に3年以上在学し、第18条に規定する単位を優秀な成績で修得した者に、所属する学部の教授会による議を経て学部長が卒業と認定したうえで、学長が学士の学位を授与することができる。ただし、他の大学に在学した年数は、これを通算する。
- 3 前2項に規定する本大学を卒業するために必要な単位数のうち、第17条の2第2項に規定する授業の方法により修得した単位数は、60単位を超えないものとする。

第28条 削除

第10章 入学、退学、転学及び休学

第29条 入学の時期は、学年の始めとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長は、必要に応じ、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

第30条 本大学に入学の資格を有する者は、次のとおりである。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずるもので文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者
- (9) 高等学校に2年以上在学した者又はこれに準ずる者であって、本大学の定める分野において特に優れた資質があると認められた者

第31条 本大学に入学を志願する者は、本大学所定の書類に別表5の入学検定料を添えて提出しなければならない。

- 2 提出の時期、方法、同時に提出すべき書類等については、別に定める。

第32条 入学は、検定によって、許可を決定する。

- 2 検定の方法は、別に定める。

第33条 本大学を退学した者又は除籍された者が再入学を希望するときは、選考の上、退学時又は除籍時に所属していた学部・学科に限り、所属を希望する学部の教授会の議を経て、学長が入学を許可することができる。

- 2 再入学の場合の入学検定料は別表5のとおりとする。
- 3 再入学の場合の入学金、授業料及びその他の校納金は、別表5のとおりとし、再入学して配属される学年の学生に現に適用されている入学金、授業料及びその他の校納金に準ずる。なお、授業料及びその他の校納金の未納のために除籍された者が再入学を許可された場合は、所定の期日まで、除籍以前に滞納した授業料及びその他の校納金相当額を納入しなければならない。

4 前3項の規定のほか、必要な手続は別に定める。

第34条 本大学又は他の大学を卒業し、学士の学位を有する者が、本大学に学士入学を希望するときは、選考の上、所属を希望する学部の教授会の議を経て、学長が入学を許可することがある。

2 学士入学の場合の入学検定料は、別表5のとおりとする。

3 前2項の規定のほか、必要な手続は別に定める。

第35条 他大学から本大学への転学は、選考の上、所属を希望する学部の教授会の議を経て、学長が入学を許可することがある。

2 転学の場合の入学検定料は別表5のとおりとする。

3 前2項の規定のほか、必要な手続は別に定める。

第36条 前5条の規定により本大学に入学を許可された者は、指定の期間内に、入学金、授業料及びその他の校納金並びに本大学の指定する書類を提出しなければならない。

2 前項の手続を怠った者には、入学許可を取り消すことがある。

第37条 病気その他の事由によって退学しようとする者は、保証人連署の上、学長に願い出なければならない。病気を理由とする退学願には、医師の診断書を添えなければならない。

第38条 転学部、転学科は、学年の始めに限り、定員を考慮しつつ選考の上、これを許可することができる。

第39条 他の大学へ入学又は転学を希望する者は、保証人連署の上、学長に願い出、所属する学部の教授会の速やかな議を経て、学長の許可を得なければならない。

第40条 病気その他やむを得ない事由により引き続き3か月以上修学することができず、休学しようとする者は、保証人連署の上、学長に願い出、所属する学部の教授会の速やかな議を経て、学長の許可を得なければならない。病気を理由とする休学の願には、医師の診断書を添えなければならない。

第41条 休学の期間は当該学年を超えることができない。ただし、特別の事由がある者については更に1年以内の休学を許可することがある。

2 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学の期間は、在学年数に算入しない。

第42条 休学期間満了のとき、又は休学期間中であってもその事由が消滅したときは学長の許可を得て、復学することができる。

第43条 次の各号の一に該当する者は、所属する学部の教授会の議を経て、学長が除籍することができる。

- (1) 第5条第2項に規定する在学年限を超えた者
- (2) 死亡又は行方不明の者
- (3) 授業料その他校納金を督促しても納入しない者

第11章 入学金、授業料及びその他の校納金

第44条 本大学に入学を許可された者は、別表5に掲げる入学金、授業料及びその他の校納金を納入しなければならない。

2 前項の納入金の納入時期、納入方法等必要な事項は、別に定める。

第45条 本大学の学生は、別表5に掲げる授業料及びその他の校納金を納入しなければならない。

2 前項の納入金の納入時期、納入方法等必要な事項は、別に定める。

第46条 退学又は転学をした者、除籍された者、退学を命じられた者及び停学中の者は、当該年度の授業料その他の校納金を納入しなければならない。

2 休学中の者は、当該年度の授業料及びその他の校納金を納入しなければならない。ただし、休学の期間が学期の全期間にわたる場合にはその学期について納入すべき授業料を免除することがある。

第47条 入学金、施設費、授業料のほか、実験、実習費その他教育に必要な費用を徴収することができる。

2 前項に規定する納入金の種類、金額、納入に必要な手続等については、別に定める。

第48条 学生は、在学中に授業料その他の納付金に変更があった場合には、新たに定められた金額を納付しなければならない。

第49条 既納の校納金等は返付しない。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

第12章 特待生制度

第50条 人物、学業共に優秀な学生であると認めるときは、選考の上、特待生として、授業料の全部又は一部を免除することができる。

第13章 賞 罰

第51条 人物、学業が優秀な学生又は特に推奨すべき行為のあった学生は、これを表彰する。

第52条 学生にして、本大学の規則若しくは命令に背き、又は学生の本分に反する行為があるときは、別に定めるところにより、所属する学部の教授会の速やかな議を経て、学長が懲戒を加える。

2 懲戒は譴責、停学及び退学とする。

第53条 前条の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第14章 委託生、聴講生、科目等履修生及び留学生

第54条 官庁その他の団体の所属員で、当該官庁その他の団体からの委託に基づき本大学において研修することを希望する者（以下この条において「委託生」という。）があるときは、審査の上、これを許可することができる。

2 委託生について必要な事項は、別に定める。

第55条 本大学の学生以外の者で、本大学の開設する特定の授業科目の聴講を希望する者（以下この条において「聴講生」という。）があるときは、審査の上、これを許可することができる。

2 本大学の学生以外の者で、本大学の開設する特定の授業科目を履修し単位を修得することを希望する者（以下この条において「科目等履修生」という。）があるときは、審査の上、これを許可することができる。

3 聴講生及び科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

第56条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって本邦に入学し、本大学に留学することを希望する者があるときは、審査の上、外国人留学生としてこれを許可することができる。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

3 前2項の規定にかかわらず、本大学と外国の大学との協定に基づき本大学への受入れを希望する者があるときは、当該協定に基づき、受入れ交換留学生として受入れを許可するものとする。

第56条の2 本大学の学生で外国における留学を希望する者については、別に定める。

第15章 図書館、メディアネットワークセンター及び研究室

第57条 本大学に図書その他の文献及び研究資料を収集保管し、教職員及び学生の閲覧に供するため図書館を置く。

2 図書館に関する規則は、別に定める。

第58条 本大学に、本大学のコンピュータ、情報ネットワーク及びマルチメディア設備を管理運用することにより、本大学の教育、研究及び事務の業務に供するためメディアネットワークセンターを置く。

2 メディアネットワークセンターに関する規則は、別に定める。

第59条 各学部に学術研究の便益を図るため研究室を設ける。

2 研究室に関する規則は、別に定める。

第16章 教育施設

第60条 本大学に次の教育施設を置く。

- (1) 共通教育研究センター
- (2) データサイエンス教育研究センター
- (3) 国際センター
- (4) キャリアセンター

2 前項各号に定める教育施設に関する規則は、別に定める。

第17章 研究施設

第61条 本大学に次の研究所及び研究機構を置く。

- (1) 民俗学研究所
- (2) 経済研究所
- (3) 研究機構

2 前項各号に定める研究所及び研究機構に関する規則は、別に定める。

第18章 厚生保健施設

第62条 教職員及び学生は、別に定める規則に従って、次の施設を利用することができる。

- (1) 医療保健施設及び医療室
- (2) 山岳施設
- (3) 海水浴施設

第19章 学則の改正

第63条 この学則の改正は、教授会及び評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この学則は、昭和25年4月1日から施行する。

(中略)

附 則

1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

2 平成13年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

3 学則第4条の規定にかかわらず、平成14年度の入学定員は次のとおりとする。

(学部)	(学科)	(入学定員)
経済学部	経済学科	171名
	経営学科	171名
文芸学部	文化史学科	57名
	国文学科	57名
	英文学科	67名
	芸術学科	57名
	マスコミュニケーション学科	57名
法学部	ヨーロッパ文化学科	57名
	法律学科	228名

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。
- 3 学則第4条の規定にかかわらず、平成15年度の入学定員は次のとおりとする。

(学部)	(学科)	(入学定員)
経済学部	経済学科	168名
	経営学科	168名
文芸学部	文化史学科	56名
	国文学科	56名
	英文学科	64名
	芸術学科	56名
	マスコミュニケーション学科	56名
法学部	ヨーロッパ文化学科	56名
	法律学科	224名

附 則

この学則は、平成15年9月19日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。
- 3 学則第4条の規定にかかわらず、平成16年度の入学定員は次のとおりとする。

(学部)	(学科)	(入学定員)
経済学部	経済学科	165名
	経営学科	165名
文芸学部	文化史学科	55名
	国文学科	55名
	英文学科	62名
	芸術学科	55名
	マスコミュニケーション学科	55名
法学部	ヨーロッパ文化学科	55名
	法律学科	220名

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。
- 3 前条の規定にかかわらず、この学則第11条及び第12条の規定は、平成16年度以前の入学者についても適用する。

附 則

この学則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附 則

- 1 この学則は、平成19年10月30日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

- 1 平成23年10月4日改正の第61条については、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。
- 3 前条の規定にかかわらず、この学則第1条、第11条、第12条、第23条及び第46条の規定は、平成23年度以前の入学者についても適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。
- 3 前条の規定にかかわらず、この学則第56条の規定は、平成24年度以前の入学者についても適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。
- 3 前条の規定にかかわらず、この学則第12条の規定は、平成25年度以前の入学者についても適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年9月25日から施行する。
- 2 平成26年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、この学則第16条及び第26条の規定は、平成29年度以前の入学者についても適用する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、この学則第11条の規定は、平成30年度以前の入学者についても適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、この学則第11条の規定は、令和元年度以前の入学者についても適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

別表1（第1条関係）各学科の人材育成の目的

学 部	学 科	人 材 育 成 の 目 的
経 済 学 部	経 済 学 科	経済学科は、経済社会における諸現象を、理論、歴史および社会の幅広い視点から把握・分析する力を持った人材を育成する。また、経済社会が抱える問題に対して自ら課題を発見し解決する能力を持ち、提案および発信能力を身につけたグローバルに活躍する人材を育成する。
	経 営 学 科	経営学科は、経済社会ならびに企業経営における諸現象を、経営学に関わる学際的専門領域の幅広い視点から把握・分析する力を持った人材を育成する。また、産業社会が抱える問題に対して自ら課題を発見し解決する能力を持ち、提案および発信能力を身につけたグローバルに活躍する人材を育成する。
文 芸 学 部	国 文 学 科	国文学科では、国の文（あや）の学という名のもとに、文学作品のみならず、あらゆる日本語の表現を対象として広く、かつ深く学ぶ。古代から現代までの国語・国文学および漢文学という国文学の基本を、言葉に対する知的・感覚的習練とともに修めることで、わが国の言語・文学、さらには文化全体を的確に理解し、その識見を生かして社会に貢献しうる人材の育成を目的とする。
	英 文 学 科	英文学科は、英語文学、英語学、英語文化に関する理論的・実証的研究を通して、専門的知識、分析力、高いコミュニケーション能力を身につけることにより、英語を用いて多様化する現代社会の発展に貢献しうる、国際的教養および視野をもった人材を育成することを目的とする。
	芸 術 学 科	芸術学科は、芸術各分野と美に関する理論的・歴史的研究を通して、豊かな感性と優れた知性を育み、芸術的創造や研究・啓発活動、文化財の保存・公開事業等に参画しうる人材、あるいは芸術と美への深い共感と理解によって、社会や文化の発展に貢献しうる人材の育成を目的とする。
	文化史学科	文化史学科は、日本内外の社会・文化事象の成り立ちを、歴史学・民俗学・文化人類学を中心として理論的かつ実証的に研究するとともに、実践的な活動を通して、創造的な社会や文化を構想・提起する能力を持つ有為の人材の育成を目的とする。
	マスコミュニケーション学科	マスコミュニケーション学科は、現代のメディアとコミュニケーションに関する理論的・経験的研究を通して、科学的で批判的な知性を育み、現代社会への洞察に満ちた理解によって市民社会の発展に貢献しうる人材の育成を目的とする。とくに、報道・広告・広報活動、情報機器を介したコミュニケーション活動、社会調査、さらに、ヒューマンサービスのコミュニケーション的側面からの支援活動などにおいて活躍しうる人材を育てる。
	ヨーロッパ文化学科	ヨーロッパ文化学科では、ヨーロッパの言語、とりわけドイツ語・フランス語を基礎に、哲学・歴史・文学・芸術など多分野にわたるヨーロッパの文化に関する理論的・実証的研究を通して、広い視野をもち、国際化の時代を生きるために不可欠な教養と高邁な理念とを備えた、有為な人材を育成することを目的とする。
法 学 部	法 律 学 科	法律学科は、法的なものの方・考え方を身につけることをめざし、現代の法律学を体系的に学ぶことによって、深い理解力、確かな判断力、豊かな想像力をもった人材を育成することを目的とする。
社会イノベーション学部	政策イノベーション学科	政策イノベーション学科は、社会に持続可能な発展をもたらすイノベーションの創出・推進について学問横断的に理解し、社会に貢献する意欲をもって、自らそれらに関連する問題を発見・設定・解決し、その成果を論理的に日本語で表現する能力及び実践的に英語でコミュニケーションする能力を活用して伝達することができる、社会に有為な人材を育成することを目的とする。
	心理社会学科	心理社会学科は、社会に持続可能な発展をもたらすイノベーションの生成・普及・受容・社会や文化への影響について学問横断的に理解し、社会に貢献する意欲をもって、自らそれらに関連する問題を発見・設定・解決し、その成果を論理的に日本語で表現する能力及び実践的に英語でコミュニケーションする能力を活用して伝達することができる、社会に有為な人材を育成することを目的とする。

学 則 ・ そ の 他

別表1の2（第14条関係） 科目区分、授業科目、配当年次、授業の方法及び単位数（省略）

別表1の3（第18条関係） 卒業要件単位数

(1) 経済学部

経済学科

基礎科目	語学	英語	8単位
		第二外国語	6単位
専門科目	基礎数理		4単位
	ゼミナール		12単位
	専門基礎必修科目		6単位
	専門基礎選択科目		16単位
	専門選択科目		34単位
自由設計科目	推奨科目		20単位
	一般科目		18単位
	卒業要件単位数合計		124単位

経営学科

基礎科目	語学	英語	8単位
		第二外国語	6単位
専門科目	初年次教育科目		8単位
	ゼミナール		12単位
	専門基礎科目		8単位
	専門選択科目		44単位
自由設計科目	専門関連科目		20単位
	教養科目		18単位
	卒業要件単位数合計		124単位

(2) 文芸学部

国文学科

共通科目			
必修科目			6単位
選択科目	教養科目		16単位
	外国語科目		
	学部共通外国語		12単位
学科科目			
必修科目			34単位
選択科目	演習		14単位
	講義		12単位
共通科目及び学科科目の卒業要件単位数を超えて修得する単位と、他学科の学科科目を履修して修得する単位（ただし、いずれも学科で指定する限度までとする）			30単位
卒業要件単位数合計			124単位

英文学科

共通科目		
必修科目		6単位
選択科目	教養科目	16単位
	外国語科目	
	学部共通外国語	14単位
学科科目		
必修科目		28単位
選択科目	演習	20単位
	講義	12単位
共通科目及び学科科目の卒業要件単位数を超えて修得する単位と、他学科の学科科目を履修して修得する単位（ただし、いずれも学科で指定する限度までとする）		30単位
卒業要件単位数合計		126単位

芸術学科

共通科目		
必修科目		6単位
選択科目	教養科目	16単位
	外国語科目	
	学部共通外国語	12単位
学科科目		
必修科目		26単位
選択科目	演習	12単位
	講義	20単位
共通科目及び学科科目の卒業要件単位数を超えて修得する単位と、他学科の学科科目を履修して修得する単位（ただし、いずれも学科で指定する限度までとする）		32単位
卒業要件単位数合計		124単位

文化史学科

共通科目		
必修科目		6単位
選択科目	教養科目	16単位
	外国語科目	
	学部共通外国語	12単位
学科科目		
必修科目		16単位
選択科目	演習	18単位
	講義	28単位
共通科目及び学科科目の卒業要件単位数を超えて修得する単位と、他学科の学科科目を履修して修得する単位（ただし、いずれも学科で指定する限度までとする）		32単位
卒業要件単位数合計		128単位

マスコミュニケーション学科

共通科目		
必修科目		6単位
選択科目	教養科目	16単位
	外国語科目	
	学部共通外国語	12単位
学科科目		
必修科目		24単位
選択科目	演習	2単位
	講義	36単位
共通科目及び学科科目の卒業要件単位数を超えて修得する単位と、他学科の学科科目を履修して修得する単位（ただし、いずれも学科で指定する限度までとする）		32単位
卒業要件単位数合計		128単位

ヨーロッパ文化学科

共通科目		
必修科目		6単位
選択科目	教養科目	16単位
	外国語科目	
	学部共通外国語	16単位
学科科目		
必修科目		25単位
選択科目	演習	20単位
	講義	12単位
共通科目及び学科科目の卒業要件単位数を超えて修得する単位と、他学科の学科科目を履修して修得する単位（ただし、いずれも学科で指定する限度までとする）		29単位
卒業要件単位数合計		124単位

(3) 法学部

法律学科

基礎部門		
教養科目		12単位
外国語科目		
必修英語		2単位
必修独語又は仏語		4単位
選択必修英語、独語、仏語		8単位
他に、教養科目及び選択必修英語、独語、仏語並びに特別外国語、キャリアデザイン科目の中から任意に選択した科目		4単位
卒業要件単位数小計		30単位
専門部門		
必修科目		40単位
選択必修科目		20単位
自由選択科目		40単位
卒業要件単位数小計		100単位
卒業要件単位数合計		130単位

(4) 社会イノベーション学部

政策イノベーション学科

外国語科目	必修	14単位
基礎科目	必修	8単位
	選択A	12単位
	選択B	4単位
	選択C	4単位
専門科目	必修	16単位
	選択A	32単位
	選択B	14単位
総合教養科目		12単位
学部共通科目		6単位
一般共通科目		4単位
卒業要件単位数合計		126単位

心理社会学科

外国語科目	必修	14単位
基礎科目	必修	8単位
	選択A	12単位
	選択B	4単位
	選択C	4単位
専門科目	必修	16単位
	選択A	32単位
	選択B	14単位
総合教養科目		12単位
学部共通科目		6単位
一般共通科目		4単位
卒業要件単位数合計		126単位

別表2（第19条関係） 教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等並びに単位数
（経済学部・文芸学部・法学部）

授 業 科 目	必修単位	選択必修単位
教 育 原 論 I（教育の制度と社会）	2	
教 育 原 論 II（教育課程の意義と編成）	2	
教 師 論	2	
教 育 史	2	
教 育 心 理 学		2
青 年 心 理 学		2
特 別 支 援 教 育 概 論	2	
特別活動の指導法（総合的な学習の時間の指導法を含む）	2	
教 育 方 法 学	2	
道 徳 教 育 の 指 導 法	2	
生徒指導論（教育相談、進路指導及びキャリア教育を含む）	4	
国 語 科 教 育 法 A	4	
国 語 科 教 育 法 B	4	
英 語 科 教 育 法 A	4	
英 語 科 教 育 法 B	4	
社会科・地理歴史科教育法A	2	
社会科・公民科教育法A	2	
社会科・地理歴史科教育法B	4	
社会科・公民科教育法B	4	
独 語 科 教 育 法 A	4	
独 語 科 教 育 法 B	4	
仏 語 科 教 育 法 A	4	
仏 語 科 教 育 法 B	4	
国 語 科 教 育 実 習（高）		3
国 語 科 教 育 実 習（中・高）		5
英 語 科 教 育 実 習（高）		3
英 語 科 教 育 実 習（中・高）		5
社会系教育実習（高）		3
社会系教育実習（中・高）		5
独 語 科 教 育 実 習（高）		3
独 語 科 教 育 実 習（中・高）		5
仏 語 科 教 育 実 習（高）		3
仏 語 科 教 育 実 習（中・高）		5
教 職 実 践 演 習（中・高）	2	

別表3 (第19条関係) 教員免許状の種類及び教科

学 部	学 科	免許状の種類	免許教科
経 済 学 部	経 済 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社 会 地 理 歴 史 公 民
	経 営 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社 会 地 理 歴 史 公 民
文 芸 学 部	国 文 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	国 語
	英 文 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	英 語 英 語
	文 化 史 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社 会 地 理 歴 史 公 民
	ヨーロッパ文化学科	中学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	ドイ ツ 語 フ ラ ン ス 語 ドイ ツ 語 フ ラ ン ス 語
法 学 部	法 律 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社 会 地 理 歴 史 公 民

別表4 学芸員に関する科目及び単位数 (文芸学部)

授 業 科 目	必修単位	選択必修単位
生涯学習概論	2	
博物館概論	2	
博物館経営論	2	
博物館資料論	2	
博物館資料保存論	2	
博物館展示論	2	
博物館教育論	2	
博物館情報・メディア論	2	
博物館実習(美術史)		3
博物館実習(民俗学)		3
博物館実習(考古学)		3

別表5 (第31条、第33条、第34条、第35条、第44条、第45条関係) 入学検定料及び校納金

入学検定料

入学者選抜方式	入学検定料
A方式等	35,000円
B方式	15,000円
S方式	30,000円

複数の学部・学科ないし入学者選抜方式に同時出願する場合の入学検定料については、別に定める。

注 A方式等とは、A方式(学部別選抜)、総合型選抜、再入学者選抜、学士入学者選抜、及び転学者選抜等をいう。

B方式とは、大学入学共通テスト利用選抜をいう。

S方式とは、全学部統一選抜をいう。

校納金

1. 入学者

種 目	年 額	納 入 時	種 目	年 額	納 入 時
入 学 金	200,000円	入学年度のみ	教育充実費	70,000円	
授 業 料	800,000円		学習図書整備費	10,000円	
施 設 費	250,000円				

(ア) 学士入学者が、本学卒業者である場合の入学金の額については別に定める。

2. 在学者

種 目	年 額
授 業 料	800,000円
施 設 費	250,000円
教育充実費	70,000円
学習図書整備費	10,000円

(イ) 前期末で卒業すること(以下「秋卒業」という。)が見込まれる者の学費については別に定める。

(ロ) 平成8年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

(ハ) 平成16年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

(ニ) 平成24年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

(ホ) 平成26年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

(ヘ) 平成28年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

(ニ) 令和元年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

※最新の成城大学学則については、成城大学ホームページをご覧ください。

成城大学学位規則

(目 的)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項並びに成城大学学則（以下「大学学則」という。）第27条及び成城大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第22条の規定に基づき、成城大学（以下「本学」という。）が授与する学位について、必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 学士の学位には、次のとおり専攻分野の名称を付記する。

経済学部	経済学
文芸学部	文学
法 学 部	法学
社会イノベーション学部	社会イノベーション学

3 修士の学位には、次のとおり専攻分野の名称を付記する。

経済学研究科	経済学
文学研究科	文学
法学研究科	法学
社会イノベーション研究科	社会イノベーション学

4 博士の学位には、次のとおり専攻分野の名称を付記する。

経済学研究科	経済学
文学研究科	文学
法学研究科	法学
社会イノベーション研究科	社会イノベーション学

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、大学学則第27条の定めるところにより、本学の学部を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件及び論文の提出)

第4条 修士の学位は、大学院学則第20条の定めるところにより、本学大学院研究科博士課程前期を修了した者に授与する。

2 大学院学則第20条第2項の定めにより、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代える場合において、この規則の「修士論文」を、「特定の課題についての研究の成果」と読み替える。

3 修士論文は、各研究科の定めるところにより、当該研究科長に提出するものとする。

4 前項の修士論文は、各研究科博士課程前期の在学年限内に限り提出することができる。

(博士の学位授与の要件及び論文の提出)

第5条 博士の学位は、大学院学則第21条の定めるところにより、本学大学院研究科博士課程後期を修了した者に授与する。

2 各研究科博士課程後期に在学する者が博士論文の審査を申請するときは、博士論文審査申請書及び博士論文に、論文の内容の要旨を添えて、各研究科の定めるところにより、当該研究科長に提出するものとする。

第6条 博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても、博士論文を提出してその審査と試験に合格し、本学大学院の博士課程を修了して学位を授与された者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された者には、これを授与することができる。

2 前項による博士の学位の授与の申請に当たっては、学位申請書及び博士論文に、論文の内容の要旨、論文目録、履歴書、論文審査手数料を添え、博士論文の審査を受けようとする研究科を指定して、学長に提出するものとする。

3 本学大学院各研究科博士課程に所定の標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得したのみで退学した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請するときも、前2項の規定を準用する。ただし、退学後3年以内に博士論文を提出するときは、論文審査手数料を納付することを要しない。

4 学長は、前2項の規定による学位の授与の申請を受理したときは、学位の専攻分野に応じて、当該研究科教授会の審査に付さなければなら

ない。

5 第2項又は第3項の規定により提出された博士論文及び納付された論文審査手数料は、還付しない。

6 第2項又は第3項の規定にいう論文審査手数料の額は別に定める。

第7条 (削除)

(修士論文及び博士論文)

第8条 修士論文及び博士論文は1篇とし、当該論文の提出方法等について必要な事項は、別に定める。

2 審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型又は標本等の材料を提出させることができる。

(審査委員)

第9条 修士論文及び博士論文の審査は、当該研究科教授会が所属教員の中から委嘱する審査委員によって行う。

2 前項の審査委員は、次のとおりとする。

(1) 第4条の規定による修士の学位及び第5条の規定による博士の学位については、指導教員を主査とし、専攻科目及び関連科目の授業担当教員の中から2名以上を副査とする。

(2) 第6条第1項及び第3項の規定による博士の学位については、当該専門分野の授業担当教員の中から1名を主査とし、専攻分野及び関連分野の授業担当教員2名以上を副査とする。

3 研究科教授会は、審査のため必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、他の研究科教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

(修士論文及び博士論文の審査、試験及び学力の確認)

第10条 修士論文及び博士論文の審査委員は、論文の審査のほか、第4条及び第5条に規定する最終試験又は第6条に規定する試験と学力の確認を行う。

2 最終試験及び試験は、修士論文及び博士論文を中心として、これに関連のある科目について行う。

3 学力の確認は、口頭又は筆答により、専攻分野及び外国語について行う。

4 前項に規定する外国語については、原則として2か国語を課する。

5 第6条第3項の規定により学位の授与を申請する者が、退学してから5年以内に博士論文を提出したときは、第3項に規定する学力の確認を行わないことができる。

(審査期間)

第11条 審査委員は、修士論文については各研究科の定める期日までに、博士論文については論文の提出があった日から1年以内に、所定の審査の終了をしなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科教授会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員の報告)

第12条 第4条の規定による修士論文の審査委員は、論文の審査及び最終試験を終了したときは、直ちにその結果の要旨を、合否についての意見を添えて、当該研究科教授会に文書で報告しなければならない。

第13条 第5条の規定による博士論文の審査委員は、論文の審査及び最終試験を終了したときは、直ちにその結果の要旨を、合否についての意見を添えて、当該研究科教授会に文書で報告しなければならない。

第14条 第6条第1項又は第3項の規定による博士論文の審査委員は、論文の審査、試験及び学力の確認を終了したときは、直ちにその結果の要旨を、合否についての意見を添えて、当該研究科教授会に文書で報告しなければならない。

2 審査委員は、前項の博士論文の審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、試験及び学力の確認を省略して、審査報告を行うことができる。

(研究科教授会の審議)

第15条 研究科教授会は、第12条及び第13条に定める報告に基づいて審議し、課程修了の可否について議決する。

2 研究科教授会は、第14条に定める報告に基づいて審議し、学位授与の可否について議決する。

3 前2項の議決には、当該研究科教授会構成員の3分の2以上の出席を要し、課程を修了できるあるいは学位を授与できるものと議決するには、出席教員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(研究科長の報告)

第16条 研究科教授会が、前条第3項に定める議決をしたときは、当該研究科長は博士論文に、論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨、最終試験又は試験の結果の要旨及び学力の確認の結果の要旨を添えて、課程修了又は学位授与の可否について文書で学長に報告しなければならない。

ない。ただし、試験及び学力の確認を経ないで、学位を授与できないものと議決したときは、試験の結果の要旨及び学力の確認の要旨を添付することを要しない。

(修士及び博士の学位の授与)

第17条 学長は、前条の報告に基づき、修士及び博士の学位授与について決定する。ただし、第6条第1項及び第3項の規定による博士の学位授与については、大学院協議会の協議を経て、決定する。

第18条 学長は、修士及び博士の学位を授与すべき者には所定の学位記を交付し、当該学位を授与できない者にはその旨通知する。

- 2 修士の学位授与の時期は毎年3月及び9月とする。
- 3 博士の学位授与の時期は、その都度定める。

(博士論文の要旨、審査の結果の要旨及び博士論文の公表)

第19条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

第20条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、当該博士論文を公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむをえない事由がある場合には、当該学位を授与された者は、本学の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、本学は当該博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 前2項の規定により博士論文の全文又はその要約を公表する場合には、本学審査学位論文である旨を明記しなければならない。
- 4 博士の学位を授与された者が行う前3項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第21条 学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。

(博士の学位授与の取消し)

第22条 博士の学位を授与された者が、不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚す行為をしたときは、学長は当該研究科教授会の議決に基づき、大学院協議会の協議を経て、その学位を取り消し、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 2 前項の研究科教授会の議決は、第15条第2項の規定を準用する。

(登 録)

第23条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は学位簿に登録し、当該学位を授与した日から3月以内に、所定の学位(博士)授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位記の再交付)

第24条 学位記の再交付を受けようとする者は、その事由を記載した申請書に手数料5,000円を添えて、学長に願出しなければならない。

(学位記及び書類の様式)

第25条 学位記の様式は、別表のとおりとする。

第26条 学位申請関係書類等の様式は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和57年10月26日から施行する。

(中略)

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

ただし、平成16年度以前に入学した者は従前の規則の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年2月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年1月31日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表2及び別表2の2については、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成26年3月31日以前に本学大学院博士課程後期に入学又は進学した者については、別表2、別表2の2及び別表3は、従前の規則の定めるところによるものとする。なお、2の場合には、「ただし書き」とあるものを「ただし書」と読み替え、「および」とあるものを「及び」と書き換えるものとする。

附 則

この規則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別 表 (第25条関係)

1. 第3条の規定により授与する学位記の様式

○第 号

学 位 記

氏 名

年 月 日生

本学○○学部○○学科所定の
課程を修めたことを認める

成城大学○○学部長 氏名 印

本学○○学部長の認定により
学士 () の学位を授与する

年 月 日

成城大学学長 氏 名 印

(様式1)

2. 第4条及び第5条の規定により授与する修士及び博士(課程)の学位記の様式

○研第 号
甲第 号

学 位 記

氏 名

年 月 日生

本学大学院○○研究科○○専攻の
博士課程前期
博士課程後期
修得し修士論文
博士論文
において所定の単位を
の審査及び最終試験に
合格したことにより所定の課程を修めたことを認める

成城大学大学院
○○研究科長 氏 名 印

本学大学院○○研究科長の認定により

修士 (○○学) の学位を授与する
博士

年 月 日

成城大学学長 氏 名 印

(様式2)

注 第4条の規定による場合は上段を、第5条の規定による場合は下段とする。

2の2. (削除)

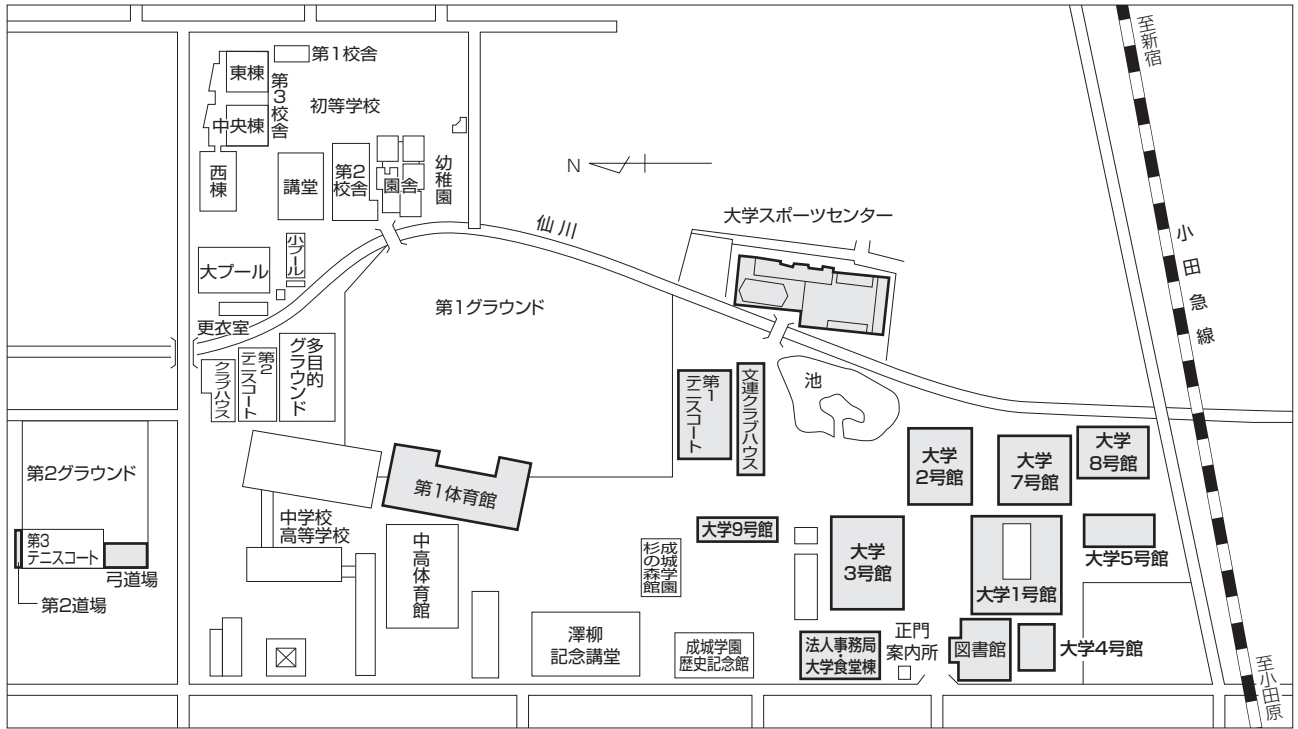
3. 第6条第1項及び第3項の規定により授与する博士（論文）の学位記の様式

(様式3)

乙第 号
学 位 記
氏 名
年 月 日生
本学に下記の論文を提出して学位を請求し 本研究科教授会の審査及び試験に合格した ことを認める
論文題目 ○○○○
成城大学大学院 氏 名 印 ○○ 研究科長
本学大学院○○研究科長の認定により 博士（○○学）の学位を授与する
年 月 日
成城大学学長 氏 名 印

※最新の成城大学学位規則については、成城大学ホームページをご覧ください。

成城学園配置図



学則・その他

大学校舎案内

<p>■ 1号館</p> <table border="1"> <tr><td>4F</td><td>141~147教室</td></tr> <tr><td>3F</td><td>131~137教室</td></tr> <tr><td>2F</td><td>121~124教室 非常勤講師控室</td></tr> <tr><td>1F</td><td>教務部、学生部、なんでも相談窓口、キャリアセンター（受付、資料室、セミナールーム）、保健室、なんでも相談室、学生フロア</td></tr> </table>	4F	141~147教室	3F	131~137教室	2F	121~124教室 非常勤講師控室	1F	教務部、学生部、なんでも相談窓口、キャリアセンター（受付、資料室、セミナールーム）、保健室、なんでも相談室、学生フロア	<p>■ 4号館</p> <table border="1"> <tr><td>4F</td><td>443~445教室、大学院学生研究室</td></tr> <tr><td>3F</td><td>民俗学研究所</td></tr> <tr><td>2F</td><td>経済研究所、グローバル研究センター、大学院院生研究室</td></tr> <tr><td>1F</td><td>学生相談室、バリアフリー相談室、文芸学部資料室</td></tr> </table>	4F	443~445教室、大学院学生研究室	3F	民俗学研究所	2F	経済研究所、グローバル研究センター、大学院院生研究室	1F	学生相談室、バリアフリー相談室、文芸学部資料室	<p>■ 9号館</p> <table border="1"> <tr><td>3F</td><td>共通教育研究センター、教職課程教室・資料室、学芸員課程教室・資料室、教員研究室</td></tr> <tr><td>2F</td><td>データサイエンス教育研究センター、ラーニングcommons、データサイエンススクエア・ワークショップ、教員研究室</td></tr> <tr><td>1F</td><td>国際センター、成城グローバルラウンジ・ミーティング・スペース、91A~91F</td></tr> </table>	3F	共通教育研究センター、教職課程教室・資料室、学芸員課程教室・資料室、教員研究室	2F	データサイエンス教育研究センター、ラーニングcommons、データサイエンススクエア・ワークショップ、教員研究室	1F	国際センター、成城グローバルラウンジ・ミーティング・スペース、91A~91F						
4F	141~147教室																													
3F	131~137教室																													
2F	121~124教室 非常勤講師控室																													
1F	教務部、学生部、なんでも相談窓口、キャリアセンター（受付、資料室、セミナールーム）、保健室、なんでも相談室、学生フロア																													
4F	443~445教室、大学院学生研究室																													
3F	民俗学研究所																													
2F	経済研究所、グローバル研究センター、大学院院生研究室																													
1F	学生相談室、バリアフリー相談室、文芸学部資料室																													
3F	共通教育研究センター、教職課程教室・資料室、学芸員課程教室・資料室、教員研究室																													
2F	データサイエンス教育研究センター、ラーニングcommons、データサイエンススクエア・ワークショップ、教員研究室																													
1F	国際センター、成城グローバルラウンジ・ミーティング・スペース、91A~91F																													
<p>■ 2号館</p> <table border="1"> <tr><td>4F</td><td>241~248教室</td></tr> <tr><td>3F</td><td>231~238教室、社会イノベーション学部学生共同研究室、社会イノベーション学部心理実験室</td></tr> <tr><td>2F</td><td>学びの森事務局、研究機構事務局、教育イノベーションセンター、社会イノベーション研究科院生講義室、社会イノベーション研究科院生研究室</td></tr> <tr><td>1F</td><td>総務課、管理課、入学センター、大学学長室</td></tr> <tr><td>BF</td><td>002教室、第2学生ホール</td></tr> </table>	4F	241~248教室	3F	231~238教室、社会イノベーション学部学生共同研究室、社会イノベーション学部心理実験室	2F	学びの森事務局、研究機構事務局、教育イノベーションセンター、社会イノベーション研究科院生講義室、社会イノベーション研究科院生研究室	1F	総務課、管理課、入学センター、大学学長室	BF	002教室、第2学生ホール	<p>■ 5号館</p> <table border="1"> <tr><td>4F</td><td>教員研究室</td></tr> <tr><td>3F</td><td>53A~53M教室</td></tr> <tr><td>2F</td><td>521~526教室</td></tr> <tr><td>1F</td><td>法学部長室、法学部研究事務室受付、法学部専任教員室、教員研究室、大学院院生研究室、法学研究科長室</td></tr> <tr><td>BF</td><td>法学資料室</td></tr> </table>	4F	教員研究室	3F	53A~53M教室	2F	521~526教室	1F	法学部長室、法学部研究事務室受付、法学部専任教員室、教員研究室、大学院院生研究室、法学研究科長室	BF	法学資料室	<p>■ 法人事務局・大学食堂棟</p> <table border="1"> <tr><td>2F</td><td>法人事務局（総務部・財務部・企画広報部）、同窓会事務局 他</td></tr> <tr><td>1F</td><td>学生食堂、SEIJO×10（売店）</td></tr> <tr><td>BF</td><td>SEIJO ちかばん、学生会活動室 他</td></tr> </table>	2F	法人事務局（総務部・財務部・企画広報部）、同窓会事務局 他	1F	学生食堂、SEIJO×10（売店）	BF	SEIJO ちかばん、学生会活動室 他		
4F	241~248教室																													
3F	231~238教室、社会イノベーション学部学生共同研究室、社会イノベーション学部心理実験室																													
2F	学びの森事務局、研究機構事務局、教育イノベーションセンター、社会イノベーション研究科院生講義室、社会イノベーション研究科院生研究室																													
1F	総務課、管理課、入学センター、大学学長室																													
BF	002教室、第2学生ホール																													
4F	教員研究室																													
3F	53A~53M教室																													
2F	521~526教室																													
1F	法学部長室、法学部研究事務室受付、法学部専任教員室、教員研究室、大学院院生研究室、法学研究科長室																													
BF	法学資料室																													
2F	法人事務局（総務部・財務部・企画広報部）、同窓会事務局 他																													
1F	学生食堂、SEIJO×10（売店）																													
BF	SEIJO ちかばん、学生会活動室 他																													
<p>■ 3号館</p> <table border="1"> <tr><td>8F</td><td>教員研究室</td></tr> <tr><td>7F</td><td>教員研究室</td></tr> <tr><td>6F</td><td>教員研究室</td></tr> <tr><td>5F</td><td>教員研究室</td></tr> <tr><td>4F</td><td>経済学部共用研究室、経済学部専任講師控室、経済学部長室、経済学部研究事務室、経済学研究科長室、社会イノベーション学部長室、社会イノベーション学部研究事務室、社会イノベーション研究科長室、教員研究室</td></tr> <tr><td>3F</td><td>文芸学部共用研究室、文芸学部長室、文学研究科長室、雑誌室、教員研究室</td></tr> <tr><td>2F</td><td>321、322教室、32A~32L教室</td></tr> <tr><td>1F</td><td>311、312教室、学生ホール、ピアサポートルーム</td></tr> <tr><td>BF</td><td>003、301~304教室</td></tr> </table>	8F	教員研究室	7F	教員研究室	6F	教員研究室	5F	教員研究室	4F	経済学部共用研究室、経済学部専任講師控室、経済学部長室、経済学部研究事務室、経済学研究科長室、社会イノベーション学部長室、社会イノベーション学部研究事務室、社会イノベーション研究科長室、教員研究室	3F	文芸学部共用研究室、文芸学部長室、文学研究科長室、雑誌室、教員研究室	2F	321、322教室、32A~32L教室	1F	311、312教室、学生ホール、ピアサポートルーム	BF	003、301~304教室	<p>■ 7号館</p> <table border="1"> <tr><td>4F</td><td>007教室</td></tr> <tr><td>3F</td><td>731~733教室</td></tr> <tr><td>2F</td><td>721~726教室</td></tr> <tr><td>1F</td><td>711~716教室</td></tr> <tr><td>BF</td><td>学生ラウンジ</td></tr> </table>	4F	007教室	3F	731~733教室	2F	721~726教室	1F	711~716教室	BF	学生ラウンジ	<p>■ 大学スポーツセンター</p> <p>■ 弓道場</p> <p>■ 第2道場</p> <p>■ 第1体育館</p> <p>■ 第1テニスコート</p> <p>■ 文連クラブハウス</p> <p>■ 図書館</p>
8F	教員研究室																													
7F	教員研究室																													
6F	教員研究室																													
5F	教員研究室																													
4F	経済学部共用研究室、経済学部専任講師控室、経済学部長室、経済学部研究事務室、経済学研究科長室、社会イノベーション学部長室、社会イノベーション学部研究事務室、社会イノベーション研究科長室、教員研究室																													
3F	文芸学部共用研究室、文芸学部長室、文学研究科長室、雑誌室、教員研究室																													
2F	321、322教室、32A~32L教室																													
1F	311、312教室、学生ホール、ピアサポートルーム																													
BF	003、301~304教室																													
4F	007教室																													
3F	731~733教室																													
2F	721~726教室																													
1F	711~716教室																													
BF	学生ラウンジ																													
<p>■ 8号館</p> <table border="1"> <tr><td>4F</td><td>008教室</td></tr> <tr><td>3F</td><td>831、832教室</td></tr> <tr><td>2F</td><td>821~823教室</td></tr> <tr><td>1F</td><td>Lounge #08、メディアネットワークセンター</td></tr> <tr><td>B1F</td><td>804教室、ラウンジ</td></tr> <tr><td>B2F</td><td>801~803教室</td></tr> </table>	4F	008教室	3F	831、832教室	2F	821~823教室	1F	Lounge #08、メディアネットワークセンター	B1F	804教室、ラウンジ	B2F	801~803教室																		
4F	008教室																													
3F	831、832教室																													
2F	821~823教室																													
1F	Lounge #08、メディアネットワークセンター																													
B1F	804教室、ラウンジ																													
B2F	801~803教室																													

成城大学 法学部
履修の手引

2022年4月発行

〒157-8511 東京都世田谷区成城6-1-20
成城大学 教務部
TEL. 03-3482-9045

授業科目の新設・名称変更・廃講 一覧表

授業科目の新設

新設年度	授 業 科 目 名	備 考	
2022年度	データサイエンス・ワークフロー・プログラム データサイエンス特殊講義 I～IV 機械学習応用	2022年度以降入学者のみ履修可 基礎部門 データサイエンス科目	
	数理科学基礎a・b 数理科学応用a・b	基礎部門 データサイエンス科目	
2021年度	日本語(初級)ⅠA・ⅠB 日本語(初級)ⅡA・ⅡB	日本語(初級)ⅢA・ⅢB 日本語(初級)ⅣA・ⅣB 基礎部門 外国語科目 特別外国語	
2020年度	韓国語会話選択a・b ディプロム・コース中級(韓国語)a・b	ディプロム・コース中級(スペイン語)a・b 基礎部門 外国語科目 特別外国語	
2019年度	世界の言語と文化	基礎部門 教養科目	
	日本語(初級)ⅠA・ⅠB 日本語(中級)ⅠA・ⅠB 日本語(中級)ⅡA・ⅡB 日本語(中級)ⅢA・ⅢB 日本語(中級)ⅣA・ⅣB	日本語(上級)ⅠA・ⅠB 日本語(上級)ⅡA・ⅡB 日本語(上級)ⅢA・ⅢB 日本語(上級)ⅣA・ⅣB 日本語(上級)ⅤA・ⅤB 基礎部門 外国語科目 特別外国語	
	成城インターンシップ	基礎部門 キャリアデザイン科目	
	刑事法特講	専門部門 自由選択科目 講義科目	
2018年度	Special Topics ⅣA・ⅣB	基礎部門 教養科目	
	英語リスニング&スピーキング(初級)a・b 英語リスニング&スピーキング(中級)a・b 英語リスニング&スピーキング(上級)a・b 英語リーディング&ライティング(初級)a・b 英語リーディング&ライティング(中級)a・b 英語リーディング&ライティング(上級)a・b	基礎部門 外国語科目 特別外国語	
	英会話選択a・b ビジネス英語a・b 英文多読a・b Academic Communication a・b 独会話選択a・b 独語選択(初級)Ⅰa・Ⅰb 独語選択(初級)Ⅱa・Ⅱb 独語選択(中級)a・b 仏会話選択a・b 仏語選択(初級)Ⅰa・Ⅰb		仏語選択(初級)Ⅱa・Ⅱb 仏語選択(中級)a・b スペイン語選択(初級)a・b スペイン語選択(中級・ディプロム)a・b 中国語選択(初級)Ⅰa・Ⅰb 中国語選択(初級)Ⅱa・Ⅱb 中国語選択(中級)a・b 韓国語選択(初級)a・b 韓国語選択(中級・ディプロム)a・b
	海外短期語学研修(英語・春季) 海外短期語学研修(英語・夏季) 海外短期語学研修(独語・春季) 海外短期語学研修(仏語・春季) 海外短期語学研修(中国語・夏季) 海外短期語学研修(英語・就業体験準備)		

授業科目の名称変更

変更年度	新授業科目名	旧授業科目名	備考
2022年度	データサイエンス基礎	データサイエンス入門Ⅰ	基礎部門 データサイエンス科目
	データアナリティクス基礎	データサイエンス入門Ⅱ	
	データアナリティクス応用	データサイエンス応用	
	機械学習基礎	データサイエンス・スキルアップ・プログラム	
2019年度	英語Ⅰ(総合)	英語Ⅰ	基礎部門 外国語科目 英語
	英語Ⅱ(実践)	英語Ⅱ	
	英語Ⅲ(コミュニケーション)	英語Ⅲ	
	ドイツ語初級	独語Ⅰ	基礎部門 外国語科目 独語または仏語
	ドイツ語コミュニケーション	独語Ⅱ	
	ドイツ語中級	独語Ⅲ	
	ドイツ語研究(ドイツ文学講読)	独語研究(ドイツ文学講読)	
	ドイツ語研究(ドイツ文化研究)	独語研究(ドイツ文化研究)	
	ドイツ語研究(ドイツ事情)	独語研究(ドイツ事情)	
	フランス語初級	仏語Ⅰ	
	フランス語コミュニケーション	仏語Ⅱ	
	フランス語中級	仏語Ⅲ	
	フランス語研究(フランス文学講読)	仏語研究(フランス文学講読)	
	フランス語研究(フランス文化研究)	仏語研究(フランス文化研究)	
	フランス語研究(フランス事情)	仏語研究(フランス事情)	
	2018年度	ディプロム・コース中級(独語)a	
ディプロム・コース中級(独語)b		ディプロム・コース中級(独語)B	
ディプロム・コース上級(独語)a		ディプロム・コース上級(独語)A	
ディプロム・コース上級(独語)b		ディプロム・コース上級(独語)B	
ディプロム・コース中級(仏語)a		ディプロム・コース中級(仏語)A	
ディプロム・コース中級(仏語)b		ディプロム・コース中級(仏語)B	
ディプロム・コース上級(仏語)a		ディプロム・コース上級(仏語)A	
ディプロム・コース上級(仏語)b		ディプロム・コース上級(仏語)B	

※旧名称の科目の単位を修得している場合は、新名称の科目を履修することができない。

授業科目の廃講

廃講年度	授業科目名	備考
2021年度	数理科学Ⅰa～Ⅱb	基礎部門 教養科目
	有価証券法 外国語文献講読(英語1)・(英語2)・(ドイツ語)・(フランス語)	専門部門 自由選択科目
2020年度	日本語(初級)ⅠA・ⅠB	基礎部門 外国語科目 特別外国語
2019年度	Academic Communication a・b スペイン語選択(中級・ディプロム)a・b	韓国語選択(中級・ディプロム)a・b 基礎部門 外国語科目 特別外国語
	リーガル・シンキング	専門部門 自由選択科目 講義科目
2018年度	日本語A・B	基礎部門 外国語科目 特別外国語
2017年度	英語リスニング&スピーキング(初級) 英語リスニング&スピーキング(中級) 英語リスニング&スピーキング(上級) 英語リーディング&ライティング(初級) 英語リーディング&ライティング(中級) 英語リーディング&ライティング(上級) 英会話選択 ビジネス英語 英文多読 Academic Communication 独会話選択 独語選択(初級)A・B	独語選択(中級) 仏会話選択 仏語選択(初級)A・B 仏語選択(中級) スペイン語選択(初級) スペイン語選択(中級・ディプロム) 中国語選択(初級)A・B 中国語選択(中級) 韓国語選択(初級) 韓国語選択(中級・ディプロム) 海外短期語学研修 日本語コミュニケーションA・B 基礎部門 外国語科目 特別外国語

※修得した単位は各分野・区分の単位として認められる。

※廃講年度は、その科目が最後に開講された年度を示す。